



人間文化研究機構 ネットワーク型基幹研究プロジェクト  
地域研究推進事業 南アジア地域研究



ISSN 2432-437X

**FINDAS**

The Center for South Asian Studies,  
Tokyo University of Foreign Studies

東京外国語大学 南アジア研究センター

## 東京外国語大学南アジア研究リサーチペーパー 17

---

英領期前半インドのマイスール藩王国における  
王権の再構築と王家女性たち  
太田 信宏

**The Reconstruction of the Kingship and Courtly Women  
in the Princely State of Mysore  
during the Early Colonial Period  
Nobuhiro OTA**



## 東京外国語大学拠点・南アジア研究センター

### Center for South Asian Studies, Tokyo University of Foreign Studies (FINDAS)

研究テーマ「南アジアにおける文学・社会運動・ジェンダー」  
Literature, Social Movements, and Gender Issues in South Asia

本拠点は、現代南アジアの構造変動に関する理解を、重層化・多元化・輻輳化する社会運動の歴史・政治・社会学的分析と文学分析、およびジェンダー視角を軸として深めることを目的とする。さらに、対象研究領域に関して、すでに東京外国語大学が所蔵する文献・史料群を充実させることを系統的、意識的に追及し、国内における文献拠点となることをめざす。

本拠点の第1期（2010～2014年度）の研究活動を通じて、経済自由化・グローバル化にともなう現代インドにおける構造変動が、個人、家族、コミュニティ・レベルの人々の意識、ジェンダー関係に劇的な変容をもたらしたこと、アイデンティティの複合性と可変性がさらに加速化していること、ならびに、インドを特徴づけている活性化された民主政治が、それまで社会的周縁に位置づけられてきた諸集団の積極的な異議申し立てなしには理解できないという事実が明らかになった。第2期（2015～2021年度）では、社会運動の諸相をとくに、人的紐帯の変化、および、それらを支える情動や感性の側面に焦点をあてること、対象地域をさらに、南アジア地域に拡大するとともに、中国・東南アジア・イスラーム地域などの他地域との比較研究を意識的に組織化し、理論化を主導することに重点的に取り組む。

東京外国語大学は、ウルドゥー語・ヒンディー語・ベンガル語を中心に南アジアの諸言語の教育、および南アジア地域研究に関して明治期以来の長い歴史を有し、世界的に活躍する高度職業人ならびに日本における南アジア研究の中核を担う研究者を輩出してきた実績がある。また、国内有数の南アジア諸語文献・南アジア関連の文献・史料の所蔵を誇る。さらには、海外の南アジア研究者との学術交流にも長い伝統がある。こうした特長を最大限に生かしつつ、本拠点はさらに国内外の南アジア研究者のネットワークのハブとして共同研究を組織するとともに、若手研究者の育成を重点的に行い、南アジア地域研究のレベルを明示的に高めることをめざす。

研究ユニット1「輻輳する社会運動における実践と理論」

研究ユニット2「社会変動と文学」

FINDAS リサーチペーパーシリーズ 17

英領期前半インドのマイスール藩王国における  
王権の再構築と王家女性たち

太田 信宏



# 英領期前半インドのマイスール藩王国における

## 王権の再構築と王家女性たち\*

太田 信宏\*\*

### **The Reconstruction of the Kingship and Courtly Women in the Princely State of Mysore during the Early Colonial Period**

Nobuhiro OTA

#### Abstract

When the British established colonial rule over India in nineteenth century, many native rulers survived the colonization to maintain their own territories under the British protection and control. The newly emerging political environment of colonial rule urged or gave a chance for the native rulers to reconstruct their own royal authorities and legitimacies which fluctuated during the process of colonization. Krishna Raja III (Mummaḍi Kṛṣṇa Rāja, r. 1799-1868) of the princely state of Mysore in South India was one such native ruler. Under his reign, courtly women, such as queen dowagers, queens and princesses, came to make their presence felt more strongly as representatives of the royal family. This expanded political role for royal ladies can or must be interpreted as part of response of the king to the pressing issue of reinventing his authority. This paper aims to clarify the roles the courtly women played in the attempt of Krishna Raja III to reconstruct the Mysore kingship and considers the historical backgrounds and significance of the expanded role for courtly women.

#### 1. はじめに

---

\* 本稿は、2022年1月25日に開催された2021年度第5回 FINDAS 研究会「政治の中の女性／フェミニズム」での口頭発表「英領期前半インドのマイスール藩王国における王権の再構築と王家女性たち」をもとにしたものであり、JSPS 科研費 16K03075 の助成を受けて行われた研究の成果の一部である。ラージャスターニー語のカナ表記については、三田昌彦氏にご教示いただいた。口頭発表の際にコメントを頂いた方々とともに、感謝の意を表します。

\*\* 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所

## 1. 1. 藩王家の女性たち

イギリス植民地支配が確立した 19 世紀のインドでは、多くの現地君主がイギリスの保護下で存続を許され、それぞれの領域を維持した。植民地支配の傘下に入るといふ新しい政治状況のもと、現地君主（藩王）は、植民地化の過程で揺らいだ自らの権威と正当性を再構築することを余儀なくされた——あるいは再構築する機会を獲得した。本稿が取り上げる南インド・マイスール藩王国のクリシュナ・ラージャ 3 世（在位 1799 年～1868 年）もそうした藩王のひとりであった。<sup>1</sup>同王の時代、王の近親女性たち——母や妻、娘——が王家を代表する存在として、それまでとは比較にならないほどに大きな存在感を示すようになる。こうした王家女性のあり方の変化は、王が直面していた、王権の再生という課題への対応の一環として捉えることが可能であり、必要であると思われる。クリシュナ・ラージャ 3 世がマイスール王権を再構築する過程に、王家女性たちがどのように関与したのかを辿るとともに、そのような関与の背景と意義を考察するのが、本稿の目的である。

英領期インドの藩王家の女性たち、あるいは、女性たちを一方の当事者とする藩王家の婚姻に着目する研究は少なくない[Jhala 2008]。しかし、これらの先行研究が取り上げる諸事例は、時代的には 19 世紀後半以降の英領期後半、地域的には北インドに偏りが見られる。また、イギリス植民地支配のもと、女性と結婚をめぐる西洋近代的な価値観や制度がインド現地の人々に浸透していくなかで、女性の地位や主体性、婚姻のあり方がどのように変化したのかという視点に立った研究が多いことも特徴的である。本稿は、地域的にも時代的にも先行研究が多いとは言えない 19 世紀前半から中頃の南インド・マイスール藩王国を取り上げる。この時期の同藩王国は、植民地支配の傘下には入ったものの、西洋近代的な価値観や制度の浸透は限定的であった。本稿が検討するマイスール藩王国の事例を通じて、藩王家の女性や婚姻のあり方の変化には、西洋近代的な女性観や結婚観の影響以外にもさまざまな要因が作用していたことが確認されるであろう。

イギリス植民地支配下での現地王権の変容を論じる研究は、ダークスによるプロドゥッコータイ（藩）王国研究[Dirks 1987]の刊行以降、活発になってきている。しかし、王家女性や結婚のあり方と結びつけて変容が議論されることはほとんどないように思われる。王権論を含む広い意味での政治体制研究と、王家女性に焦点化した研究との間のこうした隔たりを埋める試みとしても、本稿は意義をもつと考える。マイスール藩王国に関しても 21 世紀に入ってから重要な研究成果が生みだされてきている。なかでもシモンズの研究

---

<sup>1</sup> 同名のマイスール王のうち、クリシュナ・ラージャ 3 世のように一部は、同時代の文献で既に序数をつけて呼ばれることが一般化していた。それ以外の王については、伝説的な遠祖を数えるか否かや、名前に付された「通り名」的な呼称で区別するか否かなどで、文献によって序数の数字にばらつきが見られる。本稿では、ハヤヴァダナ・ラーオの『マイスール史』[Rao 1943-1948]にある記載に原則として従った。また、カナ表記は、「通り名」的な呼称の部分と、多くの王に共通して名前の最後に付けられる「オデヤ」の尊称は、原則として省略する（付表 1 参照）。

[Simmons 2020]は、クリシュナ・ラージャ 3 世による王権再構築の試みを主題として取り上げ、本研究とも問題関心に重なる部分が多いが、王家女性のあり方については特に論じていない。

次章以降では、最初に、クリシュナ・ラージャ 3 世時代に創建された寺院やアグラハーラといった王権を象徴する施設・組織などを通して、王本人とともに王の近親女性たちの存在が可視化されたことを紹介する。<sup>2</sup>次に、クリシュナ・ラージャ 3 世時代後半に編纂された王家の系譜や王国史の中で、マイルスール王の妻たちや彼女らから生まれた男女の子どもがどのように記載されているのかを検討する。前後の時代に成立した系譜や史書では「妾<sup>3</sup>」や「庶子」として王族から除外された人々が記載されていること、クリシュナ・ラージャ 3 世の可視化された妻の中にも「妾」が多く含まれていたことを明らかにする。最後に、イギリス植民地支配という新たな政治的状況の中で、クリシュナ・ラージャ 3 世が自らを頂点とする政治体制をどのように再構築しようとしたのか、その試みの中で王家の女性たちはどのような役割を担ったのか——あるいは、担わされたのか——について考察する。

## 1. 2. 歴史的背景

近世南インドの有力な地域国家のひとつであったマイルスール王国では、18 世紀後半、部将のハイダル・アリー（1720 年頃～1782 年）が実権を掌握した。ハイダル・アリーと彼の跡を継いだ息子のティップ・スルターン（1750 年～1799 年）が、南インドの政治的覇権をめぐり、マラーター王国やイギリス東インド会社と繰り返し戦ったことは良く知られている。ティップ・スルターンは当初は父に倣って、ヒンドゥー王家が名目的に存続することを許していた。しかし、1796 年、チャーマ・ラージャ 8 世が没した際に新王の即位を認めず、マイルスール王家は名目的にも一旦は途絶することとなった。その 3 年後の 1799 年、第 4 次マイルスール戦争がティップの戦死で終了し、南インドに対するイギリスの植民地支配が確立する。

---

<sup>2</sup> ラールはムガル帝国史研究の課題として、「ムガル皇帝家の女性たちと彼女らの権力の可視性 (visibility)」を指摘することにとどまらずに、彼女らを「ムガル世界——その帝國的な見取図と君主権力の形成——の不可欠な構成要素」として組み込んで帝国史を把握することを説いている[Lal 2005: 8-9]。本稿でも、王家女性の可視化を指摘するだけでなく、それを王権再構築の試みの一部として位置付け、その歴史的意義を考察する。

<sup>3</sup> 本稿では、基本的に、「正式」に結婚した女性配偶者を妻（あるいは、嫡妻）と呼び、それ以外の女性配偶者を妾と呼ぶ。本論でも示されるように、何をもち「正式な結婚」と見なすかは、ある程度の社会的合意が存在するものの、多様な見解が入り込む余地もある。なお、複数人存在する女性配偶者を区分する呼称・用語として、特に日本史の文脈では、正室と側室も使用される。ただ、正室は一人に限定されるという理解が強いように思われたので、本稿では、正室・側室ではなく、妻・妾の用語を採った。マイルスール（藩）王を含め、一夫多妻制をとったヒンドゥー王には、「正式な結婚」をした妻が複数存在することが一般的であった。妻妾の区別や結婚の意義は、文化の違いに応じて多様であると考えられる。

イギリスは、戦死したティプの子どもではなく、最後のヒンドゥー王チャーマ・ラージャ 8 世の幼い遺児をクリシュナ・ラージャ 3 世として新王に擁立したうえで、いわゆる軍事保護条約を締結した。幼い藩王に代わってディーワーン（宰相）のプールナイヤが藩王国の内政を取り仕切り、その手腕はイギリスからも高く評価された。1810 年、成長したクリシュナ・ラージャ 3 世の親政が開始されたが、財政状況の悪化が進み、イギリスから綱紀粛正を求められた。また、藩王国政府内では、一部の有力役人の間で役職をめぐる対立が深刻化した。そうしたなか、1830 年、藩王国領西北のナガラ地方（現シヴァモッグ県とその周辺）で農民反乱が起これ、藩王国内各地へと広がっていった。イギリスは、軍を出動して反乱鎮圧にあたる一方、反乱が藩王政府の失政に起因するとして藩王から内政権を接収した。藩王の地位は保全されたものの、藩王国領はイギリス人弁務官（Commissioner）率いる政府の統治下に置かれることになった。

クリシュナ・ラージャ 3 世は、内政権の回復を目指して植民地政府や、さらには、イギリス本国の政府と世論に働きかけたが、その効果が見られない時間が長く続いた。王の高齢化とともに、王の死と同時に藩王国が取り潰される懸念が高まっていった。そうした状況の中、王が跡継ぎとなる幼い男子（後のチャーマ・ラージャ 9 世）と養子縁組をすると、本国政府の政権交代もあり、イギリスは養子に王位を継承させること、養子が成年に達したときに内政権を返還することを約束した。1868 年、クリシュナ・ラージャ 3 世は自らの手に内政権を取り戻す念願が叶うことなく他界し、幼い養子がチャーマ・ラージャ 9 世として王位を継承した。1881 年、18 歳となったチャーマ・ラージャ 9 世に内政権が返還され、約半世紀に及んだイギリスによるマイルール藩王国領統治は終焉を迎えた。<sup>4</sup>

本論では、マイルール（藩）王家に嫁した女性たちのあり方を検討することになるので、同王家の婚姻についてもここで簡単に整理しておきたい。歴代マイルール王が権力を維持・拡大させる上で、「プラブ（prabhu）」（「王、支配者」の意）と呼ばれた近隣の在地領主層の協力が重要であった。マイルール王家ももともとは在地領主層に属し、王家を含む在地領主諸家の間では政治的紐帯を維持・強化するための政略的な意味合いの濃い結婚が繰り返されていた。17 世紀後半、王家と有力な領主諸家は「アラス（arasu）」（やはり、「王、支配者」を意する）と呼ばれる内婚カースト（ジャーティ）集団に再編され、彼らの間の政略的な結婚は儀礼的に正当化されることになった。<sup>5</sup> 同時代のラージプート王家やマラーター諸侯が他の王家や諸侯と姻戚関係を結ぶことが多かったのと対照的に、マイルール王国では王や

---

<sup>4</sup> 英領期のマイルール王国の歴史については、[Rao 1930; Rao 1936]が詳しいが、執筆当時の藩王国政府や藩王の立場に寄り添った記述が目立つ。[Gopal 1960]は、内政権を剥奪されるまでのクリシュナ・ラージャ 3 世時代の藩王国財政を扱ったもので、出版から年数が経っているが、当時の国内政治の動向やイギリスの関与についても詳しく、参考になる。1830 年の農民反乱については、[Stein 1993]も参照のこと。

<sup>5</sup> 初期のマイルール王国におけるプラブたちと、彼らのアラス集団への再編については、[太田 2013]を参照のこと。

王子が他国から嫡妻を迎えることはなかった。また、王女を他国に嫁がせることもなかった。ラージプートやマラーターの諸王国において、王家の結婚が国家間の関係と緊密に結びついていたのに対して、マイル王国ではあくまでも国内の問題であった。クリシュナ・ラージャ 3 世には、これから詳しく見るように多くの妻が存在したが、ほかの藩王や英領インドの有力ザミンダールの娘は含まれていなかったようである。

マイル王家を含むアラス諸家は一夫多妻制をとり、歴代の王にも複数の妻が存在した。一夫多妻制のもとで正式に結婚した妻（王妃）たちの間には、序列や格の違いが存在したが、それらが何に規定されていたのかはよく分からない。多くの王には、嫡妻以外にも妾が存在した。内婚カースト集団としてのアラスが編成された後は、アラス以外の出自の女子が正式な妻として認められることはなかったと考えられる。出自などを理由に「妻」とは認められない「妾」と王との間に子どもが生まれても、その子どもは庶子として扱われ、王家の正式な成員には数えられなかったと推定される。妻と妾の違いは、アラスの集団を維持する婚姻体系の根幹に関わるものであった。<sup>6</sup>その妻妾の別が、クリシュナ・ラージャ 3 世の時代、アラス集団の頂点に位置する王自身によって蔑ろにされようとしたことを、本論は明らかにするであろう。

### 1. 3. 史料紹介

本稿が主に依拠する史料について、簡単に紹介する。英領期に入ると、マイル（藩）王国では王家の系譜や王国史の編纂と整備が本格化した。クリシュナ・ラージャ 3 世時代の編纂事業は、王の晩年、「一族の蓮 (Saṃtānāṃbuja)」、「一族の樹 (Saṃtānavṛkṣa)」、『聖なるクリシュナ・ラージェンドラ 3 世皇帝の一族の化身の海 (Śrīmummaḍi Kṛṣṇarājēndra Sārvabhoumara Vaṃśāvatāra Ratnākara)』(本稿では以下、『化身の海』と略記する)として結実する。これらのうち、「一族の蓮」と「一族の樹」は、1860 年頃、マイル城砦の西隣

---

<sup>6</sup> やはり一夫多妻制をとるラージプート諸王は、同じラージプートの王女を嫡妻とした。嫡妻の間の序列は、跡継ぎとなりうる男子の有無や、その出生順などで決まったという。ラージプート以外のカーストの女性と実質的な婚姻関係に入る場合、結婚式は行わずに代わりに、「チューラー (chura)」と呼ばれる儀式を執り行い、「パースヴァーン (paswan)」あるいは「パルダヤト (pardayat)」の称号とともに王の妾としての正式な身分を与えた。妾は正式に結婚したラージプート王女である「ラーニ (rani)」よりも下位に位置付けられ、妾から生まれた子どもは嫡子とは同等に扱われなかった。妾腹の男子は王位継承の資格を認められず、結婚も妾腹の女子とのみ可能であった[Joshi 1995: 118-122]。他方、ムガル皇帝の妻は、ムスリム貴人の娘と、政略的な思惑で結婚したラージプート王の娘や親族という 2 種類に大きく分けられた。「バーイー (bai)」や「マハル (mahal)」と呼ばれた後者は前者よりも格下とされたという。しかし、生まれてきた子どもは同等に扱われ、生母の違いによる嫡庶の別はなかったようである。ムガル皇帝の場合、さらに、正式に結婚をしていない「内縁」の妻も存在したが、生まれてきた子どもは、正式な結婚相手から生まれてきた子どもと同等に扱われたという[Mukherjee 2001: 22-25]。

に建てられたジャガンモーハナ宮殿内のランガ・マハル（直訳すると「彩の間」）に壁画として描かれた。「一族の蓮」は、プラーナ文献にある月氏族クシャトリヤのヤーダヴァ一族の系譜と、その末裔である初代ヤドゥ（ヤーダヴァ一族の開祖であるヤドゥとは別人）から第22代クリシュナ・ラージャ3世までの歴代マイスール王を肖像画と簡潔な文章とともに紹介する。文章部分には、先代の王との続柄、生没と即位の年月日、代表的な事績、妻子が基本的に記されている。他方、「一族の樹」はクリシュナ・ラージャ3世の妻20人と子孫の血縁関係を如意樹のかたちで示したものである[MAR 1938: 67-70]。「一族の樹」の左右には、「一族の化身の栄光 (Vamśāvatarāṇa Vaibhava)」と題された、クリシュナ・ラージャ3世の族譜と頌徳文がサンスクリット語で記されている。壁画作成と同じ頃、「一族の蓮」と「一族の樹」、「一族の転生の栄光」を真鍮板一枚の表裏に刻んだものが作成された（前二者にあった王たちの肖像画は除く）。真鍮板版の「一族の樹」には、クリシュナ・ラージャ3世の妻に加えて、同王の父チャーマ・ラージャ8世の妻10人と子どもも記載されている。これ以外にも「一族の樹」の壁画版と真鍮板版とでは細かい差異が見られるが、本稿では、特に断らない限り、真鍮板版の「一族の蓮」と「一族の樹」を参照する。<sup>7</sup>付表2・3は、「一族の樹」に記載されているチャーマ・ラージャ8世とクリシュナ・ラージャ3世の妻の一覧である。なお、本稿では、2人の王の妻について、「第5妃」のように序数をつけて言及することがあるが、序数は、基本的に、これらの表の中での順番を指す。

王家の女性の名前は、接尾辞的尊称を含む形で表記される。例えば、「一族の樹」では、クリシュナ・ラージャ3世第2妃は「デーヴァーンバー・デーヴィ」と表記されている。「デーヴァ」が彼女を他の人々から識別する「名前」の部分で、それに「母」を意味する「アンバー」と「女神」を意味する「デーヴィ」が尊称として付けられている。尊称の表記には揺れが見られ、「アンバー」や「デーヴィ」のほかに、「アンバー」の異形である「アンベ」、「アジャンマ (ajamma)」、「アンマ (amma)」、「アンニ (aṇṇi)」などが用いられ、これらが組み合わせられることも多い。本稿では特段の理由がない限り、用例の多さを考慮して「アジャンマンニ」か「アンマンニ」の尊称がつけられたかたちで（例えば、「デーヴァーンバー・デーヴィ」は「デーヴァーアジャンマンニ」となる）、王家の女性の名前を表記する。

クリシュナ・ラージャ3世の配偶者は、王宮の一角を居住用の区画として宛がわれ、史料中、その区画の名称が名前に冠されたり、あるいは、名前の代わりに用いられたりした。例えば、「一族の樹」で、第2妃は「ラクシュミー・ヴィラーサのデーヴァーンバー・デーヴィ」と紹介されている。「ラクシュミー・ヴィラーサ」が彼女の居住区画の名称である。サンスクリット語起源の「ヴィラーサ (vilāsa / viḷāsa)」は、本来は、「戯れ、優美」などを意

---

<sup>7</sup> 真鍮板の「一族の蓮」と「一族の樹」は「一族の化身の栄光」とともに、[MAR 1935: 149-178]として翻刻され、その後、[EC 5, My:26]に載録されている。「一族の蓮」の名称はテキスト中に見られるが、「一族の樹」の名称はテキスト中にはない。「一族の樹」という言葉は、真鍮板版を紹介するマイスール考古学局年報で用いられている。

味するが、マイル王国では宮殿や宮殿内の区画が「ヴィラーサ」と呼ばれた。居住区画の名称を配偶者の名前の代わりに用いる場合、「御前 (sannidhāna)」が居住区画名の後に付けられた。デーヴァーンバー・デーヴィの場合は、「ラクシュミー・ヴィラーサ御前」となる。区画には、「ヴィラーサ」と呼ばれるもののほかに「局 (totṭi)」と呼ばれるものもあった。例えば、第7妃は「国庫局 (bokkasada totṭi) のプッタ・ガウラーンバー・デーヴィ」と紹介される。彼女に宛がわれた区画は国庫の近くにあったのであろう。「ヴィラーサ」と「局」との間に大小などの違いがあったのかは分からない。<sup>8</sup>

後に再び取り上げるように、寺院に奉納された神祭具の一部には、奉納者の名前が刻字されている。マイル市郊外のチャームンデーシュヴァリー寺院とジョヴァーラームキ寺院、同市内のラクシュミーラマナ・スヴァーミー寺院の3寺院にそれぞれ奉納された胸飾 (padaka) 3点には、奉納者として「国庫局御前のナンジャッヴェ」の名前が刻まれている [EC 5, My:79, 158-159]。国庫局は、「一族の樹」によれば第7妃プッタ・ガウラーンバー・デーヴィの居住区画である。「ナンジャッヴェ」は同局を与えられた王妃ではなく、同局の王妃に仕える侍女のひとりと推測される。<sup>9</sup>「アッヴェ」という王妃には用いられない接尾辞の尊称も、この推測と整合的である。また、シュリンゲリ僧院の銀製華瓶 (belli combu) には、奉納した「クリシュナ・ヴィラーサ御前のデーヴァッヴェ」の名前が刻まれている [EC 11, Sg:12]。クリシュナ・ヴィラーサは第4妃リンガージェンマンニの居住区画なので、デーヴァッヴェは彼女に仕える侍女のひとりであろう。名前に付された尊称が、先のナンジャッヴェ同様、「アッヴェ」となっている。王妃に仕える侍女は、王妃が起居するヴィラーサ／局付きの侍女として認識、把握されていたことがうかがわれる。

『化身の海』は、1862年に、王の「宮廷にいる学者たち (āsthānadalliruva vidvāmsaru)」 [VAR: 131]によって完成されたカンナダ語散文のマイル王国史である。プラナ文献にある月氏族クシャトリアのヤーダヴァー族の系譜に始まり、初代マイル王ヤドゥによる建国から、クリシュナ・ラージャ3世の即位60周年記念灌頂式典 (1859年)まで、歴代マイル王の治世が記されている。<sup>10</sup>王統譜と王国史の編纂・整備はクリシュナ・ラージ

---

<sup>8</sup> 宮殿は、「ヴィラーサ」以外にも「マハル (mahal)」の名称がつけられることもあった。マイル (藩) 王国の宮殿建築、特に宮殿内の区分や様々な用途の空間の配置に関する学術的な研究は、残念ながら見当たらない。同時代南インドのドゥッコッタイ (藩) 王国の宮殿建築については、[Howes 2003]がある。ドゥッコッタイ王国でも、宮殿や宮殿内の区画は、ヴィラーサ、あるいは、マハルと呼ばれていた。

<sup>9</sup> 「第二国庫局」もあったが、それを居住区画に与えられたのは第11妃グル・スィッダージェンマンニで、「ナンジャッヴェ」ではない。

<sup>10</sup> クリシュナ・ラージャ3世時代後半に成立した「一族の蓮」、「一族の樹」、『化身の海』の間には、本論で述べるように、王の妻子の記載法にやや違いがみられる。特に、一方における「一族の蓮」、「一族の樹」と、もう一方における『化身の海』との間の違いが目立つ。そうした違いはあるものの、これら3つの系譜・史書は、基本的に王の意向を汲むかたちで編纂され、その内容は王によって受け入れられた——ある

ヤ 3 世没後も続き、1887 年に『マイスールの聖なる大王チャーマ・ラージャ・オデヤの一族の海 (Mahisūra Śrīmanmahārāja Cāmarājēndra Oḍeyaravara Vaṃśaratnākara)』(本稿では以下、『一族の海』と略記する) が刊行された。やはりカンナダ語散文で書かれた同書は『化身の海』に依拠した部分を含み、その編纂にあたって『化身の海』が参照されたことは間違いのない。しかし、『化身の海』から大幅に増補されているだけでなく、本稿で見ると、同じ事柄に関する記述であっても『一族の海』と『化身の海』との間には重大な相違点が見られる。

『一族の海』には、クリシュナ・ラージャ 3 世時代に新たに導入された統治や司法などの諸制度はほとんど記されていない。これらを書き足し、全体を 2 巻本に再編集して 1916 年と 1922 年に刊行されたのが『マイスール王国の君主である聖なる大王の族譜 (Maisūru Saṃsthānada Prabhugaḷu Śrīmanmahārājaravara Vaṃśāvali)』(本稿では以下、『大王の族譜』と略記する) である。英領期以前の部分や、クリシュナ・ラージャ 3 世が行った宗教的寄進などの慈善についての記述に関するかぎり、『一族の海』と『大王の族譜』との間に大きな違いは見られない。<sup>11</sup>

これらのほかに、本稿では刻文も利用した。かつてのマイスール藩王国領にあたる地域内で発見された刻文は全て翻刻されて、『カルナータカ刻文集 (Epigraphia Carnatica)』として刊行されている。現在、改訂版の編集と出版が進行中であるが、かつての都があったマイスールと周辺地域については既に改訂版が刊行されている。今後、未知の刻文が続々と発見される可能性は低い。同時代刻文の存在は、『化身の海』や『一族の海』などの編纂された歴史書の内容を検証するうえでも重要であると言える。また、クリシュナ・ラージャ 3 世の時代、王の庇護を受けた詩人によって、王を主人公とするカンナダ語文学作品が伝統的・古典的な形式を用いて著された。これらの宮廷文学作品は、王を含む王国支配層の考え方や認識を知る重要な手掛かりともなる。個々の作品については、本論の中で適宜、紹介する。

## 2. 可視化された王家の女性たち

### 2. 1. アグラハーラの創建

インドでは古くから、ヒンドゥー教に基づく宗教的・文化的権威を体現するバラモンへの寄進が数多く行われてきた。なかでも特に重要であったのがアグラハーラの創建と寄進で、アグラハーラとして寄進された村落(群)から地稅相当分の生産物を取得する権利がバラモンに施与された。ほとんどの寄進の主体は王であり、創建されたアグラハーラには王の名前

---

いは、受け入れられることを作編者たちは期待していた——ものと推測される。

<sup>11</sup> 『大王の族譜』刊行に至るまでのマイスール王国史編纂の過程について、先行研究には理解に不十分な点や混乱が見られる。英領期におけるマイスール王国史編纂の過程については、別の機会に論じたい。

がつけられることが多かった。マイスール王国も例外ではなく、歴代王の名前がつけられたアグラハーラが創建、寄進された。なかでもデーヴァ・ラージャ（在位 1659 年～1673 年）は多数のアグラハーラを創建し、それらは全て王の名前をとって「デーヴァラージャプラ」（「プラ (pura)」は「町」の意）と名付けられた。クリシュナ・ラージャ 3 世時代にも王の名前がついたアグラハーラは創建されたが、その数はひとつにとどまり、代わりに王の母（生母以外の父チャーマ・ラージャ 8 世の配偶者を含む）や王妃の名前がついたアグラハーラが数多く創建、寄進された。『化身の海』には、王が「自身の名前や母の名前、妻の名前がついた数多くのアグラハーラを創建しバラモンに寄進」したとのみあるが[VAR: 106]、刻文などの当時の記録や『一族の海』などの記述から、個々のアグラハーラについて具体的なことを知ることができる。以下、クリシュナ・ラージャ 3 世時代に創建されたアグラハーラについて、王家の女性との関係に焦点を絞って紹介する。

王の名前がついた唯一のアグラハーラ・クリシュナラージェンドラプラは 1819 年に創建された。当時の行政文書「ニルーパ (nirūpa)」<sup>12</sup>のひとつには、このアグラハーラが「祖先たちの冥福を祈願して (mātāpitṛgaḷige puṇyalōkadalli sthiravāsārthavāgi)」、「我が〔クリシュナ・ラージャ 3 世のこと〕母〔生母ケンパ・ナンジャンマンニのこと〕の命日 (namma māta puṇya divasa)」にあたる「シュラーヴァナ明半月 10 日」に寄進されたとある[Mamjunāthan 1995: 118]。アグラハーラ寄進の目的として、父母や先祖の追善は珍しいものではないが、母の命日に寄進を行うこと、少なくとも、そのことが公的な記録に明記されることは珍しい。

王妃の名前がついたアグラハーラは 4 つの創建が記録されている。それらの創建年代や、アグラハーラを寄進されたバラモンの居住用に建設、寄進された家屋の場所などをまとめたのが、付表 4 である。<sup>13</sup>表に示してある刻文以外に、『一族の海』と『大王の族譜』も典拠として利用した[COV: 306-308; SMV 1922: 156-158]。

1821 年に創建された 3 つのアグラハーラのバラモン居住用家屋は全て、当初、「アシュタグラマ郡のチャンダガーラ (Caṃdagāla) 村のカーヴェーリ川南岸」に相互に隣り合うかたちで建てられた。しかし、その後、川沿いに住むことによる健康被害をバラモンが王に訴えると、1825 年、「マイスールの城砦の西隣」、「王の厩舎の右手」に家屋が移築された。移築後も 3 つのアグラハーラのバラモン用家屋は隣接して立地し、プラサンナ・ナンジュンデーシュヴァラ寺院、ハヤグリーヴァ神を祀るパラカーラ僧院別院、ラクシュミーナラスィンハ神を祀るアホーバラ僧院別院がそれぞれの家屋と並んで建てられたほか、3 つのアグラハ

---

<sup>12</sup> マイスール王国統治機構内で上位から下位に向けて意志や命令を伝達する公式の文書のこと。1700 年頃から用いられるようになった。

<sup>13</sup> 寄進を受けたバラモンは、寄進された村落（複数の場合はそのひとつ）に家屋を与えられて集住することが多い。しかし、マイスール王国では、寄進された村落ではなく、都市や聖地に家屋を与えてバラモンを住まわせることが一般化した。

ーラの家屋群に隣接するかたちで市場が開設された。<sup>14</sup>ガウラージャンマンニの名前がついたアグラハーラの創建を記録する刻文は発見されていない。のちに詳しく紹介するように、このアグラハーラは、マイルスールからチャーマラージャナガラに向かう幹線道が通過するコーヌール村近辺に創建され、休憩所 (annasatravu) や寺院、溜池などが同時に造営された。

クリシュナ・ラージャ 3 世の母の名前がついたアグラハーラは、1825 年から 27 年にかけて創建された。関連する刻文が発見されていないので、これらのアグラハーラに関する情報は『一族の海』と『大王の族譜』に記録されていることがほぼ全てということになる[COV: 304-306; SMV 1922: 154-156]。付表 5 は、これらのアグラハーラの創建年代やバラモン用家屋の場所をまとめたものである。<sup>15</sup>

1827 年に創建された 4 つのうち、ラクシュマンマンニの名前のものを除く 3 つは、名前がつけられた 3 人の王母への追善を目的として創建、寄進された。3 つのアグラハーラのバラモン用家屋は、マイルスール市内、城砦の南西隣に相互に隣り合うかたちで建てられた。前年に創建されたデーヴィーランマンニのアグラハーラのバラモン用家屋も同じマイルスール市内の城砦南隣に建てられた。先の王妃の名前のアグラハーラと合わせると、マイルスール市内には王家の女性の名前がついた 7 つのアグラハーラが、王宮が位置する城砦の南から西に集まっていたことになる。ラクシュマンマンニのアグラハーラのバラモン用家屋が建てられたエダトレ (現クリシュナラージャナガラ) はカーヴェーリ川沿いの有名なヒンドゥー教聖地である。同地のアルケーシュヴァラ寺院をクリシュナ・ラージャ 3 世が手厚く庇護したことが知られる。歴代マイルスール王によるアグラハーラ創建でも、バラモン用家屋が聖地に建てられることは多かった。そうした聖地を荘厳化し、巡礼に訪れる多くの人々の耳目を集めるであろうアグラハーラに、王ではなく王の母の名前がつけられたということが重要な点である。なお、英領期以前にもマイルスール王家の女性の名前がつけられたアグラハーラ創建の事例は、数は少ないものの存在する。<sup>16</sup>しかし、4 人の王妃と 7 人の王母、あわせて

---

<sup>14</sup> 刻文には、3 つのアグラハーラの家屋が当初、チャンダガーラに建てられたことは記されていない。1821 年の創建当初から、家屋はマイルスール市内にあったことになっている。

<sup>15</sup> 王の母の名前がついたアグラハーラに関する『一族の海』の記述には、やや不可解な内容が含まれる。多くのアグラハーラについて、創建された年と寄進された年が記され、場合によっては両者の間に 20 年近い隔たりが見られるが、特に説明はない。デーヴァージャンマンニの名前がついたアグラハーラは 1826 年に創建されたが、同アグラハーラの 1 ヴリッティ (ヴリッティは、地税相当分の生産物の一定割合を取得する権利を意味する) を与えられたシュリーカンテーシュヴァラ寺院は、1861 年 (「ドゥルマティ年間アーシャーダ (mithunamāsa āṣāḍha) 明半月 5 日」)、アグラハーラとして寄進された村落内に建立されたという[COV: 304-305, 320; SMV 1922: 154-155]。ヴリッティを与えられた寺院がアグラハーラ創建の 35 年後に建立されたという状況は理解しがたい。ただし、該当するドゥルマティ年にはアーシャーダ月の閏月は存在しないので、何かの誤りがあるのかもしれない。

<sup>16</sup> 1761 年の銅板文書[EC 5, Kn:47]は、クリシュナ・ラージャ 2 世 (在位 1734 年～1766 年) が、「自らの母

11人もの王家女性の名前のアグラハーラが創建されたクリシュナ・ラージャ3世の時代は、その数の圧倒的多数が際立っていると見えよう。

『一族の海』によれば、王母7人の名前がついた7つのアグラハーラののうち3人（ナンジャンマンニ、デーヴァージャンマンニ、ラクシュマンマンニ）のアグラハーラは、彼女らによるトゥラー・プルシャ・ダーナ（Tulāpuruṣadāna）儀礼執行の際に寄進された[COV: 305, 320; SMV 1922: 155]。これと対応するように、『化身の海』には、クリシュナ・ラージャ3世がトゥラー・プルシャ・ダーナ儀礼をはじめとするマハーダーナ（Mahādāna）儀礼を自ら数回行っただけでなく、母や妻にも行わせたと言われている[VAR: 109]。トゥラー・プルシャ・

---

の名前がついた（*sva māturnāmnā*）「デーヴァーンバーサムドラ（Dēvāṃbāsamudra）」というアグラハーラを創建したことを記録する。クリシュナ・ラージャ2世は王家傍流の生まれであり、即位にあたって、既に他界していた先々代のクリシュナ・ラージャ1世（在位1714年～1732年）の妃デーヴァージャンマンニと養子縁組をした[COV: 150]。銅板文書にある「自らの母」とは、この養母デーヴァージャンマンニのことであろう。「サムドラ」は「海」を意味する。このデーヴァーンバーサムドラが、筆者の知る限りでは、英領期以前に王家女性の名前をつけて創建されたアグラハーラの唯一の事例である。ただし、この銅板文書の信憑性には若干の疑問がある。銅板文書にはアグラハーラ創建の日付が、1761年9月11日に相当する「シャカ暦1683年ヴィシュ年バードラパダ半月12日」とある。同年7月までにはハイダル・アリーが王国の実権を完全に掌握していたが[Rao 1943-1948: II, 255]、銅板文書にハイダル・アリーへの言及が見られない。ハイダル・アリーによる実権掌握という国政を一変する大事業の直後にアグラハーラが創建されたこととあわせて、やや不自然な感じがする。

クリシュナ・ラージャ1世がアグラハーラのバラモンに村落を寄進したことを記録する1722年銅板文書[EC 6, Pp:99]には、同王の祖母（チッカ・デーヴァ・ラージャ妃）デーヴィーランマンニ（Dēvīramma）にヤーダヴァプラ（あるいは、ヤーダヴァプリ）・アグラハーラを、同じく母（カンティーラヴァ・ナラサ・ラージャ2世妃）のチャルヴァージャンマンニ（Calvājamāmbā）にチャルヴァデーヴァンブディ・アグラハーラ（Calvadēvāmbudhi Agrahāra）をそれぞれ創建させたと言われている。ここでのアグラハーラは、寄進を受けたバラモンが居住する家屋からなる集落の意味であろう。前者のヤーダヴァプラは、王家の族神であるナーラーヤナ神を祀る寺院があるメールコーテの別名でもある。後者の名前は「チャルヴァデーヴァ」と「アンブディ」（「海」の意）に分けられるが、「チャルヴァデーヴァ」は、このナーラーヤナ神の別名チャルヴァ・ラーヤに由来すると推定される。創建した王母の名前もこの別名に由来すると考えられるが、アグラハーラの名前は「チャルヴァデーヴァ」と男性名（「デーヴァ」は男神を意味し、女神の場合は「デーヴィー」となる）になっているので、ナーラーヤナ神の別名がつけられたと解釈すべきである。これらふたつのアグラハーラは、王家の女性によって創建されたが、彼女らの名前はつけられなかった。なお、この銅板文書には、クリシュナ・ラージャ1世がメールコーテにある8つの聖なる池を8人の王妃に修繕させたこと、祖母デーヴィーランマンニと母チャルヴァージャンマンニに2つの寺院の修繕をさせたことも記されている。公的施設の造営に王家女性が関与した先例と言えるが、彼女らの名前が施設につけられて残されることはなかったようである。

ダーナは、プラーナ文献で定められた、特徴的な儀礼を伴う寄進のひとつで、秤(トゥラー)を用いて量った寄進者の体重と同じ重さの金銀がバラモンに配分して寄進された[Kane 1974b: 869-872]。プラーナ文献で特に重要視される 16 種類のマハーダーナ(直訳すると「偉大な寄進」)のひとつに数えられている[Kane 1974b: 869-877]。マハーダーナは、紀元 1 千年紀の後半以降、それまでの馬祀祭をはじめとする供犠儀礼に代わり、ヒンドゥー王権にとって最も重要度の高い儀礼として位置付けられるようになった[Inden 1979]。南インド史上ではヴィジャヤナガラ王がトゥラー・プルシャ・ダーナをはじめとするマハーダーナを頻繁に行ったことは良く知られている。<sup>17</sup>マハーダーナは王によって執行されるのが一般的であり、王家の女性による同儀礼の執行は珍しいと思われる。

かつてのマイスール城砦の中にたつプラサンナ・クリシュナ・スヴァーミー寺院脇にあったトゥラー・プルシャ・ダーナ儀礼用の柱(Tulābhāra stambhā)は、1838年にクリシュナ・ラージャ 3 世が 2 度目(yaraḍane āvarti)となる同儀礼を「チッカ・プッタ・ターヤンマンニ」とともに執行した際に建てられたものである[EC 5, My:63]。「チッカ・プッタ・ターヤンマンニ」は、王の第 12 妃であるチャンドラ・ヴィラーサのバサヴァージャンマンニから生まれた女子 2 人のうちの妹ケンパ・デーヴァージャンマンニの別名である。<sup>18</sup>1832 年生まれとされるので[Arasu 1993: 69]、儀礼執行時は 6 歳前後であった筈である。『化身の海』や『一族の海』には、王が王女と一緒にトゥラー・プルシャ・ダーナを執行したことは記されていないが、<sup>19</sup>王家女性によるトゥラー・プルシャ・ダーナ儀礼執行の確実な「物証」として、この刻文付きの柱は重要であろう。

---

<sup>17</sup> ヴィジャヤナガラ王国の全盛期を築いたクリシュナ・ラーヤが、アマラーヴァティ(現クリシュナ県内)のアマレーシュヴァラ寺院境内でトゥラー・プルシャ・ダーナを行い、あわせて多数のアグラハーラを寄進したことが、1515 年刻文[EI 7-3]に記載されている。マハーダーナの際にアグラハーラの創建・寄進が行われることは、珍しいことではない。

<sup>18</sup> 後述するように、チャーマラージェーシュヴァラ寺院には「チャンドラ・ヴィラーサ御前」の「次女(cikka komārtti)」である「プッタ・ターヤンマンニ」の名前がついたシヴァ神体バーラ・ケンパデーヴァージェーシュヴァラが祀られた[EC 4, Ch:7, 22]。「チッカ・プッタ・ターヤンマンニ」は、文字通りには、「年少の方の(=チッカ)小さい(=プッタ)母(=ターイ)」「(「アンマ」は女性に対する尊称)を意味し、名前というよりも近親女性に対する通り名、呼称であったと推測される。バサヴァージャンマンニの娘 2 人は、チャーマ・ラージャ 8 世が最初に結婚した妻 2 人——うちひとりクリシュナ・ラージャ 3 世の生母——と同じ名前が付けられた。祖母と孫を区別するために、これらの通り名が用いられたのかもしれない。

<sup>19</sup> 『一族の海』には、クリシュナ・ラージャ 3 世が行った 5 回のトゥラー・プルシャ・ダーナ儀礼の日付と寄進された金銀の量が記載されている[COV: 320]。2 回目の日付は、この柱に残された刻文にある日付と一致する。

## 2. 2. 休憩所と寺院の造営

『化身の海』には、王が「自らの都 (pattana) の周囲四方に、湖や御殿 (bamgale)、慈善所 (dharmaśāle)、寺院、溜池、樹園を併設した美しい給食休憩所 (annasatragalaṃ) を、自らの妻の名前をつけて造らせ」とある[VAR: 106]。『化身の海』には、これ以上の詳しい記述はないが、他の史料から、いくつかの休憩所について、具体的に知ることができる。付表6は、それらをまとめたものである。表に示してある刻文以外に、『一族の海』と『大王の族譜』も典拠としている[COV: 307-310; SMV 1922: 158-160]。

表にあるとおり、王妃の名前は、付設された溜池と寺院につけられたが、休憩所そのものにはつけられなかったようである。ガウラージャンマンニの名前がついた諸施設は、既に述べたように、彼女の名前がついたアグラハーラ (のバラモン用家屋) と一緒に建てられた。休憩所と一緒に造られた溜池に水が溜まらなかったため、造営から 20 年後の 1850 年、別に大きな溜池が新たに造られたともある[COV: 307-308; SMV 1922: 158]。

これらの諸施設の立地について、もう少し詳しく見てみよう。デーヴァージャンマンニの名前の諸施設が建てられたヴァルナは、ティルマクードルと王都マイルを結ぶ道沿いに立地する。また、リンガージャンマンニの名前の諸施設は、ヘッガダデーヴァナコーテ・タラチェーリと王都マイルを結ぶ道沿いのマイル郊外に建てられた。ムッドウ・クリシュナージャンマンニの名前の諸施設が建てられたアーラナハリ村は、マイルを出発し、コッレーガーラに向かう幹線道 (bhātāmārga) 沿いに位置する。ガウラージャンマンニの名前の諸施設があるコーヌールは、王都とチャーマラージャナガラを結ぶ幹線道沿いに位置する。これらの諸施設が幹線道沿いに建てられたことは『一族の海』でも明記されていて、王都と他の主要都市を往来する多くの人々を通る場所を意図的に選んで造営されたことがうかがわれる。『一族の海』には、ほかにも王都マイルからエダトレ (現クリシュナラージャナガラ)、ナンジャナグードウ、シュリーランガパッタナにそれぞれ向かう道沿いにも、給食休憩所や慈善所、給水所 (aravattige) などが造られたとある[COV: 310]。これらが造られた場所の詳細や、建造に王家の女性が関わっていたのかは分からない。

休憩所に付設された施設のひとつに、王妃の名前がついたシヴァ神体を祀る寺院がある。次節で見ると、クリシュナ・ラージャ 3 世の時代、男女を問わず王の近親者の名前がついた数多くの神体が、別の神体を本尊として祀る寺院に合祀された。このように人の名前がついた神体を祀ることの儀軌的な根拠や宗教的な意味は、良く分からない。南インドではチョーラ朝期を中心に、権力者やその親族の名前がついた神体を寺院に祀ることは広く行われていた。チョーラ朝の都タンジャーヴールに建立され、チョーラ王ラージャ・ラージャ 1 世の名前がついた神体を祀るラージャラージェーシュヴァラ寺院 (現在はブリハディーシュヴァラ寺院として知られている) は最も有名な事例である。その後、ヴィジャヤナガラ王国期までには、権力者の名前がついた神体を寺院に祀ることはほとんど行われなくなった。マイル王国でも英領期以前には例がなく、クリシュナ・ラージャ 3 世のもとで初めて行わ

れた。権力者の名前がついた神体を祀る寺院を、権力者の墓廟として捉えるのは、必ずしも正しくない。<sup>20</sup>クリシュナ・ラージャ 3 世時代のマイルス藩王国でも、王自身を含めて、存命中の王族の名前がついた神体が多く祀られた。<sup>21</sup>ここではその宗教的意義の問題はとりあえず置いて、王家の人々の名前がついた神体を祀る寺院の建立が、王家の存在を多くの人々に周知させるとともに、宗教的な威光を王家にまとわせる効果があったであろうことを指摘して、議論を先に進めたい。

### 2. 3. 寺院への奉納と合祀

ヒンドゥー教寺院の伽藍の修繕や神祭具の奉納は、インド史上、多くの権力者によって行われた。権力者は、ヒンドゥー教とその神々を敬虔に護持する姿勢を示すことによって、その地位や権力の正当化をはかってきたのである。クリシュナ・ラージャ 3 世も王都周辺的主要寺院に対して伽藍の修繕や神祭具の奉納を行ったが、本稿が着目するのは、修繕や奉納が王と並んで王家の女性によっても盛んに行われていたという点である。

アマチャヴァーディのヴィーラバドラ寺院に残された刻文[EC 4, Ch:248]には、1826 年に、クリシュナ・ラージャ 3 世妃のクリシュナ・ヴィラーサのリンガージャンマンニによって同寺院が修繕されたことを記録している。<sup>22</sup>年代部分が欠損した刻文[EC 3, Nj:1]には、チャーマ・ラージャ 8 世妃のデーヴァージャンマンニが、クリシュナ・ラージャ 3 世の「同意とともに (anumatiyimda)」、ナンジャナグードウのナンジュンデーシュヴァラ寺院に「新しい7層の塔門」を造ったとある。『化身の海』にも、クリシュナ・ラージャ 3 世がナンジャナグードウのシュリーカンテーシュヴァラ寺院の伽藍を増改築した際、「塔門を自らの養母 (balatāyi) であるデーヴァージャンマンニの名前で建てさせ」たとある[VAR: 100]。

寺院や僧院の神具や祭具のなかで、クリシュナ・ラージャ 3 世の母や妻、女子が奉納したものであることが刻文から確認できるものをまとめたのが、付表 7 である。なお、表には、神祭具ではないが、寺院伽藍の空間を区切る金属製扉の設置も含めてある。扉を設置することは、祀られている神への尊崇を視覚化する行為として、クリシュナ・ラージャ 3 世時代のマイルス藩王国で盛んに行われた。神祭具を奉納された寺院や僧院は、都であるマイルス

---

<sup>20</sup> 例えば、チョーラ朝の場合、王の墓廟となる寺院（パッリッパダイ）が別に存在するという [Champakalakshmi 1993: 11]。王の名前がついた寺院は、関係する王族にとっても王の墓廟とは認識されていなかったようである。

<sup>21</sup> のちに紹介するようにチャーマラージェーシュヴァラ寺院には、王の幼名ナンジャ・ラージャがついたプラサンナ・ナンジャンラージェーシュヴァラ神が合祀されている。王が 1829 年にマイルスの城砦内に建立したプラサンナ・クリシュナ・スヴァーミー寺院の本尊も、もしかしたら、王の名前（クリシュナ）がつけられたものなのかもしれない。シモンズは、同寺院の壁画が「クリシュナ神とクリシュナ・ラージャ 3 世との相似的同一性 (analogous identity) を強調している」と指摘している [Simmons 2020: 202]。

<sup>22</sup> 『一族の海』によれば、この時、同地にあるマハーリンゲーシュヴァラ寺院も修繕された [COV: 290]。

ル市内外の、王家との繋がりが特に強い寺院や僧院、マイルが位置するカーヴェーリ川南岸地域の寺院、全インド的に有名な僧院など、いずれも当時マイル藩王国領内にあって、多くの人々の信仰を集め、大きな影響力を誇っていたものばかりである。

王家とヒンドゥー教寺院との関係という点でさらに興味深いのが、王の近親者の名前がついた神体が数多く寺院に祀られたことである。王妃の名前がつけられた神格を主神として祀る寺院が、休憩所に付設されたことは既に紹介した。クリシュナ・ラージャ 3 世による宗教的造営のなかで最大規模のものが、父チャーマ・ラージャ 8世の名前がついたシヴァ神格であるチャーマラージェーシュヴァアラ神を祀るため、父の生誕地であるアリクターラ（現チャーマラージャナガラ）に 1828 年に建立したチャーマラージェーシュヴァアラ寺院である[EC 4, Ch:5; VAR: 101; COV: 283-284]。主神の配偶神として、クリシュナ・ラージャ 3 世の生母ケンパ・ナンジャンマンニの名前がつけられた「ケンパ・ナンジャマーンバー女神」が、王家の族神チャームンデーシュヴァアリー女神とともに祀られた。同寺院へのほかの神々の合祀について、『化身の海』には、クリシュナ・ラージャ 3 世が「自らの 6 人の継母の名前や、自らの名前、自らの妻と息子たちの名前が一つ一つにつけられたシヴァ神の造立」<sup>23</sup>[VAR: 101]を行ったとある。これらのシヴァ神の合祀は刻文に記録され、その詳細を知ることができる。合祀された神、神名の由来となった王家の人々、神体を安置した祠堂の扉の設置者などをまとめたのが、付表 8 である。なお、扉の設置者はこれらの祠堂を含むかたちで寺院が造営された意義をのちに考察する際に参照するため、ここに併記してある。

王の 6 人の「継母」（生母以外の父の妻）と 2 人の女子の名前がそれぞれつけられた 8 つの神体は、ナヴァランガ会堂に向けて開口部がとられた 8 つの祠堂にそれぞれ祀られた。一方、王と配偶者 15 人、男子 2 人の名前がそれぞれついた 18 の神体は、寺院境内を取り囲む周壁内側の広縁に並んで設けられたそれぞれの祠堂に安置されている。<sup>24</sup>第 12 妃チャンドラ・ヴィラーサ御前から生まれた姉妹の名前がつけられた 2 つの神体は、寺院建立から 20 年以上が経過した 1851 年と 1853 年にそれぞれ合祀された。<sup>25</sup>また、王自身の幼名ナンジャ・ラージャがつけられたプラサンナ・ナンジャラージェーシュヴァアラの神体を安置する祠堂が周壁内側に建てられたのは 1853 年のことであった。周壁内側の祠堂の少なくとも一部も、寺院建立後に追加して造られたのであろう。

王の関係者ではほかに、「召使女 (pādasēvakaḥ)」であるホスール・スッパンマの名前がつけられた神体スブラフマニエーシュヴァアラを祀る祠堂が、1852 年に建てられた。<sup>26</sup>次に紹

<sup>23</sup> 原文は以下の通り。 *tamma āru jana balatāyigaḷa nāmadhēyagaḷiṃḍalu tamma nāmadhēyadiṃḍalu tamma patnīputrarumāda janara nāmadhēyagaḷiṃḍalu saha aṃkitavāgi pratyēka pratyēkamāgi Śivapraṭiṣṭheyam.*

<sup>24</sup> 『化身の海』には、6 人の継母の名前がついた神体も「寺院を囲む広縁に (dēvasthānada sutṭalu iruva kaisāleyalli)」造立されたとあるが、現在の伽藍配置を見るかぎりでは誤りである。

<sup>25</sup> 『化身の海』では、王女の名前をとった神体の合祀は言及されていない。

<sup>26</sup> 「スッパンマ」の「スッパ (Subba)」は、サンスクリット語の「スブラフマニヤ (Subrahmaṇya)」がカンナダ語を含むドラヴィダ諸語で訛化したものである。

介するように、ナンジャナグードゥのナンジュンデーシュヴァラ寺院境内にも、ホスール・スッパンマの名前がついた神を祀る祠堂が建てられている。<sup>27</sup>また、彼女の母で、ドッダ・ナンジャンマの娘であるホスール・ヴェンカタラクシュマンマは、マッドウールのナラスィンハ・スヴァーミ寺院に銀製ガルダ像を、マイルのラクシュミーラマナ・スヴァーミ寺院に銀製水瓶をそれぞれ奉納している[EC 7, Mu:13; EC 5; My:78]。上記2寺院に建てられたスブラフマニエーシュヴァラを祀る祠堂の扉を奉納したホスール・ナーガンマも彼女の親族の可能性が高い。王妃たちと並んで、自らの名前がついた神体が祀られるだけでなく、やはり、王妃たちとともに自らや母が神祭具を奉納するスッパンマが単なる「召使女」だったとは考えにくい。彼女は王と内縁関係にあったのではないであろうか。あるいは、母ヴェンカタラクシュマンマが王と内縁関係にあり、その間に生まれたのが彼女だったのかもしれない。

ナンジャナグードゥのナンジュンデーシュヴァラ寺院にも、クリシュナ・ラージャ3世の王妃と王女の名前をつけられたシヴァ神が多く合祀された。『化身の海』には、王が「自らの妻たちと2人の娘、身近な召使で寵愛する人にも (āpta sēvakarāda prēmāspada janarīṃḍalu) それぞれシヴァ神を造立させ」とある[RAV: 100]。合祀された神々の詳細は、チャーマラージェーシュヴァラ寺院の場合と同様に、当時作成された刻文に記録されている。合祀された神、神名の由来となった王家の女性、神体を安置した祠堂の扉の設置者などをまとめたのが、付表9である。

ナヴァランガ会堂に向けて開口部がとられた6つの祠堂には、王の妻3人と女子2人の名前がつけられたシヴァ神が合祀された。<sup>28</sup>刻文に記録された建造年代から、これらの祠堂は同時に建てられたのではなく、数年の間隔を置きながら逐次、建てられていったことが分かるが、その理由は不明である。なお、女子2人は、チャーマラージェーシュヴァラ寺院のやはりナヴァランガ会堂に面した祠堂に安置されている2つの神体の名前のもとになった姉妹(生母は第12妃チャンドラ・ヴィラーサ御前)と同じである。祠堂はそれぞれ1851年と1853年に造られ、チャーマラージェーシュヴァラ寺院の祠堂の建造年代と一致する。ナヴァランガ会堂東口の扉は、別の王妃である「正面局御前」によって奉納された(付表7参照)。彼女(第20妃ムッドゥ・クリシュナージャンマンニ)の名前がついた神体を安置する祠堂も建てられているが、建てられたのは境内の別の場所である。

境内を囲む周壁内側の広縁に、王の「召使女」であるホスール・スッパンマとバドラカーランマの名前がそれぞれつけられた2つの神体を安置する神像が1847年と1851年に造られた。ホスール・スッパンマの名前がついた神体を安置する祠堂がチャーマラージェーシュ

<sup>27</sup> ホスール・スッパンマは、マイルのラクシュミーラマナ・スヴァーミ寺院に神祭具である臥榻(がとう)の奉納も行っている[EC 5: My:83]。

<sup>28</sup> 残る1つの祠堂に安置されているシヴァ神の名前は、刻文が現存しないため不明である。

ヴァラ寺院に造られたことは既に紹介した。バドラカーランマは、チャーマラージェシュヴァラ寺院の信者像（バクタ・ヴィグラハ、後述）堂の扉を奉納した「ゴットゥガーラ・バドラカーランマ」[EC 4, Ch:49]と同一人物であろう。「ゴットゥガーラ」は召使女たちを統轄する役職を意味するのではないかと推測されるが、正確なことは分からない。<sup>29</sup>王の別の「召使女」である「ゴットゥガーティ・パールヴァタンマ」の名前がつけられた神体を安置する祠堂も、境内の別の場所に建てられている。ホスール・スッバンマと同様に、バドラカーランマとパールヴァタンマも王と内縁関係にあったことが推測される。『化身の海』によれば、合祀された神体の名前の由来となった人々には「身近な召使で〔王が〕寵愛する人」が含まれていたが、彼女ら3人のことである可能性が高い。<sup>30</sup>

『化身の海』には記されていないが、『一族の海』には、マイルールのトリナヤネーシュヴァラ寺院もクリシュナ・ラージャ3世が修繕・増築し、多くのシヴァ神体を合祀したとある。神体の名前には、王の配偶者からとられたと推定されるものが含まれるが、『一族の海』には神名の由来は書かれていない[COV: 292]。

## 2. 4. 信者像（バクタ・ヴィグラハ）の奉納

南インドのヒンドゥー教の大寺院には、神に献身的な信仰を捧げる信者（バクタ）の姿——立って合掌する姿勢が特徴的である——にかたどられた権力者の像が、会堂や回廊など参詣者の目に触れやすい目立つ場所に安置されていることがある。クリシュナ・ラージャ3世も、そのような信者像（バクタ・ヴィグラハ *bhakta vighraha*）を王国内の複数の有力寺院に奉納している。マイルール王による信者像奉納はこれが初めてではなかったが、クリシュナ・ラージャ3世の場合、自らの单身像ではなく、複数の王妃をともなった群像の信者像を奉納したのが特徴的であった。

クリシュナ・ラージャ3世の信者像は筆者が知る限り、マイルール市内のプラサンナ・クリシュナ・スヴァーミー寺院、同市外のチャムンデーシュヴァリー寺院、チャーマラージェヤナガラ（チャーマラージェシュヴァラ寺院）、ナンジャナグドゥのナンジュンデーシュヴァラ寺院、メールコーテのチャルヴァ・ナーラーヤナ・スヴァーミー寺院の5寺院に奉納、安置されている（付表10参照）。これらの信者像は、王自身と妻3人のかたどった4体1組のものと、王自身と妻4人の5体1組のものという2つに大きく分けることができる。素材という点で見れば、石像と銅像の2種類がある。信者像には、基本的には、モデルとなった人物の名前が刻字されている。<sup>31</sup>4体1組の信者像でかたどられている妻3人は、ラクシ

<sup>29</sup> バドラカーランマは、ムーグールのティッバーデーヴィ寺院へ鐘を奉納している[EC 5, TN:274]。

<sup>30</sup> ムーグールのティッバーデーヴィ寺院の神輿 (*palliki*) は、刻文によれば、「治天の御主君〔クリシュナ・ラージャ3世のこと〕の召使女で、マイルールにいるアムリターサーニ」が奉納したものである[EC 5, TN:276]。神祭具を奉納したほか「召使女」と同様、彼女も王と内縁関係にあった可能性がある。

<sup>31</sup> 付表10に示した刻文を参照のこと。

ユミー・ヴィラーサのデーヴァージャンマンニ、クリシュナ・ヴィラーサのリンガージャンマンニ、ラマー・ヴィラーサのチャルヴァージャンマンニで、全ての4体1組の信者像に共通している。この3人に正面局のムッドウ・クリシュナージャンマンニを加えた4人が、王とともに5体1組の信者像ではかたどられている。この組合せも全ての5体1組の信者像に共通する。ただし、チャルヴァ・ナーラーヤナ・スヴァーミー寺院の5体1組の信者像には、モデルとなった人物についての刻文が残されていないようであり、4体の女性像が、上記4人の妻をかたどったものであるのかは確定できない。

チャーマラージェーシュヴァラ寺院とナンジュンデーシュヴァラ寺院の石像には王と妻4人の5体のほかに、王子ナンジャ・ラージャをかたどった1体が加わり、全6体となっている。チャーマラージェーシュヴァラ寺院の像にはナンジャ・ラージャの名前が刻字されているが、ナンジュンデーシュヴァラ寺院の像に刻字はない。<sup>32</sup>『化身の海』にも、同寺院内に王が「妻と息子と一緒にいる自らの信者像を造立させ」<sup>33</sup>[VAR: 100]たとあるので、像のモデルがナンジャ・ラージャであることは間違いないであろう。プラサンナ・クリシュナ・スヴァーミー寺院とチャームンデーシュヴァラー寺院の信者像について、『化身の海』には、王と妻と一緒にいる像とあり、王子ナンジャ・ラージャの像が実際に存在しないことと対応している。『一族の海』と『化身の海』はいずれも、チャルヴァ・ナーラーヤナ・スヴァーミー寺院への信者像奉納を記載していない。『化身の海』には信者像の素材への言及はないが、『一族の海』は、チャームンデーシュヴァラー寺院に石像が、それ以外の3寺院には石像と銅像の両方が奉納されたことを正しく記載している。<sup>34</sup>チャームンデーシュヴァラー寺院の信者像は、同寺院の新塔門建設を記録する1827年刻文[EC 5, My:148]でも言及されていて、クリシュナ・ラージャ3世が「我ら〔王と3人の妻のこと〕の姿の石像 (namma rūpu śilā pratimegaḷam)」を造立したとある。プラサンナ・クリシュナ・スヴァーミー寺院の信者像は、同寺院創建を記録する刻文[EC 5, My:37]でも言及されていて、王の言葉で、「我ら〔王と妻3人のこと〕の姿の信者像 (namma rūpu bhakta pratimegaḷam)」を造立したとある。

これらの信者像は、合祀された神体を祀る祠堂と並んで立つ堂に安置される例もあり、寺院参拝者の注意を引いたことが想像される。神への帰依を具象化した信者像は、王と一族の敬虔さ、あるいは存在そのものを多くの人々に知らしめる媒体の役目を果たしていた、あるいは、果たすであろうと期待した王によって奉納されたと考えられる。なお、『一族の海』には、プラサンナ・クリシュナ・スヴァーミー寺院に奉納された信者像に対する毎日の儀礼

---

<sup>32</sup> 後者の像の存在と、モデルの比定は『マイスール考古学局年報』の当該号による。

<sup>33</sup> 原文は以下の通り。patnīputrariṃdoḍaḡūḍiruva tamma bhaktavigrahavaṃ pratiṣṭheyam māḍisi. チャーマラージェーシュヴァラ寺院の信者像についても、『化身の海』には、王が「妻と息子と一緒にいる自らの信者像を造立」[VAR: 101]したとある。

<sup>34</sup> その一方で、『一族の海』は、チャーマラージェーシュヴァラ寺院に王子の信者像も奉納されたことを書き落としている。

を王が定めたとある[COV:295]。儀礼の詳細は良く分からないが、神体に対する礼拝（プージャー）とは異なることは確かと思われる。<sup>35</sup>他の寺院に造立された信者像については、こうした儀礼に関する記述は見られない。

16 世後半から 18 世紀、タミル地方各地に分立したナーヤカ政権の支配者は、自らと妻の姿をかたどった信者像を数多く現地の有力寺院に奉納したことが知られる。また、ヴィジャヤナガラ王の信者像にも、数は少ないが王妃の姿を伴ったものも存在する[cf. Branfoot 2000, 2015]。このように妻を伴った支配者の信者像の奉納には先例——妻はひとりではなく複数である場合が多かったようである——があり、クリシュナ・ラージャ 3 世による奉納はその模倣だった可能性がある。しかし、本稿の議論では、模倣であったかどうかはあまり意味をもたない。仮に模倣であったとしても、単身ではなく、王妃を伴った信者像を奉納することを選択した理由が何であったのかを問うことが重要であると考えられる。

## 2. 5. 廟堂の建設

クリシュナ・ラージャ 3 世はマイルスール市近郊（現在は市域が拡大し、市内に含まれる）に、「マドゥヴァナ (Madhuvana)」(「悦楽の森」の意) と呼ばれる王家の霊園を整備した。ナンジャナグードゥに向かう幹線道沿いに開かれたマドゥヴァナには、クリシュナ・ラージャ 3 世以降の王族をそれぞれ記念する廟堂が建てられた。廟堂は「サマーディ (samādhi)」あるいは「布林ダーヴァナ (br̥ṃdāvana / v̥ṃdāvana)」と呼ばれる。マイルスール王家は遺体を火葬し、遺灰を聖地等に撒くことを習わしとしているので、厳密な意味での「墓」をもたないが、荼毘が行われた地に死者を記念する廟堂が建てられるようになった[Arasu 2007: 166-169]。サマーディは、ヒンドゥー教の一部教派において解脱の境地で死を迎えた聖者のために建てられた霊廟を指すが、ここでは転用されて死を記念する廟堂の意味で用いられている。布林ダーヴァナとは、もともとはヒンドゥー神話の中でクリシュナが青年期までを過したとされるゴークラの近くにある森の名前であるが、ヒンドゥー教徒、特に、ヴィシュヌ神を崇拝する人々にとって聖なる植物とされるシソ科の多年草カミメボウキ——英語

---

<sup>35</sup> 『一族の海』には、以下のようにある。「これらの信者像に対して毎日、神への奉仕 (dēvatāsēve) が終わった後に、灯火礼 (dīvaṭige sallāṃ)、報告 (varadi) などの敬礼 (maryādegaḷu) が行われるように命令 (kaṭṭale) を下し…」。キッテルの Kannada 語辞典には、「灯火礼」について「神像 (an idol)、王、宗教的導師 (a guru) やその他の高貴な人々の前で燃える灯火を振り、敬意を払う儀式 ([a]n honoring ceremony)。毎夕に行われる」とある[Kittel 1982: 792]。「灯火礼」の「礼」の原語である「サッラーム」は、ペルシア語からの借用語である。「敬礼」と訳した「マリヤーデ」は、境界、慣行、規範、敬意（を示す言動）など幅広い意味がある[Kittel 1982: 1220]。「報告」と訳した「ヴァラディ」も、この文脈では何らかの儀礼的行為を指しているのは明らかだが、その具体的内容は分からない。シモンズは、信者像を通して、マイルスール王自身も「帰依の対象 (objects of devotion) になった」とするが、説得的な論拠は示されていないように思われる[Simmons 2020: 142]。

ではホーリー・バジル (holy basil) と呼ばれる——が植栽された壇を指すようにもなった。この壇を収めるように建てられたので、廟堂もこの名前で呼ばれるようになったのである。

マドゥヴァナにある廟堂のうち 8 基のブリンダーヴァナは、誰を記念するものなのかが刻文に明記されている (付表 11 参照)。王家の女性には同名が多いので、名前だけから人物を比定することが難しい場合もあるが、クリシュナ・ラージャ 3 世の時代に、彼の母や妻、さらには娘の死を記念するブリンダーヴァナが設けられたことは間違いない。

クリシュナ・ラージャ 3 世は、マドゥヴァナとは別に、父と生母が茶毘にふされた土地にもふたりを記念する寺院とブリンダーヴァナをそれぞれ設けた。父チャーマ・ラージャ 8 世が茶毘にふされた、かつての王都シュリーランガパッタナに近いカーヴェーリ川南岸の「チャンドラヴァナ (Camdravana)」(「月の森」の意) には、父の名前をつけたシヴァ神体を祀るチャーマラージェーシュヴァラ寺院が建立された。チャンドラ・ヴァナにほど近いパシュチマ・ヴァーヒニには、同地で茶毘にふされた生母ケンパ・ナンジャンマンニのためのブリンダーヴァナが設けられたという [VAR: 102; COV: 295-296; cf. EC 6, Sr:57-58]。

英領期以前のマイスール王国において、他界した王や王族を記念する廟堂が設営されたことを示す記録や痕跡は、筆者が知る限りでは存在しない。それらの造営がクリシュナ・ラージャ 3 世のもとで開始されたことはほぼ間違いない。<sup>36</sup>王族の死を記念するモノの造作は、植民地支配という新しい状況下で王の権威を再構築する試みの一環であったと考えられる。ここでは王だけでなく、王の母や妻、娘も、その死が記念されるようになったということを確認して、議論を先に進めたい。

## 2. 6. 小括

アグラハーラや寺院、寺院に祀られる神体やその祭祀に用いられる道具は、南インドの歴史において、王権の象徴として、あるいは、王権の存在を広く認知させる媒体としての役割を担ってきた。クリシュナ・ラージャ 3 世は、歴代のマイスール王の中でも、アグラハーラの創建や寺院の庇護に特に熱心であったと言える。イギリス植民地政府の政策によってようやく復権できたマイスール王権の威信と正当性を再確立したいという王の思惑を読み取ることができるかもしれない。本稿が注目するのは、クリシュナ・ラージャ 3 世にとって重

---

<sup>36</sup> 廟堂のデザインは、列柱で天井を支える吹き抜けの会堂か、開口部を大きくとった祠堂のような平屋建ての上に、塔状の構造物——寺院伽藍の門塔 (ゴープラ) の塔部分や、ヴィマーナ (本尊を安置する胎室の上に建てられた塔状の建築) に類似しているものもある——が載っているのが特徴的である [cf. Arasu 2007: 168-169, 171; Gopal and Prasad 2010: 207]。やはり遺体の火葬を習わしとするラージプート王家が君臨する北インドの諸王国では、マイスール王国よりも早く近世期から、「チャトリー (chatri)」と呼ばれた廟堂が女性を含む支配者一族のために建設されるようになった。チャトリーは、「公的空間で王朝の連続性を再確認」するものであり、「政治的正統性を伝える効率的な手段」であったという [Belli 2009: 18-19]。

要な意味をもっていたであろう王権の表徴が、王家の女性たち——母や妻、女子、さらには、おそらくは内縁関係にあった女——にちなんで名付けられたり、彼女らの名義で作製、奉納されたりしたという点である。彼女らの存在は、その名前がつけられたアグラハーラなどの公的施設や、その姿を象った信者像などを通して、「公的」な空間に「可視化」された。クリシュナ・ラージャ3世のもとで、マイルール王権の文化的、象徴的な基盤を維持強化する諸行為に、王家の女性たちが目に見えるかたちで関与するようになったのである。<sup>37</sup>この変容は、当時、編纂された王家の系譜や王国史に王の配偶者や子どもの記載が体系的に組み込まれたことと密接に連動していたと考えられる。次章では、クリシュナ・ラージャ時代後半と、その前後の時代に成立した系譜や王国史の中で、王の配偶者や子どもがどのように記載されているのかを検討する。

本章の最後に、公的施設の造営などによって君主の近親女性が視覚化された先例として、ムガル帝国の場合に触れておきたい。ムガル皇帝家の女性は、モスクや庭園、休憩所——階段井戸や庭園、モスクが付設されることが多かった——、さらには、市場などを建設したことが知られる。庭園には、建設した女性の墓廟が追加されることもあった[Mukherjee 2001: 193-204]。これらの施設は、モスクをヒンドゥー教寺院に、墓廟をブリンダーヴァナに、さらに階段井戸を溜池・湖に置き換えれば、マイルール王家の女性が設営に関与したとされる施設とほぼ一致する。また、ムガル皇帝家の女性は宗教的寄進を行ったが、マイルール王家の女性の名前がつけられたアグラハーラの創建と寄進がこれに対応すると言えよう。アグラハーラの一部に市場が併設されたことは紹介したとおりである。規模や重要性という点で両者が比較に値するようなものであったのかは措いて、興味深い一致・対応である。<sup>38</sup>南アジアの王権がもつ共通の特性——そのようなものが存在すると仮定してだが——に由来するという構造的な解釈も成り立つが、ムガル帝国でのこうした皇族女性を可視化する実践が、マイルール王国で意識的に「模倣」された可能性も否定できないように思われる。なお、模倣が仮にあったとしても、重要なのは、クリシュナ・ラージャ3世が模倣することを選択した理由、目的であるという点は、既に述べたとおりである。

### 3. 系譜と史書に記録された王の妻と子ども

---

<sup>37</sup> なお、王家の女性たちが自ら物理的に王宮の外に出ることも、決して稀ではなかったようである。王はしばしば各地の聖地や寺院に参詣したが、王家の女性も王に同行したり、あるいは、単独で、参詣することがあった。ナンジャナグドゥなどには、彼女たちが滞在できる王宮が建設された[COV: 275-277, 283]。

<sup>38</sup> ムガル皇帝家の女性は施設造営や寄進を自らの資産で行ったが、マイルール王家の女性も同様であったのか、そもそもマイルール王家の女性に自らの裁量で運用・処分できる資産があったのかは不明である。今後の研究による解明を期したい。

### 3. 1. 「一族の蓮」と「一族の樹」

マイスール藩王国では英領期に入り、本格的な王統譜や王国史の編纂が開始された。クリシュナ・ラージャ 3 世時代後半に編纂、作成された「一族の蓮」、「一族の樹」、『化身の海』、さらにチャーマ・ラージャ 9 世時代に出版された『一族の海』の中で、歴代マイスール王の妻や子どもがどのように記録されているのかを、本章では検討する。<sup>39</sup>また、クリシュナ・ラージャ 3 世が親政を始める頃までに成立した比較的短編の王国史も補足的に取り上げ、王の妻子に関する記載を簡単にではあるが検討する。同王時代後半に編纂された 3 文献と、前後の時代に成立した文献との比較検討を通じて、前者中の王妃や王子・王女に関する記載の特徴を明らかにするのが、本章の目的である。

まず、初代ヤドゥから第 22 代クリシュナ・ラージャ 3 世までの王統譜である「一族の蓮」を見てみよう。「一族の蓮」中、歴代王の配偶者は全て「妻たち (patnīru)」と一律に呼ばれている。彼女らの個人名は記されず、王ごとに妻たちの人数だけが記載される (付表 12 参照)。第 19 代ナンジャ・ラージャと第 20 代チャーマ・ラージャ 7 世は結婚前に夭折し、妻の人数は「0」と記載されている。子どもたちは、男女に分けられ、「妻たち」と同様に個人名は言及されずに、「男子 (gaṃḍu magu/makkaḷu) ○人、女子 (heṇṇu magu/makkaḷu) ○人」というように男女ごとに人数だけが記載される (付表 12 参照)。

次に、第 21 代チャーマ・ラージャ 8 世と第 22 代クリシュナ・ラージャ 3 世の配偶者と子孫を記録する「一族の樹」を見てみよう。まず、チャーマ・ラージャ 8 世について、配偶者 10 人の個人名が記載されている (付表 2 参照)。筆頭のケンパ・ナンジャンマンニは「第一妻 (jyēṣṭha patniyar)」で「偉大な王母 (mahāmātuśrī)」とある一方、ほかの 9 人は皆同じように「妻 (patniyar)」で「王母 (mātuśrī)」とある。いずれも「妻」はチャーマ・ラージャ 8 世の立場からの、「母」はクリシュナ・ラージャ 3 世の立場からの呼称である。第一妻ケン

---

<sup>39</sup> 「一族の蓮」と『化身の海』、『一族の海』の記述から再構成される歴代王の系譜は、名前の表記に細かい差異はあるものの、内容的には同一である。しかし、その系譜には「史実」とは言い難い部分も含まれる。例えば、初代ヤドゥから数代の王は伝説上の存在というべきであろう。また、第 8 代王を、第 9 代ラージャ 1 世の兄弟であるベッタダ・チャーマ・ラージャとするが、ハヤヴァダナ・ラーオの『マイスール史』にあるように、ラージャ 1 世の従兄弟であるベッタとすべきである (付表 1 参照)。さらに、第 13 代デーヴァ・ラージャは、第 14 代チッカ・デーヴァ・ラージャの父 (「大きい」を意味する「ドッダ」を冠して、ドッタ・デーヴァ・ラージャと表記されることが多い) とされているが、叔父 (つまり、父ドッタ・デーヴァ・ラージャの弟) とするのが正しい。第 13 代デーヴァ・ラージャの妻と子どもは、実際に即位したデーヴァ・ラージャ (第 14 代の叔父) ではなく、ドッタ・デーヴァ・ラージャ (第 14 代の父) の妻子である可能性が高い。本稿は、系譜や史書の中で王の妻子がどのように記載されているのかを検討し、王の妻子をめぐる認識や把握の仕方を明らかにすることを目的としている。この目的に照らせば、「史実性」に問題がある王の妻子に関する記載も、検討対象から外す必要はないと言えよう。伝説的な王や、「史実」に反した王位継承に関する叙述が、どのように生成されたのかは、別の機会に論じることとしたい。

パ・ナンジャンマンニはクリシュナ・ラージャ 3 世の生母である。テキストには彼女の名前に続いて「その一族の繁栄」とあり、彼女から生まれた男子クリシュナ・ラージャ 3 世を通じて王統が次世代以降に続いていることを示している。クリシュナ・ラージャ 3 世以外に 3 人の男子の存在が言及されているが、皆、夭折したことが知られており、「一族の樹」に名前は記載されていない。いずれもそれぞれの生母の名前に続いて、「その息子」とだけ記されている。

クリシュナ・ラージャ 3 世については、配偶者として 20 人の個人名が記載されている（付表 3 参照）。1 番目のデーヴァージャンマンニだけが「第一妻 (jyēṣṭha patniyar)」と呼ばれ、2 番目のデーヴァージャンマンニ以下の 19 人は「正妻 (dharmapatnī)」と同様に呼ばれている。なお、第 1 妃デーヴァージャンマンニは壁画版では、「第一妻」の代わりに「正后 (paṭṭamahīṣi)」と呼ばれている[MAR 1938: 69]。一方、これまでに紹介してきた同時代の刻文では、第 2 妃のデーヴァージャンマンニが「正后」と呼ばれ、ほかの「正妻」と呼ばれる王妃から区別されている。<sup>40</sup>

「正后」と「正妻」の区別は、1834 年にクリシュナ・ラージャ 3 世に献呈されたカンナダ語文学作品『王族の宝石の輝き (Rājavamśa Ratnārabha)』にも見られる。この作品は、クリシュナ・ラージャ 3 世を主人公として、伝統的なチャンプー体——韻文と散文の混交体——を用いて書かれたものである。この作品中、クリシュナ・ラージャ 3 世妃として、「一族の樹」の 2 番目から 13 番目の 12 人の王妃から 8 番目と 10 番目の 2 人を除いた 10 人が言及されている。<sup>41</sup>10 人のうち、「一族の樹」では 2 番目で、『王族の宝石の輝き』では 1 番目のデーヴァージャンマンニが「后 (mahīṣi)」とされ、ほかの「正妻」とされる王妃から区別されている。

これらの刻文や『王族の宝石の輝き』が作成された時には、第 1 妃のデーヴァージャンマンニは既に他界していた。彼女に代わって第 2 妃のデーヴァージャンマンニが「(正) 后」

---

<sup>40</sup> 例えば、王妃たちの名前がついたアグラハーラの創建を記録する銅板文書では、第 2 妃デーヴァージャンマンニだけが「クリシュナ・ラージャ・オデヤの正后である」とあり[EC 5, My:1]、リンガージャンマンニとチャルヴァージャンマンニが「クリシュナ・ラージャ・オデヤの正妻である」とあるのと対照的である[EC 5, My:2-3]。また、幹線道沿いの休憩所に付設された溜池や寺院などの造営を記録する刻文でも、第 2 妃デーヴァージャンマンニが「正后」とされるのに、第 4 妃リンガージャンマンニは「正妻」とある[EC 5, My:166, 205]。王が寺院に王妃たちと一緒に信者像を奉納したことを記録する刻文でも、信者像に象られた 2 番目から 4 番目の王妃のうち、2 番目のデーヴァージャンマンニだけが「正后」で、残るチャルヴァージャンマンニとリンガージャンマンニは「正妻」とある[EC 5, My:37, 148]。第 5 妃以下で、現存する刻文中で「正妻」とされている王妃に、第 9 妃ムドゥ・リンガージャンマンニ[EC 5, My:145]、第 12 妃バサヴァージャンマンニ[EC 4, Ch:7; EC 3, Nj:12]、第 13 妃マリ・デーヴァージャンマンニ[EC 3, Nj:8]、第 20 妃ムドゥ・クリシュナージャンマンニ[EC 4, Ch:8; EC 3, Nj:2]がいる。

<sup>41</sup> 言及される順番は、「一族の樹」とやや異なる。

と呼ばれるようになったのかもしれない。第2妃デーヴァージャンマンニは1854年頃に他界したが[Ravishankar 2018: 248]、その後、別の正妻が(正)后と呼ばれるようになったのかは史料がないため分からない。<sup>42</sup>なお、「一族の樹」には、作成時に既に他界していたクリシュナ・ラージャ3世妃も記載されている。<sup>43</sup>「一族の樹」は、作成当時の王族の状況を示すのではなく、あくまでも王家の系譜の一部として作成されたと言えよう。歴史的な記録として作成された「一族の樹」の中で王妃の呼称が元に戻され、第1妃のデーヴァージャンマンニが「第一妻」あるいは「王后」、第2妃のデーヴァージャンマンニが第3妃以下と同様に「正妻」と呼ばれたのかもしれない。<sup>44</sup>

クリシュナ・ラージャ3世の子どもとしては、男子4人、女子10人(養女2人を含む)の名前が、生母である王妃の名前のあとに記載されている。<sup>45</sup>ただし、男子1人は、名前が記されずに「その男子」とのみある。チャーマ・ラージャ8世の妻子の記載方法を参照すると、命名の前に夭折したと推定される。残る男子3人のうち、チャーマ・ラージャとナンジャ・ラージャの2人については、それぞれの複数の妻と男女の子どもの名前が記されている。チャーマ・ラージャの長男ナンジャ・ラージャについても、複数の妻と男女の子どもの名前が記されている。つまり、クリシュナ・ラージャ3世の曾孫世代も記載されていることになる。一方、クリシュナ・ラージャ3世の女子については、わずかな例外もあるが原則として、女子本人のみが記載されている。<sup>46</sup>このような違いはあるものの、クリシュナ・ラージャ3世の子どもは男女を問わず記載されており、「一族の蓮」で歴代王の男女の子どもの人数がともに記載されているのに対応する。

---

<sup>42</sup> クリシュナ・ラージャ3世没後ではあるが、クリシュナ・ラージャ3世の第3妃以下の「正妻」に対して「正后」が用いられることがあった。1883年にマイルスールのトリナヤネーシュヴァラ寺院に奉納された台座付光背には、奉納者としてクリシュナ・ラージャ3世の「正后スィーター・ヴィラーサ御前デーヴァージャンマンニ」の名前が見られる[EC 5, My:89]。また、20世紀初頭に出版されたチャーマ・ラージャ9世の伝記では、ラマー・ヴィラーサのチャルヴァージャンマンニについて「第三正后 (tṛtīya paṭṭamahīṣyar)」という表現が使われている[Śimgrayya 1927: 97]。

<sup>43</sup> 第1妃と第2妃が「一族の樹」作成以前に死没していたほか、第4妃リングージャンマンニも、そのブリンダーヴァナの刻文から「一族の樹」作成以前の1855年に死去していたことが分かる(付表11参照)。

<sup>44</sup> 「正后」の呼称は、マイルスール王国に限らず、各地の王国の刻文にも比較的多く用例が見られ、「第一位の王妃 (chief queen)」と一般的に解釈されている。しかし、生存する王妃の中で序列が筆頭であれば、誰でも「正后」と呼ばれるのかは不明である。そもそも王妃の序列がどのようにして決まるのかもよく分かっていない。

<sup>45</sup> 王女が別の王妃の養女になることがあり、その旨を記載する文言には解釈が難しい箇所がある。壁画の「一族の樹」も参考にすると、王には実子ではない養女2人と実子である王女8人がいたと考えられる。

<sup>46</sup> 壁画版には、王女の子どもの男女を問わず全員、記載されている。王子チャーマ・ラージャとナンジャ・ラージャの妻と子どもについても、壁画版と真鍮板版で異なる記述がやや目につく。

### 3. 2. 『化身の海』

マイスール王国の通史である『化身の海』でも、「一族の蓮」と同様に、チャーマ・ラージャ 8 世に至る歴代マイスール王の配偶者は、「妻 (patni)」と総称され、名前は基本的に記載されずに、人数のみが記録されている。<sup>47</sup> 「一族の蓮」と異なる『化身の海』の特徴として、「妻」が「ブラーフマ婚」による妻と「ガンダルヴァ婚」による妻に分類され、それぞれ「ブラーフマ妻 (brāhmapatni)」、「ガンダルヴァ妻 (gāṃdarvapātni)」と呼ばれていることを挙げられる。第 10 代チャーマ・ラージャ 5 世から第 18 代クリシュナ・ラージャ 2 世については、ブラーフマ婚とガンダルヴァ婚の 2 種の結婚による妻の総人数だけが記されているが、初代ヤドゥから第 9 代ラージャ 1 世、さらに、第 21 代チャーマ・ラージャ 8 世については、ブラーフマ妻とガンダルヴァ妻のそれぞれの人数が記されている (付表 13 参照)。チャーマ・ラージャ 8 世のブラーフマ妻とガンダルヴァ妻は、人数だけでなく名前も記載されている [VAR: 59-60]。第 19 代ナンジャ・ラージャと第 20 代チャーマ・ラージャ 7 世は、既に記したように、未婚のまま夭折したとされる。

「一族の蓮」と『化身の海』に記載されている妻の人数を比較すると、後者のブラーフマ婚とガンダルヴァ婚による妻の総人数 (ブラーフマ妻の人数とガンダルヴァ妻の人数が別々に記載されている場合は、両者を合算した数) が、前者の「妻」の人数と基本的に一致している。<sup>48</sup> 「一族の蓮」では、歴代王の配偶者全員が「妻」と呼ばれるのに対して、『化身の海』では、配偶者の一部がブラーフマ妻に、残りがガンダルヴァ妻に分類されていると推定される。『化身の海』で例外的に記載されている王妃の名前を見ると、個人名に付けられた接尾辞的尊称が、ブラーフマ妻の場合は「アンニ」、ガンダルヴァ妻の場合は「アイヤ」となっているのが目を引く。<sup>49</sup>

ブラーフマ婚とガンダルヴァ婚は、『マヌ法典』に定められている 8 種の結婚式 (vivāha) のうちに含まれている [渡瀬 1991: 82 (III.20-21)]。『マヌ法典』では、ブラーフマ婚は結婚する当事者の親によって取り決められた結婚、ガンダルヴァ婚は当事者の願望による結婚

---

<sup>47</sup> 例外的に名前が言及されているのは、初代ヤドゥの配偶者 3 人 (デーヴァージャンマンニ、カーンタージャンマイヤとチャルヴァージャンマイヤ)、第 7 代チャーマ・ラージャ 4 世の配偶者のうちの 2 人 (ヴィーラージャンマンニ、デーヴァージャンマンニ)、第 16 代クリシュナ・ラージャ 1 世の配偶者のうち 2 人 (デーヴァージャンマンニ、チャルヴァージャンマンニ)、第 18 代クリシュナ・ラージャ 2 世の配偶者のうち 1 人 (ラクシュマンマンニ) の 8 人である。

<sup>48</sup> 例外的に、初代ヤドゥと第 16 代クリシュナ・ラージャ 1 世の妻の人数が異なる。

<sup>49</sup> 初代ヤドゥのブラーフマ妻デーヴァージャンマンニは「アンニ」で、2 人のガンダルヴァ妻は「アイヤ」となっている。同様に、チャーマ・ラージャ 8 世のブラーフマ妻 7 人は全員が「アンニ」、ガンダルヴァ妻 3 人は全員が「アイヤ」となっている。例外的に名前が記されている他の王の配偶者 5 人は全員、「アンニ」となっている。

と定められている。<sup>50</sup>『化身の海』がブラーフマ婚、ガンダルヴァ婚という概念・用語を『マヌ法典』などのダルマ・シャーストラ文献からとったことは間違いない。しかし、『化身の海』では、『マヌ法典』とはやや異なる意味に再解釈を施したうえでこれらの概念・用語が用いられていると考えられる。この点については、のちに詳しく論じる。

王の配偶者の範疇としては、ブラーフマ妻、ガンダルヴァ妻のほかに「正妻 (dharmapatni)」や「第一妻 (jyēsthapatni)」などの用語もときに用いられている。しかし、用例の数が少なく、一方における「正妻」や「第一妻」といった範疇分けと、もう一方におけるブラーフマ妻やガンダルヴァ妻の範疇分けとの関係は明確にならない。<sup>51</sup>「正妻」や「第一妻」が、「一族の樹」の中でクリシュナ・ラージャ 3 世妃の呼称として用いられていることは、既に述べたとおりである。

クリシュナ・ラージャ 3 世については、1801 年にデーヴァージャンマンニと結婚し、彼女の死後、「自らの望みに従って (tamma icchānūsāravāgi)、ブラーフマ、ガンダルヴァのやり方で」19 人の女性と結婚し、「多くの正妻とともに、また、数名の美德に恵まれた女とともに (bahu maṃdī dharmapatnīrugaliṃdalu matte kelavu maṃdī sugunagaḷuḷla strīyarugaḷiṃdalu)」暮らしたとある[VAR: 95, 97-98]。最初に結婚したデーヴァージャンマンニを含む 20 人の配偶者の名前は、「一族の樹」に記載された 20 人と一致する。但し、記載の順番はやや異なり、「一族の樹」では 4 番目に記されるリンガージャンマンニが 6 番目に下げられ、代わりに、「一族の樹」で 5 番目と 6 番目のデーヴァージャンマンニとラクシュマンマンニがそれぞれ一つずつ繰り上げられて、4 番目と 5 番目に記されている。この順番の変更は、決して偶然ではなく、意図的に行われたと考えられる。クリシュナ・ラージャ 3 世の結婚に関する『化身の海』の記述は、後に詳しく検討する。

歴代王の子どもについて、『化身の海』では基本的に男子の人数だけが記載され、女子については言及がない。王によっては、男子がブラーフマ妻から生まれたのか、ガンダルヴァ妻から生まれたのかが明記され、人数だけでなく名前も記載されている場合がある。名前が記載されていない男子も少なくないが、名前の記載の有無と、生母がブラーフマ妻である

---

<sup>50</sup> ブラーフマ婚については、「[娘を] 正装させ、敬って後、ヴェーダを知り、性格のよい男子を自ら招き娘を与えることはブラフマンの生き方 (ダルマ) と称せられる」と、ガンダルヴァ婚については、「娘と花婿の双方の意思によって結ばれるのがガンダルヴァの〔生き方である。そしてそれは〕性の交わりを目的とし、愛欲より生じるものであると知るべし」とある[渡瀬 1991: 83-84 (III.27, 32)]。

<sup>51</sup> 「正妻」は、開祖ヤドゥのブラーフマ妻であるデーヴァージャンマンニと、第 3 代ティンマ・ラージャの生母である第 2 代チャーマ・ラージャ 1 世の配偶者について用いられている。チャーマ・ラージャ 1 世には 1 人のブラーフマ妻と 3 人のガンダルヴァ妻がいたが、そのうちの誰が後継者であるティンマ・ラージャを生んだのかは明記されていない。第 5 代チャーマ・ラージャ 3 世には、ブラーフマ妻 1 人とガンダルヴァ妻 2 人がいたが、第 6 代ティンマ・ラージャと第 7 代チャーマ・ラージャ 4 世の生母である前者が「第一妻」と呼ばれている。

かガンダルヴァ妻であるかの違いは直接的には関係していない。<sup>52</sup>各王の男子の人数は、例外もあるが基本的に「一族の蓮」の記載と一致する。<sup>53</sup>

チャーマ・ラージャ 8 世の子どもについては、3 人のブラーフマ妻と 1 人のガンダルヴァ妻から 1 人ずつ、合わせて 4 人の男子が生まれたことが記されている。人数、生母の名前は、やはり「一族の蓮」や「一族の樹」の記載と一致している。男子 4 人のうち、クリシュナ・ラージャ 3 世以外は夭折したとされ、名前が記載されていない。夭折した男子 3 人の名前の記載がない点も、「一族の樹」と同じである。

クリシュナ・ラージャ 3 世の子どもについては、名前や人数が記されていない。王の結婚を記した後に続けて、「男子、[その男子の子孫である] 孫、曾孫、女子、[その女子の子孫である] 孫、曾孫とともに」暮らしたとあるが、この文脈では子孫についての具体的な記述はない[VAR: 98]。一方、1859 年に開催されたクリシュナ・ラージャ 3 世の即位 60 年記念灌頂式典の場面では、当時、「皇太子 (yuva rāja)」の地位にあったデーヴァ・パールティヴァ・ラージャが、宮廷に集まった貴顕や文武百官に先んじて王に貢納を捧げたことが記されている[VAR: 124]。デーヴァ・パールティヴァ・ラージャは、クリシュナ・ラージャ 3 世の男子で生前、同じく皇太子の地位にあったナンジャ・ラージャの男子であり、王にとって孫にあたるが、そうした血縁関係への言及はない。この式典に、皇太子と並んで「將軍」などが参列したことも記されている。この時の將軍は、別の王孫であるナンジャ・ラージャだったが、彼の名前や王との続柄への言及もない[VAR: 124]。なお、ナンジャ・ラージャの父チャーマ・ラージャも、生前、將軍の地位にあった。

### 3. 3. 『一族の海』

前節まで、クリシュナ・ラージャ 3 世治世後半に成立した「一族の蓮」、「一族の樹」、『化身の海』における王の妻と子どもたちに関する記載を見てきた。『化身の海』は、妻をブラーフマ妻とガンダルヴァ妻に分類し、また、王女の記載がほぼ無いという点で前二者と異なるが、3 つの文献は、妻や子ども（男子）の人数という点ではほぼ一致していた。本節では、クリシュナ・ラージャ 3 世没後、『化身の海』から約四半世紀後に成立した王国史『一族の海』の中で、王の妻と子どもがどのように記載されているのかを検討する。これから紹介するように、記載の内容は、前節までに検討した 3 つの文献と大きく異なる。

『一族の海』では、各マイルスール王の治世に関する記述の冒頭箇所、王の誕生日と即位日、妻 (patni) と子ども (saṃtāna) がまとめて記載されている。妻については、妻本人と父

---

<sup>52</sup> 例えば、第 5 代チャーマ・ラージャ 3 世の場合、「ブラーフマ婚で 1 人の妻、ガンダルヴァ婚で 2 人の妻と結婚し」「第一妻から、ティンマ・ラージャ、クリシュナ・ラージャ、チャーマ・ラージャの 3 人の息子が、ガンダルヴァ妻から、ベッタダ・アラスという 1 人の息子が生まれた」とある[VAR: 20-21]。

<sup>53</sup> 例外的に、第 16 代クリシュナ・ラージャ 1 世と第 18 代クリシュナ・ラージャ 2 世の男子の人数が異なる。

親の名前が記され、結婚の日付が付記されていることもある。子どもについては、名前と生母が記されている。

『一族の海』に記載されている「妻」の人数を、「一族の蓮」や『化身の海』にある妻の人数と比べると、多くの王について数字が異なる（付表 12～14 参照）。一方、『化身の海』中、ブラーフマ妻とガンダルヴァ妻のそれぞれの人数が記載されている初代ヤドゥから第 9 代ラージャ 1 世までと第 21 代チャーマ・ラージャ 8 世について見てみると、『一族の海』に記載されている妻の人数は、『化身の海』のブラーフマ妻の人数と基本的に一致していることが分かる（付表 13・14 を参照）。また、『化身の海』に名前が記されているチャーマ・ラージャ 8 世のブラーフマ妻 7 人とガンダルヴァ妻 3 人の名前を、『一族の海』に記されている同王の「妻」7 人の名前を比較すると、前者のブラーフマ妻 7 人が後者の 7 人に対応していることが分かる。これらのことから、『一族の海』の「妻」は、『化身の海』の「ブラーフマ妻」にあると推測される。言い換えれば、「一族の蓮」や「一族の樹」、『化身の海』で王の配偶者として数えられている女性のうち、『化身の海』で「ガンダルヴァ妻」とされるものは、『一族の海』では「妻」に数えられていないことになる。クリシュナ・ラージャ 3 世については、「一族の樹」と『化身の海』に王妃 20 人の名前が記されているが、『一族の海』では 5 人だけが「妻」として挙げられている（付表 15 参照）。残る 15 人は、「ガンダルヴァ妻」であったということになる。<sup>54</sup>

『一族の海』の各王の「子ども」欄には、基本的に、男女を問わず、その直前の「妻」欄に記載されている配偶者から生まれたものだけが記載されている。<sup>55</sup>『化身の海』で、ブラーフマ妻との間にもうけた男子の名前や人数が記載されている王について、男子の名前や人数を『一族の海』中の記載と比べると、両者はほぼ対応関係にあることが分かる（付表 13・14 参照）。<sup>56</sup>このことから、『化身の海』の「ブラーフマ妻」が『一族の海』の「妻」であることが確認できる。

クリシュナ・ラージャ 3 世については、「一族の樹」に四男十女の子どもが記載され、『化身の海』でも名前こそは挙げられていないが数多くの男女の子孫に恵まれたことが記されていた。しかし、『一族の海』では、養子のチャーマ・ラージャ 9 世を除くと、女子ケンパ・

---

<sup>54</sup> 『一族の海』の 5 人の妻は、「一族の樹」の第 1 妃から第 3 妃、第 5 妃、第 6 妃にあたる。

<sup>55</sup> 例外が、『化身の海』でチャーマ・ラージャ 8 世のガンダルヴァ妻のひとりとされるホンナージャンマイヤから生まれた男子で、ブラーフマ妻から生まれた男子 3 人と並んで王の「子ども」欄に記載されている。また、第 18 代クリシュナ・ラージャ 2 世の女子は、「子ども」欄には記載がなく、代わりに、「子ども」欄の直後に、3 人の女子がそれぞれの結婚相手とともに記載されている。『一族の海』の改訂版である『大王の族譜』では、「子ども」欄に男子と並んで女子が生母別に記載されている[COV: 163; SMV: 173]。

<sup>56</sup> 例外は、第 16 代クリシュナ・ラージャ 1 世で、『化身の海』ではガンダルヴァ妻との間に一男をもうけたとされるが、『一族の海』では、最初の「妻」（『化身の海』でのブラーフマ妻）から男子 1 人が生まれたことになっている。

チャーマンマンニが唯一の子どもとされる。『一族の海』で「妻」とされる5人からは、「一族の樹」でも、ケンパ・チャーマンマンニのほかには子どもが生まれなかったことになっているので、両者の記述はその意味では対応している。

このように、クリシュナ・ラージャ3世没後に成立した『一族の海』は、誰を王の妻や子どもとして数えるのかという点で、クリシュナ・ラージャ3世時代に編纂された「一族の蓮」や「一族の樹」、『化身の海』と大きく異なる。『一族の海』では、『化身の海』の「ブラーフマ妻」だけが「妻」として数えられ、その「妻」たちから生まれた子どもだけが「子ども」として数えられる。反対に、「ガーンダルヴァ妻」は「妻」に数えられず、彼女らから生まれた子どもも「子ども」に数えられていない。「一族の樹」などと『一族の海』との間に見られる、歴代王の妻子の数の違いは、数え漏れといった偶発的な要因による可能性は極めて低い。系譜に記録されるべき王女や王子・王女は誰なのか、彼らはどのような条件を満たしているべきなのかという本質的な考え方の差異に、この違いは由来すると考えられる。第1章で述べたように、マイル王家は内婚カースト集団であるアラスに属し、男性王族の正式な妻と認められるのは、原則として、同じアラスに属する家々の女子だけであった。それ以外の出自の女子は正式な妻とはみなされず、「妾」として扱われる。そして妾から生まれた子は「庶子」として扱われ、正式な王家の一員としては認められない。男子ならば、王位継承資格を持たないとされる。<sup>57</sup>『一族の海』では、歴代王の「妻」たちについて、それぞれの父親の名前が記載されている。<sup>58</sup>父親たちの個人名に冠される家名の多くは、アラス集団を構成する諸家のものと一致する。また、個人名の末尾にはアラス集団に特徴的な「アラス」の尊称が付けられている。こうした父親についての記述は、記載されている「妻」たちが皆、アラスの家々に生まれた、王の正式な妻となるにふさわしい出自であったことを示すために必要なものであったと言えよう。『一族の海』に記載される「妻」の人数が『化身の海』などにある人数よりも少ないのは、内婚カースト集団であるアラスの伝統的な婚姻規制をより忠実に反映して、由緒正しいアラス女子以外の配偶者を「妻」として数えないことによると考えられる。『一族の海』では、子どももそれに対応して、「妻」から生まれた「嫡子」だけが「子ども」に数えられ、「妾」から生まれた「庶子」は「子ども」から除外されたと考えられる。

---

<sup>57</sup> 17世紀後半に内婚カースト集団としてのアラスが編成される以前、妻と妾の別がどのように線引きされていたのかはよく分からない。どのような線の引き方であったにしろ、その線は後代に比べて曖昧で、流動的であったことが想像される。ただし、アラス集団の編成は、それまでのマイル王家を含む在地有力者層内の婚姻関係の積み重ねの上に行われたものであった。アラス編成以前であっても、王の姻戚にふさわしい、つまり、王の嫡妻を出すにふさわしい家系について、在地有力者層内部である程度の合意があったと推測される。

<sup>58</sup> クリシュナ・ラージャ3世の「妻」5人の父親については、付表15を参照のこと。

### 3. 4. クリシュナ・ラージャ 3 世親政期以前に成立した史書

クリシュナ・ラージャ 3 世没後に編纂された『一族の海』では、王の「妾」や「庶子」が記載の対象外とされていることを前節で明らかにした。クリシュナ・ラージャ 3 世が親政を開始する頃までに成立した比較的短編の王国史の中にも、王の妾や庶子に関する記載は基本的に見られない。例として、王国史のひとつである「マイルスール・オデヤ」という文献における王の妻や子どもの記載を見てみよう。<sup>59</sup>

「一族の蓮」など 19 世紀中頃以降に編纂されたものと異なり、「マイルスール・オデヤ」における歴代王の妃に関する記述は、体系性と一貫性を欠いていることが大きな特徴である。伝説的な初代から数代の王だけでなく、17・18 世紀の王についても、妃の記述が見られない場合がある。そして、以下の検討が示すように、王妃として記載されるのは、基本的に「妾」から区別される「妻」だけに限られていた。

「マイルスール・オデヤ」の中で、ある王の妃たちがまとめて集合的に言及される場合、「クトウンバ (kuṭumba)」(直訳すると「家族」)、「パッタダ・ストリー (paṭṭada stri)」(「王妃」の意)の用語が使われている。前者は、第 12 代カンティラヴァ・ナラサ・ラージャ 1 世の 7 人の王妃、第 15 代カンティラヴァ・ナラサ・ラージャ 2 世の 2 人の王妃を指して、後者は、第 14 代チッカ・デーヴァ・ラージャの 9 人の王妃、第 16 代クリシュナ・ラージャ 1 世の 8 人の王妃、第 18 代クリシュナ・ラージャ 2 世の 3 人の王妃を指して用いられている[Maisūru Oḍeyaru: 8a, 14a, 15b, 16a, 20b]。これらの人数を、『一族の海』に記載されたそれぞれの王の「妻」の人数と比較すると、微妙なずれが見られるが、ほぼ同じような数字となっている(付表 14 参照)。一方、「一族の蓮」に記載された「妻」——妻と妾の両方が含まれる——の人数と比較すると大きく異なる場合が複数ある(付表 12 参照)。例えば、カンティラヴァ・ナラサ・ラージャ 1 世妃とクリシュナ・ラージャ 1 世妃の人数は、「マイルスール・オデヤ」ではそれぞれ 7 人と 8 人とされるが、「一族の蓮」では 182 人、45 人とある。このことは、「マイルスール・オデヤ」が『一族の海』と同様に、王妃として正式な「妻」だけを記載するのを基本方針としていることを示していると言える。

また、「マイルスール・オデヤ」では、個々の王妃が言及される場合、「キリヤ・ヘンダティ (kiri hemḍati)」(直訳すると「小」「妻」)、「チッカ・ヘンダティ (cikka hemḍati)」(同じく「小」「妻」)、「ヒリヤンマ (hiriyamma)」(同じく「大」「母」)、「キリヤ・クトウンバ (kiriya kuṭumba)」(同じく「小」「家族」)の呼称が用いられている[Maisūru Oḍeyaru: 2a, 8a, 15b, 21a]。第 20 代チャーマ・ラージャ 7 世の生母として、第 18 代クリシュナ・ラージャ 2 世の「小妻

<sup>59</sup> これらの 19 世紀前半までに成立した比較的短い、カンナダ語散文で書かれたマイルスール王国史の内容と成立の過程に関しては、別稿を予定している。そのひとつである「マイルスール・オデヤ (Maisūru Oḍeyaru)」は、もともとは別の表題であったと推測されるが、表題を含む冒頭数頁が損傷により判読が困難なため、現在、所蔵されているマイルスール大学クヴェンブ・カンナダ研究所では「マイルスール・オデヤ」という仮題で管理されている。

(キリヤ・クトウンバ)」であるデーヴァージャンマンニが言及される一方、クリシュナ・ラージャ 2 世の「王妃 (パッタダ・ストーリー)」3 人のひとりとして、デーヴァージャンマンニの記載がある。このことから、個々の王妃に用いられる呼称中の、妻を意味する単語に冠せられた「小」あるいは「大」は、正式な「妻」の間の序列、あるいは、格の違いに対応するものであり、妻妾の別とは関係しないことが推定できる。なお、他に「小妻」とされる王妃たちも、王の母、あるいは、祖母として登場するので、この点からも妾ではないと考えられる。<sup>60</sup>また、「マイルール・オデヤ」で言及されている王の子どもは、王位継承に関わった男子にはほぼ限られ、女子や庶子の記載は見られない。<sup>61</sup>

なお、クリシュナ・ラージャ 1 世については、「8 人の王妃 (paṭṭa strirugaḷu)」に加えて「30 人の妾たち (baṃgārada strirugaḷu) と結婚 (vivāhā) した」ことが記されている[Maisūru Oḍeya: 16a]。「妾」の原語は「金 (baṃgāra) の女 (strī)」で、19 世紀にキッテルが編纂した大部の Kannada 語辞典にも「金」の派生語として採録され、「王の妾 (A king's concubine)」と説明されている[Kittel 1982: 1064]。この妾への言及は、クリシュナ神に自らを擬えたクリシュナ・ラージャ 1 世の色好みを強調する文脈で、例外的に行われたものと考えられる。

### 3. 5. 19 世紀中頃の系譜と王国史の特殊性

クリシュナ・ラージャ 3 世没後に編纂された『一族の海』だけでなく、同王が親政を開始する頃までに成立した「マイルール・オデヤ」でも、王の妾と庶子の記載は基本的に見られなかった。年代的にこれらの中に成立した系譜や王国史にだけ、妾と庶子が記載されているということになる。その特殊性は明らかであろう。

「一族の蓮」では、前後の時代の文献で基本的に存在すら言及されない王の妾が、正式な

---

<sup>60</sup> 例えば、第 11 代ラージャ 2 世は第 9 代ラージャ 1 世の「小妻 (チッカ・ヘンダティ)」の男子であり、第 13 代デーヴァ・ラージャは第 7 代チャーマ・ラージャ 4 世の「小妻 (キリヤ・ヘンダティ)」から生まれた男子の子とされている。

<sup>61</sup> 「マイルール・オデヤ」よりも早くに成立したと推測される「マイルール王族譜 (Maisūru Doregaḷa Vaṃśāvaḷi)」でも、王の子どもの記載は王位継承に関係した男子にはほぼ限られているが、第 7 代チャーマ・ラージャ 4 世の女子としてチャンダーヤンマが例外的に記載されている[Maisūru Doregaḷa Vaṃśāvaḷi: 6a]。また、第 9 代ラージャ 1 世の弟であるベッタダ・チャーマ・ラージャの「妾の男子 (baṃgāradaḍve makkaḷu)」ベッタッパがダラヴァーイ (将軍) 職に就任したことも記載されている[Maisūru Doregaḷa Vaṃśāvaḷi: 23a]。「マイルール王族譜」はベッタダ・チャーマ・ラージャを歴代王の中に数えていないが、「一族の蓮」と『化身の海』では、ベッタダ・チャーマ・ラージャはラージャ 1 世の兄で先代であったとされる。『化身の海』には、ベッタダ・チャーマ・ラージャのガンダルヴァ妻から生まれた男子 3 人の名前が記載され、3 人のうちのベッタダ・アラス (「マイルール王族譜」の「ベッタッパ」とヴィクラマ・ラーヤの 2 人が相前後して将軍職 (sēnādhīpatyavam) に任命されたとある[VAR: 30]。なお、「マイルール王族譜」の現存手稿本は、17 世紀中頃までの記述で中断している。

妻と区別されずに「妻」として一括りにされた。また、それらの「妻」全員から生まれた子どもが、王の「子ども」として数えられていた。「一族の樹」でも同様に妾と妻が一括りにされ、「正妻 (dharmapatni)」と呼ばれている。ダルマ・シャーストラ文献の中でも南インドで影響力が大きい『ミタークシャラ (Mitākṣara)』では、夫と同じヴァルナで正しく結婚した妻が「正妻」とされ、その子どもが、父の財産を相続できる嫡子 (aurasa putra) とされている[Rocher 2012: 619-620]。妻妾の別が取り払われた「一族の樹」の中で、妻妾や嫡庶の別と密接に結びついた用語・概念である「正妻」が王妃たちの呼称として使われているのは興味深い。なお、王妃たちの宗教的慈善や寄進を記録する刻文の中でも、彼女らの呼称として「正妻」が一般的に用いられていた。<sup>62</sup>

「一族の蓮」と「一族の樹」が、妻妾や嫡庶の別をほぼ完全に無視するのに対して、『化身の海』は妥協的で、妻妾の別を踏まえたと推測される記述が見られる。その最たるものが、「ブラーフマ妻」と「ガンダルヴァ妻」の分類であろう。既に述べたように、『マヌ法典』では、ブラーフマ婚とガンダルヴァ婚を含む8種の結婚は、結婚(式)のやり方の違いとされていて、結婚相手の出自は問題になっていない。一方、8種の結婚式の間の優劣も『マヌ法典』では論じられていて、ガンダルヴァ婚は「邪悪な結婚式」のひとつとされている。<sup>63</sup>こうしたガンダルヴァ婚、ブラーフマ婚の概念を、『化身の海』は『マヌ法典』などのダルマ・シャーストラ文献から流用して、妻妾の別を婉曲的、間接的に示唆する用語として用いたと推測される。『化身の海』では、ブラーフマ婚、ガンダルヴァ婚による妻が、それぞれブラーフマ妻、ガンダルヴァ妻と呼ばれているが、これらの用語は『マヌ法典』には見られない。おそらくは『化身の海』の作者たちによる「造語」であろう。「マイルス・オデヤ」にも用例があったように、王の妾の名称として「バンガーラダ・ストリー(金の女)」という用語が定着していた。それに代えて「ガンダルヴァ妻」という造語を用いることによって、妾の変則性を曖昧にしつつ、正則的な「妻」とは異なることを暗示していると言えよう。

また、既に言及したように、王妃の記載順は「一族の樹」と『化身の海』で異なる。『化身の海』の上位5人は、「一族の樹」とは一部が入れ替わっていて、『一族の海』ではその上位5人が順番もそのまま「妻」として記載されることになる(付表16参照)。「一族の樹」とは異なる『化身の海』のクリシュナ・ラージャ3世妃記載順は、妻妾の別を反映したもの

---

<sup>62</sup> 第2妃デーヴァージャンマンニは「正后」と呼ばれていたことは、既に述べたとおりである。

<sup>63</sup> ブラーフマ婚を含む4種の結婚式からは、種類によって程度は異なるが、祖先と子孫の罪を解放し、聖人君子(「シシュタ」)から尊敬される子どもが生まれるとされる。それに対して、ガンダルヴァ婚を含む残りの4種は「邪悪な結婚式」とされ、「残酷で虚言を弄し、ヴェーダと正しい生き方[ダルマ]を憎む息子たちが生まれる」とされ、「非難される[結婚式]によって人々に非難される[子孫が生まれる]。それゆえに非難されるものを避けるべし」とある[渡瀬 1991: 85-86 (III.36-42)]。8種の結婚と、それらの間の優劣については、[Kane 1974a: 516-526]も参照のこと。

である可能性が高い。

その一方で、『化身の海』では、クリシュナ・ラージャ 3 世妃 20 人の誰がブラーフマ妻で、誰がガンダルヴァ妻であるかは明記されていない。また、同王の結婚に関する同書中の記述は、曖昧であったり、整合的な解釈が難しい部分や、「史実」に反した内容も含まれる。既に部分的に紹介したが、『化身の海』には、クリシュナ・ラージャ 3 世が、幼少時に、祖母のラクシュマンマンニ<sup>64</sup>と、ディーワーンのプールナイヤのふたりの取り決めに従って、デーヴァージャンマンニと結婚したこと、そのデーヴァージャンマンニが他界した後、「自らの望みに従って、ブラーフマ、ガンダルヴァのやり方で」19 人の妻を娶ったこと、このようにして 20 人の女性と結婚し、「多くの正妻」や「数名の美德に恵まれた女」と暮らしたことが記されている。

この記述で真っ先に目を引くのが、「自らの望みに従って、ブラーフマ、ガンダルヴァのやり方で」結婚したという表現である。「自らの望みに従っ」た結婚はガンダルヴァ婚であり、ブラーフマ婚を「自らの望みに従って」行うことは矛盾である。この箇所を整合的に解釈するのは難しい。さらに、混乱させるのが、結婚相手である 20 人全員の名前に「アンニ」の接尾辞的尊称が付けられていることである。『化身の海』の中で、チャーマ・ラージャ 8 世までの歴代王の妃に関しては、ブラーフマ妻とガンダルヴァ妻の違いが、名前に付けられた接尾辞的尊称の違い（「アンニ」か「アイヤ」か）で示されていた。「アンニ」の尊称は、クリシュナ・ラージャ 3 世妃 20 人全員がブラーフマ妻だったことを示唆するが、それは、同王が「ブラーフマ、ガンダルヴァのやり方で」彼女たちと結婚した、つまり、20 人の中にブラーフマ妻とガンダルヴァ妻の双方が含まれていたことと矛盾する。

また、『化身の海』では、第 1 妃以外は全て、第 1 妃の死後にクリシュナ・ラージャ 3 世が「自らの望みのままに」結婚したとされている。しかし、王が「自らの望みのままに」結婚したとされる 19 人に含まれる第 2 妃デーヴァージャンマンニとの結婚は、『一族の海』に記されているとおり、第 1 妃が存命中に、ラクシュマンマンニとプールナイヤによって取り決められた。<sup>65</sup>つまり、『化身の海』では、「事実」に反して、第 2 妃との結婚が王自ら望んだものにされているのだが、この書き換えの理由は良く分からない。既に述べたように、

---

<sup>64</sup> ラクシュマンマンニはクリシュナ・ラージャ 2 世妃の 1 人で、クリシュナ・ラージャ 2 世没後、ハイダル・アリーとティプ・スルターン親子が実権を掌握し、王家が完全に名目化した際、王家の復権を目指して、イギリスに密使を派遣するなどした。クリシュナ・ラージャ 3 世即位後は、1810 年 2 月に他界するまで、王家を実質的に統率し、宮廷を取り仕切った[Rao 1936: I, 332]。

<sup>65</sup> クリシュナ・ラージャ 3 世が 10 歳前後のことであった。第 2 妃デーヴァージャンマンニは、インドの王族女性としてはおそらく最初に天然痘の種痘を受けたことで知られる。1805 年頃にアイルランド人画家トマス・ヒッキー (Thomas Hickey) が描いたインド人女性 3 人の肖像画のモデルは、クリシュナ・ラージャ 3 世の親族で、ひとは第 1 妃、もうひとは第 2 妃で、種痘後間もない彼女の姿が捉えられているという説もある[Chancellor 2001]。

「一族の樹」では第1妃だけが「第一妻」あるいは「正后」とされ、第2妃は第3妃以下と同様に「正妻」とされていた。第2妃と第3妃以下を同等の存在と見なす「一族の樹」との整合性を保つために、『化身の海』でこの書き換えが行われたのかもしれない。<sup>66</sup>

『化身の海』には妻妾の別を意識した記述や表現がある一方で、クリシュナ・ラージャ3世の結婚や王妃については曖昧で混乱させるような記述が目立つ。同王妃の間に妻妾の違いがあると受け取られないようにするための工夫と解釈できるかもしれない。<sup>67</sup>妻妾や嫡庶の別にはほぼ全くとらわれていない「一族の蓮」や「一族の樹」と、それらの別を厳密に順守する『一族の海』との中間に、『化身の海』を位置付けることができよう。

#### 4. クリシュナ・ラージャ3世による王家の再構築

##### 4. 1. 伝統に背く王

クリシュナ・ラージャ3世の時代に編纂された王家の系譜や史書は、前後の時代に編纂された文献とは異なり、妻妾や嫡庶の別を重視せず、妾や庶子を王家の一員として数えている点に特徴があった。同王の時代、アグラハーラや寺院などを通じて王権の表徴として可視化された王家女性の多くは、妾であり、庶子であったが、王家の系譜の中にしっかりと位置付けられていたのである。<sup>68</sup>逆に、系譜の中に記録された妾や庶子を、王権の表徴として積極的に押し出すことは、彼・彼女らが王族として人々から認知されるたすけとなったであろう。それではそもそもの問題として、何故、妻妾や嫡庶の別が曖昧化されたのであろうか。

理由のひとつに、嫡子に恵まれない王が、庶子に王位を継承させたいと考えていたことがあるのは確かであろう。王は、庶子であるナンジャ・ラージを皇太子に指名し、そのナンジ

---

<sup>66</sup> 『化身の海』では、クリシュナ・ラージャ3世について、「正妻」のほかに、事実上の婚姻関係にある「女」の存在が明記されているのも注目される。結婚していない「女」との対比で、妻と妾を含む「正妻」の一体性を強調しているという解釈も可能かもしれない。

<sup>67</sup> 『一族の海』で「妾」として扱われたクリシュナ・ラージャ3世の妻（『化身の海』の「ガンダルヴァ妻」にあたる）の出自について、確かなことは全く分からない。皇太子ナンジャ・ラージャの生母である第10妃プッタ・ランガージャンマンニは、バラモンだったとも言われている[Arasu1993: 220]。

<sup>68</sup> 第3章で述べたように、「一族の樹」と『化身の海』には、クリシュナ・ラージャ3世妃20人の名前が記載されているが（付表3も参照）、妻妾を峻別する『一族の海』の中では、同王の「妻」として5人だけの名前が挙げられていた（付表15参照）。これらと比較することで、20人の王妃の中で誰が妻で、誰が妾である（と妻妾の別に拘る人々によって認識されていた）かが分かる。注54を参照のこと。付表4にあるアグラハーラに名前がつけられた王妃4人のうち、第4妃リンガージャンマンニと第7妃ガウラージャンマンニの2人は妾であった。また、付表6にある休憩所付設の寺院などに名前がつけられた王妃4人のうち、妻であったのは第2妃デーヴァージャンマンニのみであった。

チャーマ・ラージャが 1846 年に他界すると、その男子で自らにとっては孫にあたるデーヴァ・パールティヴァ・ラージャを皇太子に指名した[Rao 1942: 76, 91]。また、別の庶子チャーマ・ラージャを将軍に任命し、「小君主 (puttasvāmi)」と呼ばせた。「小君主」の呼称の由来や狙いは詳らかではないが、彼が正規の王族男子であり、王位継承の資格を有することを闡明する意味があったのは間違いないであろう。チャーマ・ラージャはナンジャ・ラージャよりも早く 1836 年に他界するが、その跡を襲うかたちでチャーマ・ラージャの男子であるナンジャ・ラージャが将軍に任命され、「小君主」の呼称も彼によって引き継がれた[Rao 1942: 72, 76, 91]。庶流の子孫を正規の王族と扱うことには、以下で取り上げるように王国上層部内に反発があった。そうした反発を抑え込むためにも、反発を正当化する妻妾や嫡庶の別がもつ意味を矮小化するような王家の系譜が必要であったと推測される。

しかし、妻妾や嫡庶の別がもつ意味を矮小化することの狙いが、王位継承問題の解決だけにあったとは考えられない。庶子による王位継承の実現のみが目的であったならば、王妃、さらには、王女の可視化は不要であった筈である。妻妾や嫡庶の別が曖昧化され、王家は妾や庶子を構成員に加えて拡大したが、この王家の拡大こそがクリシュナ・ラージャ 3 世の狙いであったと考えると、同王のもとでの王家の様々な変容を整合的に説明できるように思われる。既に述べたように、マイルスール王国史上、マイルスール王家とともに内婚カースト集団を構成するアラス諸家が重要な役割を担ってきた。王の結婚は、結婚相手の生家であるアラス諸家と王家との政治的紐帯を強化・維持する手段でもあった。こうした王家とアラス諸家との同盟的な紐帯——それはときに王や王家の行動を制約することもある——を緩め、王の自立的な権力行使を王家が支援する体制を、クリシュナ・ラージャ 3 世は構想していたと推測される。そのように推測する理由のひとつとして、クリシュナ・ラージャ 3 世を取り巻く藩王国政府内の権力構造のあり方がある。

クリシュナ・ラージャ 3 世親政期のマイルスール藩王国では、マラーター語圏に出発的起源をもつバラモンとアラスが重要な役職を占めていた。行政を総攬するディーワーン職にも、バラモンとアラスがほぼ交互に任命された。その一方で、クリシュナ・ラージャ 3 世はディーワーンに権力が集中して親政が形骸化することを危惧し、ディーワーン不在の期間が続くこともあった。<sup>69</sup>王は、自らの権力を脅かす存在として、バラモンだけでなくアラスも警戒していたことがわかる。また、親政開始直後のクリシュナ・ラージャ 3 世が、プールナイヤの専横的な振る舞いによって王の威厳が損なわれているとの危機感を抱いていたという指摘もある[Gopal and Prasad 2010: 97-102]。クリシュナ・ラージャ 3 世は、藩王国政府内の有力者に対抗できる独自の権力基盤を構築、強化する必要性を、早い段階から感じていたことが推測される。同王時代に見られた王家のあり方の変化は、王を支える権力基盤と

---

<sup>69</sup> クリシュナ・ラージャ 3 世親政期のディーワーンと在職期間は、[Rao 1936: I, 410-411; SMV 1922: 100]にまとめられているが、[Gopal 1960]を参照するかぎりでは、在職期間は史実と異なる部分が大いと思われ

しての王家の拡大、王家の政治的機能強化という視点から捉えることが可能であり、また、必要であると言えよう。

王妃をはじめとする王家女性の可視化は、王家の政治的機能強化という脈絡の中に位置付けたとき、その意義が明らかになると考えられる。王妃の名前にちなんだアグラハーラや寺院、溜池が、王都とその周辺につくられ、王妃の名前は王権の象徴としての重みをもつようになっていた。また、王と王妃が並ぶ信者像が王都周辺の主要寺院に奉納され、王と王妃の一体性が強調された。従来は表に出ることがなかった王妃は、広い意味での政治的な役割を公的な領域で担う存在へと変容したのである。<sup>70</sup>

先に紹介した宮廷文学作品『王族の宝石の輝き』には、王妃の政治的重要性という点で注目される表現が見られる。同作品中、「后」とされるクリシュナ・ラージャ 3 世第 2 妃デーヴァージャンマンニについて、「大地の太陽〔である王〕の影 (dharanīdyōratnadacchāye)」、あるいは、王の「影 (praticchāye)」という比喻表現が用いられている[Mamjunāthan 1995: 37 (II.56), 67 (IV.26), 68 (IV.28)]。「王の影」に類した表現そのものは、前英領期のマイルスール王国宮廷文学を代表する作品『チッカ・デーヴァ・ラージャの勝利』にも見られる。ただし、同作で王の「影 (padinejal)」に喩えられたのは、王の幼い時からの学友であり、側近中の側近でもあった作者ティルマラーリヤや、王を支えるべき近親の男性王族であった[Narasimhācār and Rāmānujaiyaṅgār 1896: 84 (IV.90), 99 (IV.174), 118 (V.108)]。「王の影」という比喻に込められた真意は、その由来とあわせてははっきりしない。しかし、王と王の側近くに寄り添う人物との間の関係が表現されているのは間違いなからう。側近や近親男性ではなく后を王の影に喩える宮廷文学中の表現は、王妃が担う政治的、象徴的な役割を重視するクリシュナ・ラージャ 3 世の時代にふさわしいものであったと言えよう。

既に述べたように、クリシュナ・ラージャ 3 世は、王子（王子の死後は王孫）を「皇太子」と「将軍」に任命した。英領期以前のマイルスール王国において、王子（あるいは王孫）が父王の在位中に要職に就任した事例は、筆者が知る限り、存在しない。<sup>71</sup>「皇太子」の役職が英領期以前にあったのかも確認できない。歴史的先例がない王子の要職就任も、王家の政治的機能を強化するというクリシュナ・ラージャ 3 世の構想の一環として捉えることができると考えられる。

王女が王妃と並んで可視化されたこと、王家の系譜や王国史の中で王女が王子と並ぶ扱

---

<sup>70</sup> クリシュナ・ラージャ 3 世の祖母にあたるラクシュマンマンニのように、政治力を発揮し、王国政治に影響を与える王家女性も存在した。しかし、彼女らの政治力は、相対的に外部から隔絶された女性だけの空間である内宮 (aṃtaḥapura) から発揮される非公式なものであり、表に出るものではなかった。

<sup>71</sup> 王自身の庶子ではないが、王家の庶子が将軍 (ダラヴァーイ) 職に就いた例はある。17 世紀前半の第 10 代チャーマ・ラージャ 5 世の時代、王の大叔父にあたるベッタダ・チャーマ・ラージャの庶子が、また、次のラージャ 2 世の時代にはベッタダ・チャーマ・ラージャの別の庶子が将軍となった。この 2 人の庶子については、注 61 を参照のこと。

いを受けるようになったことを、これまでの章で見てきた。王女と王家の政治的機能強化との関わりという点でさらに注目されるのが、王女の結婚相手——「婿（アリヤ *aliya*）」と称された——の処遇である。クリシュナ・ラージャ 3 世は生まれてきた王女を次々とアラス諸家の男子と結婚させた。在位期後半になると、王女の結婚相手が成年に達し、表向きの舞台でも活躍するようになる。なかでも、第 12 妃バサヴァージャンマンニから生まれた王女 2 人と結婚したリング・ラージャ——結婚して王の婿（アリヤ）となってからは、アリヤ・リング・ラージャと一般的に呼ばれた——は、学者・文人としても活躍し、最も良く知られた「婿」のひとりであろう。<sup>72</sup>

英領期以前のマイルスル王家に生まれた女性に関する情報は乏しいが、アラス諸家の男子と結婚した事例を確認できる。王女が生涯を独身で過ごすことが通例にはなっていないようである。<sup>73</sup>しかし、王女と結婚したアラス男性の名前に、称号のように「アリヤ（婿）」を冠し、王族としての立場を強調するのは、クリシュナ・ラージャ 3 世時代より前には見られなかった現象であると思われる。英領期以前、王女がアラス男子と結婚することは、結婚相手の家に嫁すことを意味した。<sup>74</sup>王女は王家とアラス諸家との紐帯を強化する役割を担っていたと言える。王女の結婚相手を「婿」として王家に取り込むことは、王女とその結婚がもつ政治的な役割を大きく変えるものであった。王女は、王家とアラス諸家の紐帯強化の

---

<sup>72</sup> アリヤ・リング・ラージャの妻となった王女 2 人が比較的早くに没すると、彼女らの生母バサヴァージャンマンニは 2 人の養女をとって、アリヤ・リング・ラージャと結婚させた[Arasu 1993: 73]。アリヤ・リング・ラージャは、ヒンドゥー教神話や『ラーマーヤナ』から題材をとった数多くのヤクシャガーナ劇のほか、修辞学書『人の主の行状記 (Narapati Carita)』などをカンナダ語で著した。後者には、様々な修辞法の用例として自作詩編が載録されているが、それらは基本的にクリシュナ・ラージャ 3 世を描いている。

<sup>73</sup> 遅くとも 1800 年頃までには成立したと推測される「マイルスル王族譜」には、第 7 代チャーマ・ラージャ 4 世の女子チャンダーヤンマ（第 9 代ラージャ 1 世の同母姉妹）が、カラレ家のカリカーラ・マツラ・ラージャと結婚したことが記されている[Maisūru Doregaḷa Vamśāvali: 6a]。カラレ家は、マイルスル家と早くから同盟関係にあった在地有力者の一族で、17 世紀後半からはアラス集団を構成した。なお、ムガル帝国の皇女は、アクバル帝の時代以降、生涯独身であることが通例となったと言われる。実際には結婚する皇女もいたが、相手は従兄弟などの皇帝一族で、一族外に「降嫁」することは基本的になかったようである[Mukherjee 2001: 21-22]。

<sup>74</sup> 『一族の海』には、第 18 代クリシュナ・ラージャ 2 世の 3 人の王女が結婚したアラス諸家の男子の名前が記載されている[COV: 163]。「婿たち (*aliyaṁdirugaḷu*)」と『一族の海』では表記されているが、クリシュナ・ラージャ 3 世の「婿」のような王家の準構成員としての認識は自他ともにあつたようには思われない。3 人のうち、タガドゥール家スィッタ・ラージャとコッターガーラ家リング・ラージャは、クリシュナ・ラージャ 3 世親政期にディーワーンを務めた同名人物のことと推測されるが、彼らが王家の「婿」と呼ばれたり、王家の一員として認識されていた形跡はない[cf. Rao 1936: I, 410-411; SMV 1922: 100]。リング・ラージャのコッターガーラ家の歴史については、[Naṁjammaṇṇi 1986: 54-57]も参照のこと。

「道具」から、王家拡大の「道具」になったと言える。

1810年代の後半に成立したと推測される宮廷文学作品『クリシュナ王の戯れ (Kṛṣṇarājavilāsa)』は、クリシュナ・ラージャ3世を主人公として伝統的な韻文シャトパディ体で作られた。その第6章では、将軍チャーマ・ラージャの同母姉にあたる王女デーヴァージャンマンニの誕生と結婚が描かれている[Mamjappa Śeṭṭi 1996: 103-105 (VI.65-76)]。王を主人公とする宮廷文学作品で、王女の誕生と結婚が大きく取り上げられることは稀であると思われる。王女の誕生と結婚は、宮廷文学作品の題材とされるだけの重要性を、クリシュナ・ラージャ3世の宮廷で持っていた。

王女と結婚し、王家にいわば「準構成員」として迎えられた婿の存在がもつ政治的重要性は、同時代の図像資料からも見て取ることができる。ジャガンモーハナ宮殿内ランガ・マハルの西壁に描かれた「一族の蓮」の左右にはそれぞれ縦3列横5段で、クリシュナ・ラージャ3世の宮廷に出入りしたであろう貴顕15人の肖像画が配列されている。配列には、描かれている人物の公的な場における序列が反映されていると推定される。「一族の蓮」に近い内側の列の最上段が序列的に最も高く、外側の列の最下段が最も低いことがうかがわれる。「一族の蓮」の向かって右側の上段には、クリシュナ・ラージャ3世の王子とその男子（王孫）の肖像画が配され、同じく左側の上段には、クリシュナ・ラージャ3世の婿の肖像画が配されている。一方、ディーワーンや中央政府の部局の長であるバクシ (bakṣi) の役職にあった人々の肖像画は、左右の下段に並ぶ[MAR1938:59-61]。この肖像画の配列からも、婿が王家の一員として、政府要職を占める高官——アラスを含む——よりも上位の別格的な存在として位置付けられていることが分かる。

王家拡大の「道具」という王女の新しいあり方をよく示す資料を紹介したい。マイスールにあるラクシュミーラマナ・スヴァーミー寺院の本尊の台座付光背には、奉納した「マノー・ヴィラーサのプッタ・ナンジャンマンニ」の名前などが刻まれている[EC5,My:80]。<sup>75</sup>「一族の樹」中、クリシュナ・ラージャ3世の第18妃デーヴィーランマンニの娘として記載されている「マノー・ヴィラーサのチッカ・プッタマンニ」と同一人物であろう。刻文には、彼女が「クリシュナ・ラージャ皇帝の娘」であり、「アリヤ (aḷimḍr)・ナンジャ・ラージェー・アラスの正妻」であることが記されている。夫のアリヤ・ナンジャ・ラージェー・アラスは、先に紹介したジャガンモーハナ宮殿ランガ・マハルの壁画で、「一族の蓮」の向かって左側の1列目、上から2段目に肖像が描かれている同名人物でほぼ間違いない。この刻文では、彼女の夫よりも先に父クリシュナ・ラージャ3世の名前が記されている。結婚後も彼女が王家の一員であり続けたことを示唆する記述である。また、台座付光背を奉納された側のラクシュミーラマナ神について「我らの父祖の一族を隆盛に導いている (namma piṭṛvaṃśōddhāra māḍuttiruva)」と記されている点も注目される。ラクシュミーラマナ神は、マイスール王国の実質的な建国者である第9代ラージャ1世を暗殺の陰謀から守ったとき

<sup>75</sup> 奉納はクリシュナ・ラージャ3世没後の1878年に行われた。

れる[VAR: 23]。「我らの父祖の一族」がマイルスール王家を指していることは明らかであろう。この表現は、王家を隆盛に導いてきた神に神具を奉納するという行為とともに、彼女が王家の隆盛をその一員として祈願する立場にあると自らを認識していたことを示している。<sup>76</sup>婿を迎えて拡大する王家の一翼を担うという新しい王女のあり方をよく見て取ることができよう。

王女の結婚について、王家とアラス諸家との紐帯を維持強化する役割がクリシュナ・ラージャ 3 世のもとで弱まったことを指摘したが、王の結婚にも、それは当てはまる。19 世紀初頭までに編纂された王国史の中で王妃が言及される場合、その生家や父に関する情報も付記されることが多かった[Maisūru Doregaḷa Vaṃśāvaḷi: 5b, 6a, 7b, 8a, 8b, 21b, 28b; Maisūru Odeyaru: 2a, 14a, 15b, 20b]。このことは、王の結婚が王家とアラス諸家という家同士の問題であり、王の結婚相手が誰の娘であるのかが重要であったことを示すと言えよう。『一族の海』でも、王の「妻」全員について、生家や父の名前が記載された。対照的に、「一族の樹」では、チャーマ・ラージャ 8 世とクリシュナ・ラージャ 3 世の王妃計 30 人の名前が記されているが、彼女らの生家や父の名前の記載はない。『化身の海』でも、チャーマ・ラージャ 8 世とクリシュナ・ラージャ 3 世の王妃全員と、チャーマ・ラージャ 8 世以前の王の妃の一部について、名前が記載されているが、彼女らの生家や父に関する記述はない。王妃の重要性は、王の結婚相手であるという事実のみあり、父親が誰であるかにはないという主張が、こうした記載のされ方に反映されていると考えられる。王妃の生家の軽視が、妻妾の別の問題と密接に関係していることは確かだが、妻妾の別を誤魔化すためだけに生家や父の名前が記されないようになったとは考えられない。王家とアラス諸家をつなぐかすがいから、王と並んで王家を代表する存在へと王妃が変容するうえで、父親が誰であるかは重要でないどころか、余計で邪魔な情報であったのかもしれない。

クリシュナ・ラージャ 3 世のもとで、王妃と王女は、王家とアラス諸家をつなぐ存在から、王家の一員として表に立って王と王権を支える存在へと変化した。クリシュナ・ラージャ 3 世は、王妃や王子・王女、さらには婿からなる王家を権力基盤として王が君臨する新たな体制を構想していたと推測される。それは、アラス諸家が王家を支える伝統的な国制の理想に王自らが反旗を翻したことを意味する。既に紹介したように、チャーマラージェーシュヴァラ寺院は、王の父母の名前がついたシヴァ神体を本尊として建立され、本尊を囲むようにして王の継母、王自身と妻たち、男女の子どもの名前がついた神体が合祀された。「一族

---

<sup>76</sup> アラスによれば、プッタ・ナンジャンマンニは 1824 年に生まれ、1827 年にアラス 13 家のひとつであるムーグール家出身のナンジャ・ラージェー・アラスと結婚した。ナンジャ・ラージェー・アラスは 1830 年代末までに転落事故で死亡したが、プッタ・ナンジャンマンニは養子を迎え、この「婿」の家系を存続させたという[Arasu 1993: 89]。ランガ・マハルの壁画には、クリシュナ・ラージャ 3 世と直接間接の関りがあった人物の肖像が、共時性を無視して描かれている。1830 年代に死亡したアリヤ・ナンジャ・ラージェー・アラスの肖像が描かれているのは全く不自然ではない。

の樹」が文字と図で表現した王家のかたちを、3次元で象徴的に一足早くに表現したのが、同寺院の伽藍であったとも言える。さらに、王家の政治的機能強化との関わりで注目したいのが、王族の名前がついた神体をそれぞれ安置する祠堂の扉である。これらの扉は、王の婿や王妃の親族、有力な役人などによって奉納されたことが刻文に記録されている（付表8参照）。王族に対する王国有力者の奉仕を具象化した扉まで含めるならば、同寺院の伽藍は、政治体制の中核に据えられた王家の新しいあり方までをも象徴的に表現していると言えよう。<sup>77</sup>

#### 4. 2. 反発と挫折

クリシュナ・ラージャ3世が構想する新しい王家のあり方は、王の妻と子どもに関する妻妾や嫡庶の別が意味をもたないということを前提としていた。そうした王の意向を汲んで王家の系譜や王国史の編纂に従事する人々がいた一方で、妻妾や嫡庶の別にこだわる人々も王の周辺には存在した。

ナンジャナグードゥのシュリーカンテーシュヴァラ神に奉納された金冠の銘文には、この金冠が「シャカ暦1741年プラマーティ年チャイトラ明半月1日に、クリシュナ・ラージャ〔3世〕の長女（prathama putri）ケンパ・チャーマンマンニ」の名前で奉納されたとある[EC 5, My:96]。彼女が、『一族の海』で唯一の「子ども」とされたケンパ・チャーマンマンニ（1818年～1819年）のことであるのは間違いない。金冠が奉納された日は彼女が死去した日であり[COV: 246; SMV 1916: 248]、奉納が追善として行われたことが窺われる。銘文で注目されるのが、王の「長女」という文言である。王には、彼女が生まれる以前に既に、チャーマ・ラージャの同母姉デーヴァージャンマンニ（1814年生）が生まれていた。宮廷文学作品『クリシュナ王の戯れ』に、彼女の誕生と結婚が描かれていることは、既に述べたとおりである。それにもかかわらず、銘文でケンパ・チャーマンマンニが「長女」とされているのは、彼女以前の女子を庶子とみなし、「子ども」に数えない立場からこの銘文が作られたことを示している。

クリシュナ・ラージャ3世没後約10年後に刊行されたライス編纂の地誌には、嫡庶の別をめぐり、クリシュナ・ラージャ3世と一部のアラスとの間で軋轢が生じたことが記されている[Rice 1877: 326]。

ラージャピンダ (Rajpinde) : このカーストは…マイスール王家の親族、あるいは、縁者である。アラスとも言う。先の藩王の生前、藩王の庶子 (an illegitimate son) に対して敬意を示すことを、ダラヴァーイをはじめとする13の家々が拒否した結果、二つの派閥に分かれた。〔13の家々を除いた〕残りの18の家々は王の意向を受け入れ、クマーラパッタ (Komarapatta) と呼ばれた庶出の家系を対等に扱った。…この一族内の争いは、

<sup>77</sup> 扉を奉納した人々の詳細は、藩王国政府の組織とあわせて、別の機会に改めて論じる予定である。

当時は深刻であったが、長くは続かないように見える。…

「敬意」が具体的に意味する内容は不明だが、アラスたちは王の「庶子」に対しては嫡子に対するような「敬意」を示さないのが通例であったこと、「先の藩王」、つまり、クリシュナ・ラージャ 3 世が、庶子へのそうした態度を改めて「対等」に扱うように要求したこと、その賛否をめぐるアラス集団内で対立が生じたことが分かる。この引用箇所からは、アラス内部の「13 家」と「18 家」のまとまり（「派閥」）が、嫡庶の別をめぐる対立によって生み出されたようにも読める。しかし、アラスを構成する諸家は、英領期以前から家格の違いによって上位の「13 家」と下位の「18 家」というふたつのまとまりに分類されていた。<sup>78</sup>クリシュナ・ラージャ 3 世のもとで庶子の処遇をめぐる起こった対立が、「13 家」と「18 家」のまとまりを生み出したことはあり得ない。あるいは、王の要求への対応で「13 家」と「18 家」がそれぞれに共同歩調を取り、前者が反発し、後者が受容した可能性もある。引用中にある「ダラヴァーイ」は、アラスの「13 家」のひとつで、18 世紀にダラヴァーイ（将軍）職を一族で占有したカラレ家を指していると推定される。<sup>79</sup>「クマーラパッタ」という用語の詳細は不明だが、「男子」を意味する「クマーラ (kumāra)」と「権威、役職、王権」などを意味する「パッタ (patta)」の複合語であろう。

クリシュナ・ラージャ 3 世の宮廷を代表する学者のひとりクニガラ・ラーマ・シャーストリの伝記には、クリシュナ・ラージャ 3 世と周囲の人々について、興味深い記述が見られる。この 20 世紀初頭に刊行された伝記にも、庶出の王子の処遇を巡り、一部のアラスがクリシュナ・ラージャ 3 世に反発したことが記されている。伝記によると、クリシュナ・ラージャ 3 世は、デーヴァージャンマンニ（「一族の樹」の第 2 妃）との夫婦仲が徐々にこじれ、

---

<sup>78</sup> 20 世紀初頭に刊行された『大王の族譜』では、「13 家」と「18 家」の分類はチッカ・デーヴァ・ラージャ（在位 1673 年～1704 年）時代に行われたとされているが[SMV 1916: 129]、分類の実態はよく分かっていない。その一方で、19 世紀初頭に書かれた『王統の物語の精髓』第 11 章には、チッカ・デーヴァ・ラージャによる「13 家」と「18 家」への分類が言及され、「アラスの家系はさまざまに分かれていたが、それら〔の家系〕を 13 家と 18 家に分類し、それぞれの力量・分際に応じて、免税地や給与〔が与えられる役職〕を与えた (arasugaḷa vaṃśa parampareyaṃ nānā bhēdaṃgaḷāgirdoḍadaroḷe hadimūru maṃtana hadineṃṭu maṃtanaṃgaḷaṃ viṃgaḍisi avaravara yōgyatānusāradi ābaḷi (sic, uṃbaḷi?) saṃbaḷaṃgaḷaṃ niyamisi)」とある[Lakkappagouḍa 2007: 273]。英領期以前に「13 家」と「18 家」という範疇がある程度定着していたことは間違いない。

<sup>79</sup> 英領期、ダラヴァーイ職は名目化した。カラレ家のひとつの家系の当主に対して、実質を伴わない称号として「ダラヴァーイ」が用いられたようである。英領期のカラレ家は、17 世紀頃のティンマ・ラージャの男子兄弟をそれぞれ祖とする二つの家系に分かれて存続していた。ひとつが 18 世紀にダラヴァーイ職をほぼ独占した家系で、その当主が英領期にもダラヴァーイの称号を名乗った[*History of the Ruling Family Nobles and Leading Personages in Mysore*: 1915: 10]。

多くの妾を持つようになった。<sup>80</sup>「マダナ・ヴィラーサ」に男子が生まれると、彼に対して、王子である皇太子に対するものと同様の敬意を示す (*rājaputranāda yuvarājanige āguva maryāde māḍ[u]*) ことをアラスたちに要求した。これに多くのアラスたちが反発し、一部はデーヴァージャンマンニの名前で、クリシュナ・ラージャ 3 世の王としての資質を疑問視する手紙をカルカッタの植民地政府に送付したという [Puṭṭaṇṇa 1910: 138-139; Ravishankar 2018: 238-239]。

伝記の記述から、クリシュナ・ラージャ 3 世に数多くの「妾」が存在し、チャーマ・ラージャの母マダナ・ヴィラーサのムドゥ・リンガージャンマンニもそのひとりだったこと、王が嫡庶の別を顧慮せず、庶出の王子に対して嫡子に対するのと同様の敬意を払うようにアラスに要求したこと、それに対してアラスの一部が激しく反発したことが分かる。<sup>81</sup>

クリシュナ・ラージャ 3 世による王家の政治的機能強化の試みは、1820 年代には既に構想、着手されていたと考えられるが、1831 年に内政権をイギリスに接收され、新しい構想を現実政治の場で実現する機会は失われた。藩王国政府の統治機構はイギリス人弁務官の統轄下におかれたため、王の構想は、実際の権力行使とは関係しない宮廷の儀礼的な秩序に反映されるにとどまった。ジャガンモーハナ宮殿ランガ・マハルの壁に「一族の蓮」を挟んで左右に描かれた貴顕の肖像画群も、そうした儀礼的秩序を表したものと言うべきであろう。たしかに、イギリス直接統治は、クリシュナ・ラージャ 3 世から自らの構想を完全に実現する機会を奪った。その一方で、クリシュナ・ラージャ 3 世は、王の地位と宮廷を維持するのに充分すぎる金銭的手当てをイギリスから保障され、さらには、親政期のように統治機

---

<sup>80</sup> 原文は「王が首飾りを掛けた女たちは多くを数えるようになり (*adu varege baṇḍihākida heṇḍiru dorege heccutā baṇḍaru*)」とある [Puṭṭaṇṇa 1910: 138]。英語訳では意訳され、「王は妃たちよりも貴賤相婚の妻を寵愛するようになり」とある [Ravishankar 2018: 238]。

<sup>81</sup> 伝記には、クリシュナ・ラージャ 3 世の妻として、『一族の海』の「妻」欄の 2 番目から 4 番目、つまり、バーガリ家出身のラクシュミー・ヴィラーサ御前、ベッタダコーテ家出身のラーマ・ヴィラーサ御前、トゥルヴェーケレ家出身のスイーター・ヴィラーサ御前の 3 人が、『一族の海』と同じ順番で挙げられている。そのうえで、前二者が「正式な妻 (*paṭṭada heṇḍidru*)」で、「本当のアラス家の成員 (*nijavāda arasu manetanadavaru*)」だったとしている [Puṭṭaṇṇa 1910: 136; Ravishankar 2018: 237]。スイーター・ヴィラーサの生家であるトゥルヴェーケレ家も、伝記作者は彼女を「妻」と認めているので、アラスの家と認識していたことは間違いないであろう。あるいは、トゥルヴェーケレ家は、アラスのなかでも、最上層のマイスール王家を含む「13 家」よりも格が下の「18 家」に分類されたのかもしれない。『一族の海』で「妻」として最初に挙げられるデーヴァージャンマンニが言及されていないのは、王が親政を始めるよりも前に彼女が早世したからであろう。同じく 5 番目の「妻」であるラクシュマンマンニも言及されていないが、その理由は分からない。伝記は、王がマダナ・ヴィラーサの男子チャーマ・ラージャへの王位継承を目論んでいたように読める。しかし、チャーマ・ラージャは「将軍」の職位にあり、「皇太子」の地位にあったのは別の庶子ナンジャ・ラージャである。伝記作者に何か勘違いや記憶違いがあるのかもしれない。

構を掌握する有力役人たちからの挑戦にさらされることから解放された。王の構想は、イギリス保護下の宮廷という「温室」の中で、現実政治の厳しさに触れることなく命脈を保ち、王家は拡大を続けた。

このように、クリシュナ・ラージャ 3 世が晩年に至るまで、新しい王家、王権の構想を追求し続けることをある意味で可能にしたのが、イギリス植民地権力であったならば、その構想を最後に頓挫させたのもイギリス植民地権力であった。クリシュナ・ラージャ 3 世は、内政権を接収された直後から、その速やかな回復を目指してイギリスとの交渉を試みたが、具体的進捗は見られなかった。王の高齢化とともに、王位継承問題がこの交渉に大きな影を落とすようになる。王が目論んでいたであろう皇太子デーヴァ・パールティヴァ・ラージャによる王位継承は、イギリスとの交渉のなかで可能性としても取り上げられることはなかったようで、クリシュナ・ラージャ 3 世には跡継ぎがないということが交渉の前提とされた。跡継ぎ不在のまま、王が死亡した場合の選択肢として、藩王国領の英領インドへの併合が視野に入ってくるなか、最終的に、クリシュナ・ラージャ 3 世は跡継ぎとなる養子（のちのチャーマ・ラージャ 9 世）を、アラス諸家のひとつであるベッタダコーテ家から迎えた。『化身の海』が成立した 1862 年から 3 年後の 1865 年のことであった。ベッタダコーテ家は、『一族の海』で「妻」と認められる第 3 妃チャルヴァーージェンマンニの生家であり、養子として迎えられた幼児は彼女の兄弟の孫にあたる。<sup>82</sup>マイスール王国の歴史の中で、嫡男子がいまま王が死没した場合、寡婦となった王妃が遠縁の男子を養子に迎えて即位させることは複数回あった。しかし、養子に迎えられたのはいずれも、王家傍流や分家の出身者であり、生まれながらにして系譜集団としてのマイスール家の一員であった。この点で、マイスール家以外の系譜集団に生まれたチャーマ・ラージャ 9 世の養子縁組は異なる。養子縁組後、イギリス本国政府の政権交代など、他の要因も重なって交渉は急転し、養子による王位継承と、成年に達した新王への内政権返還がイギリスによって約束された。<sup>83</sup>アラス諸家と王家の紐帯を緩め、自立した存在へと王家を再構築しようとしたクリシュナ・ラージャ 3 世のあと、マイスール王国史上初めて、王家の生まれではないアラスが王位を継ぐことに

---

<sup>82</sup> チャルヴァーージェンマンニの兄弟クリシュネー・アラスの男子がチッカ・クリシュネーアラスで、その三男として生まれたのが、後のチャーマ・ラージャ 9 世である。チッカ・クリシュネー・アラスはクリシュネー・アラスの実子ではなく、他のアラスの家からベッタダコーテ家に養子に迎えられた[Namjammaṇṇi 1986: 48-50]。

<sup>83</sup> 内政権返還をめぐる交渉や植民地政府内の検討の具体的な内容は、あまり明らかになっていないように思われる。デーヴァ・パールティヴァ・ラージャによる王位継承が「論外」とされた理由や、養子縁組後にイギリスが一転して内政権返還を約束した理由などの解明が俟たれる。チャーマ・ラージャ 9 世との養子縁組の前、クリシュナ・ラージャ 3 世が養子をとることを拒否しているという噂 (report) が数年に渡って藩王国内に広く流布していたという。そのため、王の人気は下がり、王都住民から無礼な態度を一度ならず示されることがあったというが[Bell 1865: 35]、「噂」の真偽とともに確実なことは分らない。

なったのは、ある意味で歴史の皮肉であった。

ただし、養子縁組の時点では、クリシュナ・ラージャ 3 世は自らのもとで拡大した王家がチャーマ・ラージャ 9 世の代になっても維持されることを期待していた可能性がある。王を主人公とした詩文学を数多く作った宮廷詩人デーヴァラープラ・ナンジュンダ (Dēvalāpurada Naṃjuṃḍa) の『クリシュナ・ラージャ皇帝の養子となった宝石のような男子の物語 (Śrīmatkṛṣṇarājasārvabhomasvīkṛta Putraratna Vṛttāmtamaṃjari)』というカンナダ語作品<sup>84</sup>には、以下のように記されている[Basavārādhyā 1985: 267]。

[クリシュナ・ラージャ 3 世は、] その後 [チャーマ・ラージャ 9 世との養子縁組の儀式終了後]、その男子 [養子] にチャーマ・ラージェンドラ・バハドゥールと命名し、一緒にいた孫である皇太子デーヴァ・パールティヴァ・ラージャを呼び、「皇太子よ。この男子を成育し、学識と英知をもって教え諭し、身体を保護するのは汝にかかっている。最大限の注意を払って [男子を] 守れ」と命令を下した。また、孫で大將軍であるナンジャ・ラージャに向かつて、「將軍よ。これから成長するこのチャーマ・ラージェンドラと命名された男子の意に従って、全軍を監督せよ」と命令し…。<sup>85</sup>

クリシュナ・ラージャ 3 世は、遠くない自らの死の後、庶流の孫であるデーヴァ・パールティヴァ・ラージャとナンジャ・ラージャが幼い新王を支える体制を思い描いていたのだろう。庶流の子孫による王位継承は断念したものの、彼らも加わって拡大した王家が新王を支える政治勢力として存続するのを期待していたことが分かる。しかし、この望みも実現することはなかった。クリシュナ・ラージャ 3 世が他界すると、マイルスール管区長官<sup>86</sup>エリオットとその意を汲んだ王宮管理官ランガーチャーリヤ (のちのディーワーン) は宮廷の不要な人員を整理する改革を断行した。その一環として、デーヴァ・パールティヴァ・ラージャとナンジャ・ラージャも王宮から退去させられ、以後、政治の表舞台に出ることはなかった。

---

<sup>84</sup> 作品中には、成立年代を特定する手掛かりとなる記述は見れない。しかし、クリシュナ・ラージャ 3 世と、のちのチャーマ・ラージャ 9 世との養子縁組の儀式とその前後を描く作品の内容からして、1865 年の養子縁組から間もない時期に成立したと推測される。

<sup>85</sup> 原文は以下の通り。 ā baḷika Śrīkṛṣṇa Rājēṃdraṃ ā putrage Cāma Rājēṃdra Bahaduraneṃba nāmāṃkanamannesagi ottinallirda poutranāgiyuṃ yuvarājanāda Dēva Pārthiva Rājanaṃ karedu elai yuvarājane ī putrana vṛddhiyaṃ poṃdisi vidyābuddhi vivēkaḷiṃ pēḷvudum | dēha saṃrakṣaṇōpāyamuṃ ninnadāgirupudum | maiyellā kaṇṇāgi kāpāḍuvadēṃdājñeyannittu | poutranāgi mukhya sēnāpatiyāda Naṃja Rājanaṃ nōḍi elai sēnāpatiyē innu mēle vṛddhiyaṃ poṃduvī Cāma Rājēṃdra nāmakanāda putranatijñānusāriyāgiyakhila sēnārakṣaṇeyam māḷpudēṃdājñāpisi ...

<sup>86</sup> イギリスが藩王国領を統治した時期、藩王国領は 4 つの地区 (division) に分けられ、最高責任者であるイギリス人弁務官のもと、各地区にイギリス人長官 (Superintendent) が任命された[Rao 1936: I, 475]。

<sup>87</sup>宮廷改革は、経費節減という財政上の理由が強調されたが、結果として、クリシュナ・ラージャ 3 世のもとで拡大した王家は解体、縮小された。幼い新王の摂政役は、『一族の海』がクリシュナ・ラージャ 3 世の「妻」と認めるチャルヴァージャンマンニに託され、<sup>88</sup>新王はイギリスの監護下で西欧風の君主にふさわしい養育をうけることとなった。

#### 4. 3. 系譜の浄化

チャーマ・ラージャ 9 世の時代になり、クリシュナ・ラージャ 3 世の妾や庶子の存在と処遇をめぐる緊張した王家とアラス諸家の関係は改善に向かい、両者の紐帯をあらためて確認、強化するような策が採られた。1877 年、チャーマ・ラージャ 9 世とラージプートのリーヴァー (Rīvā/Rewa) 藩王家の王女との縁談話がもちあがった。しかし、同年に没したチャルヴァージャンマンニの跡を継いで摂政役を務めていたデーヴァージャンマンニ (クリシュナ・ラージャ 3 世第 5 妃) の反対でとりやめとなり、王はアラス 13 家のひとつであるカラレ家のケンパ・ナンジャンマンニ<sup>89</sup>と結婚した[Śimgrayya 1927: 97, 104-106]。西欧化の一環として一夫一婦制が王家に導入されるなか、チャーマ・ラージャ 9 世の唯一の王妃はアラス諸家から迎えられた。アラス諸家がマイルール王家を支える伝統的な国制への回帰を象徴する出来事であったと言える。<sup>90</sup>

---

<sup>87</sup> 既に紹介したチャーマ・ラージャ 9 世の伝記には以下のようにある。「このランガーチャーリヤと当時マイルール管区長官だったエリオット・サーヒブは、王宮を管理する権限を与えられると、王宮内にあった現金を調査し、王宮に暮らしていた (aramaneyallyiyē vāsamāḍuttidda) デーヴァ・パールティヴァ・バハドゥールとナンジャ・ラージャ・バハドゥールという者たちに〔居住用に〕別の場所を用意して与えたいので、王宮から彼らを取り除き (aramaneyiṃda avarannu pratyēkisi)、王宮の使用人も大幅に削減した」[Śimgrayya 1927: 55]。クリシュナ・ラージャ 3 世没後の宮廷改革については、シャーマ・ラーオによる王国通史の該当箇所[Rao 1936: II, 13-19]も参照のこと。但し、シャーマ・ラーオはクリシュナ・ラージャ 3 世の庶子の存在を一貫して無視しているので、この時、2 人の王孫が王宮から追い出されたことにも言及していない。

<sup>88</sup> 1877 年のヴィクトリア女王のインド皇帝即位の際は、チャルヴァージャンマンニの名前で書簡が送付された[Śimgrayya 1927: 94-95]。

<sup>89</sup> 英領期のカラレ家は二家系に分かれていたが、ケンパ・ナンジャンマンニは、ダラヴァーイの称号を名乗らない家系の生まれであった[*History of the Ruling Family Nobles and Leading Personages in Mysore*: 1915: 10]。

<sup>90</sup> チャーマ・ラージャ 9 世の男子でその跡を継いだクリシュナ・ラージャ 4 世もラージプートの王女との縁組が進められ、父の時とは異なり、ジャーラー (Jhālā)・ラージプートであるヴァナ (Vana) 藩王家の王女との結婚が実現した。ラージプートとの縁組が積極的に進められた要因のひとつに、マイルール王家のヴァルナ身分への懸念があったことは間違いない。マイルール王家はクシャトリヤのヴァルナを主張したが、その主張は藩王国の外ではほとんど認知されなかった。クシャトリヤとして広く認知されるための「実績」として、クシャトリヤのラージプートとの縁組が志向されたのであろう。その一方で、ラージプート

クリシュナ・ラージャ 3 世の庶流が王家から切り離されたのに対応するように、系譜や王国史からも彼らの存在を抹消する書き換えが進行した。チャーマ・ラージャ 9 世が内政権を回復して 6 年が経過した 1887 年に刊行された『一族の海』は、書き換え作業のとりあえずの完成形であった。第 3 章で紹介したように、王の妾と庶子は、王家の系譜を記録する「妻」と「子ども」の欄に記載されていないだけでなく、それ以外の部分の記述からも基本的に抹消された。第 2 章において、クリシュナ・ラージャ 3 世妃の名前で行われた様々な慈善を紹介した。これらの慈善そのものは基本的に『一族の海』にも記されているが、『一族の海』が「妻」と認めない「妾」の関与への言及が避けられているのが特徴的である。例えば、王妃の名前をとった溜池や寺院が、幹線道沿いに造られたことを紹介した。これらのうち、『一族の海』が「妻」と認めるデーヴァージャンマンニの名前をとった溜池デーヴァーンブディとデーヴェーシュヴァラ寺院については、彼女の「名前が付けられた」ことが明記されている。それに対して、「妻」と認めないリンガージャンマンニの名前をとった溜池リンガーンブディとマハーリングーシュヴァラ寺院については、造られたことは記されているが、それらの名前が彼女に由来することは伏せられている[COV: 309; SMV 1922: 159]。

チャーマラージェーシュヴァラ寺院に合祀された多数のシヴァ神体について、『化身の海』には、既に紹介したように、クリシュナ・ラージャ 3 世が「自らの 6 人の継母の名前や、自らの名前、自らの妻と息子たちの名前が一つ一つにつけられたシヴァ神の造立」を行ったとあり、神名が王族の名前に由来することが明記されている[VAR: 101]。一方、『一族の海』では、「継母 (tamma sāpatnimātuśrīyavara) の名前がつけられた」シヴァ神 6 体の名前が紹介されたあと、それ以外の神体も一体一体の名前が記載されているが、神名が王の妻や子どもからつけられたものであることは書かれていない[COV: 286-287]。神体に名前がつけられたと明記されている王の継母 6 人は、『一族の海』の「妻」欄にも記録される正式な妻であった。それに対して、他の神体に名前がつけられた王族のなかには、多くの妾や庶子が含まれていた。このことが、こうした記述の違いを生んだと推測される。やはり王の妾や庶子の名前がつけられた神体が合祀されたナンジャナグードウのナンジュンデーシュヴァラ寺院に関する記述にも、同様の「沈黙」が見られる。『化身の海』には、同寺院に「自らの妻たちと 2 人の娘」や「寵愛する人」の名前がついたシヴァ神を造立させたとある[VAR: 100]。一方、『一族の海』ではこれらの神体の名前と合祀された日付がひとつひとつ具体的に記載されているが、その名前が王妃や王女にちなむものであるという説明はない[COV: 281-282]。スブラフマニエーシュヴァラ神、ムッドウ・クリシュネーシュヴァラ神、パールヴァテーシュヴァラ神は言及すらされていない（付表 9 参照）。<sup>91</sup>

---

との縁組は、娘をやりとりすることで維持・強化されてきた王家とアラス諸家との結びつきを再び弱めかねないものであり、アラスの警戒と反発を招いた。クリシュナ・ラージャ 3 世没後のマイル王国における男性王族の結婚をめぐる「政治」については、[Ikegame 2013]も参照のこと。

<sup>91</sup> 『マイル王国考古学局年報』の 1940 年号は、ナンジュンデーシュヴァラ寺院の周壁や祠堂に見られる聖

『一族の海』がクリシュナ・ラージャ 3 世の妾や庶子について「沈黙」する例を、もうひとつ挙げておく。『化身の海』には、リンガージャンマンニが「満 60 歳のシャーンティ」を執行したとある[VAR: 116-117]。「満 60 歳のシャーンティ」<sup>92</sup>とは、60 歳に達した時に厄除けと長寿、繁栄を祈願して行われる儀礼のことで、ウグララタ・シャーンティ (Ugraratha Śānti) の別名でも知られている[Kane 1977: 757-760]。『一族の海』には、この儀礼執行の記載がない一方で、1864 年にスィーター・ヴィラーサ御前が、1865 年にラマー・ヴィラーサ御前がそれぞれウグララタ・シャーンティを執行したことが記されている[COV: 321; SMV 1922: 170]。同じように王妃のために執行されたシャーンティ儀礼であるが、リンガージャンマンニは『一族の海』では「妻」として認められていないため、彼女のシャーンティ儀礼だけが記されなかったと推測される。<sup>93</sup>

『一族の海』の「子ども」欄には「妻」から生まれた嫡子だけが記載され、それ以外の庶子は基本的に排除されたことは既に述べた。<sup>94</sup>その一方で、「子ども」欄以外の箇所には、『化身の海』でガンダルヴァ妻から生まれたとされる王子への言及が、わずかだが見られる。『化身の海』には、ベッタダ・チャーマ・ラージャのガンダルヴァ妻を母とするベッタダ・アラスとヴィクラマ・ラーヤの兄弟が相前後して將軍職に任命されたとあった。<sup>95</sup>『一

---

者や神々の彫像を詳しく紹介しているが、王家の女性の名前がつけられたシヴァ神体のいずれにも言及していない[MAR 1940: 23-37]。この「沈黙」が何らかの意図や配慮に基づくものなのかは判断が難しい。

<sup>92</sup> 『化身の海』では、*Ṣaṣṭipūrti Śānti* と表記されているが、サンスクリット文献などでは、*Ṣaṣṭyabdiipūrti Śānti* の表記の方が一般的である。

<sup>93</sup> 『一族の海』に記された妻 2 人のためのシャーンティ儀礼は、『化身の海』成立後に執行されたので、当然、『化身の海』に記載はない。その一方で、妾が関係する出来事で、その記述が『化身の海』にはなくて『一族の海』に見られるものもある。「一族の樹」でクリシュナ・ラージャ 3 世の第 4 妃とされるクリシュナ・ヴィラーサのリンガージャンマンニは、『一族の海』で同王の「妻」に数えられていない。つまり、妻妾を峻別する立場からは、妾とみなされた。しかし、『一族の海』には、チャームンデーシュヴァリー寺院で彼女を「記念する (*nāmanakṣatradalli*)」山車祭が、王の命令によって執行されるようになったとある[COV: 274]。『化身の海』には、この山車祭の執行は言及されていない。リンガージャンマンニは、『一族の海』の中で、クリシュナ・ラージャ 3 世の「妻」欄には記載されず、この山車祭執行を記す箇所ではじめて「自ら [クリシュナ・ラージャ 3 世のこと] の正妻であるクシュナ・ヴィラーサ御前のリンガージャンマンニ」と言及される。「正妻」は、「一族の樹」やクリシュナ・ラージャ 3 世時代の刻文の中で、妾（『化身の海』の「ガンダルヴァ妻」にあたる）であるか妻（『化身の海』の「ブラーフマ妻」にあたる）であるかを問わずに、同王妃の呼称として用いられた。

<sup>94</sup> 唯一の例外が、『化身の海』で、チャーマ・ラージャ 8 世のガンダルヴァ妻ホンナージャンマイヤから生まれたとされる男子で、『一族の海』でも「子ども」欄に生母の名前とともに記載されている。『一族の海』の、チャーマ・ラージャ 8 世の「妻」欄には、ホンナージャンマイヤの記載はない。

<sup>95</sup> 注 61 参照。

族の海』でも彼らの将軍職就任が記されているが、『化身の海』と異なり、それぞれ王暗殺の陰謀への関与を咎められて処罰されたことも記されている。<sup>96</sup>庶子が加担した陰謀に『化身の海』が触れなかった理由として、庶子を王家の一員と見なし、その記述に手加減をしたことが想定される。反対に、『化身の海』が沈黙した陰謀の歴史に『一族の海』がわざわざ言及したことには、庶子を王家から排除することを正当化する意味合いがあったのかもしれない。

『化身の海』では妻妾の別を婉曲的、間接的に表現するために、ブラーフマ婚とガンダルヴァ婚の概念が利用されたが、『一族の海』でも、両概念を間接的に用いて「妻」を分類する記述が見られる。例えば、クリシュナ・ラージャ 3 世は、最初と 2 番目の妻を幼少時に別々の機会に結婚し、残る 3 人はその後、「王が望みのままに〔結婚を〕した (dhoregaḷu icchānusāra māḍi koṃḍiruvavaru)」とされている[COV: 246]。ここには、ブラーフマ婚、ガンダルヴァ婚の言葉は用いられていない。しかし、年長者によって定められたのか、自らの願望によるのかで、結婚を区別する『マヌ法典』の考え方が、この『一族の海』中の記述に反映されていることは明らかであろう。そして、『一族の海』では、クリシュナ・ラージャ 3 世が自らの願望によって結婚したとされる相手も「妻」として数えられ、そのひとりから生まれた女子が王の唯一の実子として記載されている。こうした記載のあり方から、『一族の海』において、ガンダルヴァ婚とそれから生まれた子どもの正則性 (legitimacy) は疑問視されていないことが分かる。『化身の海』では、ガンダルヴァ婚は変則的な結婚の婉曲的な表現であった。それと対照的に、『一族の海』では、『マヌ法典』のガンダルヴァ婚概念が、正則的な結婚の一種というその本来の意味で利用されていると言える。

『一族の海』はその後、改訂され、『大王の族譜』として刊行された。改訂の際、ヴィクラマ・ラーヤについての「ベッタダ・チャーマ・ラージャのガンダルヴァ男子」という記述が削除され、彼が王家の血を引くことは触れられなくなる[SMV 1916: 59]。また、妾として例外的に『一族の海』で言及されていたチャーマ・ラージャ 8 世妃ホンナージャンマイヤは、その名前が「ホンナージャンマンニ」に改められた。既に述べたように、『化身の海』において、ブラーフマ妻（正式な妻）とガンダルヴァ妻（妾）の違いは、名前に付けられ

---

<sup>96</sup> ベッタダ・アラスの弟で、やはりガンダルヴァ妻から生まれたドッダ・チャーマツパと、ベッタダ・アラスの男子チックカ・チャーマツパが第 10 代チャーマ・ラージャ 5 世の暗殺を謀ったものの失敗し、ベッタダ・アラスは眼を抉られたうえで監禁状態に置かれたという。また、ヴィクラマ・ラーヤは第 11 代ラージャ 2 世を毒殺したことが露見し、第 12 代カンティールヴァ・ナラサ・ラージャ 1 世によって処刑されたとある。なお、『化身の海』では、ベッタダ・アラスを将軍に任命したのはチャーマ・ラージャ 5 世とされるが、『一族の海』ではラージャ 1 世が任命したとある。ベッタダ・アラスは「ベッタダ・チャーマ・ラージャの子ども (makkaḷu)」とあり、嫡庶の別は明記されていないが、ヴィクラマ・ラーヤは「ベッタダ・チャーマ・ラージャのガンダルヴァ男子」と明記されている[COV: 47, 59]。『一族の海』中、ガンダルヴァ婚からの派生語が見られるのはここだけである。

た接尾辞的尊称が「アンニ」であるか「アイヤ」であるかで示されていた。王家の歴史から妾と庶子を排除し、その存在を隠蔽するという意味での系譜の「浄化」は、『一族の海』でほぼ完成していた。わずかに残されていた彼らの存在をうかがわせる痕跡も、20世紀初頭の『大王の族譜』で拭い去られたと言えよう。<sup>97</sup>

1877年に刊行されたライス編纂の地誌の中に、クリシュナ・ラージャ3世の庶子の処遇をめぐる王と一部のアラスが対立したとあるのを先に紹介した。この地誌の1897年に刊行された改訂版には、王とアラスの対立に関する記述は見られない。庶子の存在と、それが発端となって生じたアラス内部の対立に言及する記述が19世紀末の改訂とともに削除されたことも、「系譜の浄化」の一環として位置付けられよう。

最後に、今後の課題として、王家女性の主体性の問題に若干ではあるが触れておきたい。クリシュナ・ラージャ3世時代、王妃や王女が王家の代表として、あるいは、王権の表徴として「公的」な空間で政治的役割を担うようになった。しかし、それはクリシュナ・ラージャ3世による王家の政治的機能強化という戦略の一環であったというのが、本稿のとりあえずの結論である。彼女らの可視化を、彼女らの主体性に直接的に結びつけることについては、留保が必要であろう。それとの関連で注目されるのが、同じ慈善行為に言及する同時代刻文と歴史書（『化身の海』と『一族の海』）では、行為主体に関する表現に違いが見られる点である。刻文では、王家の女性が主体として慈善を行ったことが直截的に記される。それに対して、歴史書では、王が王家の女性の名前で慈善を行わせた、あるいは、王が王家の女性に請願されて行った、つまり、行為の主体はあくまでも王であったとする傾向が目立つ。<sup>98</sup>刻文で王家女性が行為主体として記されていても、それを文字通りに受け止めるべきではないことを、歴史書の叙述は示している。

その一方で、王家女性たちが、王の戦略の「駒」として受動的に振る舞っていただけとするのも早計であろう。全てのクリシュナ・ラージャ3世妃が、いわば平等に、アグラハーラや寺院、神体に自らの名前をつけられたり、神祭具の奉納を行っていたわけではない。全く可視化されない王妃もいれば、複数の機会を通じて繰り返し可視化された王妃もいた。後者の例として目を引くのが、第4妃リンガージャンマンニと第20妃ムッドゥ・クリシュナージャンマンニである。2人には子どもがいなかったため、王位継承や婿取りによる王家拡大に直接的には関係していなかった筈である。また、『一族の海』には「妻」として記録され

---

<sup>97</sup> 『一族の海』中、クリシュナ・ラージャ3世の妾に言及する例外的な記述として、チャームンデーシュヴァリー寺院でのリンガージャンマンニを記念する山車祭の執行を紹介したが、この記述はほぼそのまま『大王の族譜』にも見られる[SMV 1922: 124]。

<sup>98</sup> 例えば、アマチャヴァーディの寺院修繕について、刻文には、正妻リンガージャンマンニが修繕したとあるのに対して[EC 4, Ch:248]、『一族の海』では、王が「正妻が請願したとおりに寺院の修繕を行わせた (tamma dharmapatniyaru vijñāpane māḍikomḍaṃṭe dēvasthānavannu jīṇḍdhāra māḍisiddallade)」とある[COV: 290]。

ていない。出自や子どもに恵まれなかった2人が、「公的」な活動で目立つ存在になった要因として、王の「寵愛」が思いつくが、彼女らが主体性を発揮して積極的に活動した可能性も否定できないであろう。王家女性の主体性の問題は、関係する史料のより詳細な分析とともに、今後の研究課題としたい。

## 参考文献

- 太田信宏、2013、「マイソール王国におけるプラブ——近世南インド国家と領主的権力——」、『アジア・アフリカ言語文化研究』、第 86 号、81-113 頁。
- 渡瀬信之（訳）、1991、『マヌ法典——サンスクリット原典全訳——（中公文庫）』、中央公論社。
- Arasu, E. En. Niraṃjanarāja, 1993, *Mummaḍi Śrīkr̥ṣṇarāja Mahīpāla Vaṃśaratnākara*, Maisūru: Śrī E. En. Niraṃjanarāja Arasu.
- Arasu, Pi. Vi. Naṃjarāja, 2007, *Maisūru: Nūrinūru Varṣagaḷa Hiṃde*, Maisūru: Abhiruci Prakāśana.
- Basavārādya, En. (ed.), 1985, *Dēvalāpurada Naṃjuṃda viracita Kṛtiḡaḷu*, Maisūru: Gītā Buk Hous.
- Bell, Evans, 1865, *The Rajah and Principality of Mysore*, London: Thomas Richards.
- Belli, Melia, 2009, *Royal Umbrellas of Stone: Memory, Political Propaganda, and Public Identity in Rajput Funerary Architecture*, Ph. D. thesis submitted to the University of California.
- Branfoot, Crispin, 2000, “Royal Portrait Sculpture in the South India Temple,” *South Asian Studies*, 16, pp. 11-36.
- Branfoot, Crispin, 2015, “Heroic Rulers and Devoted Servants: Performing Kingship in the Tamil Temple,” in Crispin Branfoot (ed.), *Portraiture in South Asia since the Mughals: Art, Representation and History*, London: I. B. Tauris, pp. 165-197.
- Champakalakshmi, R., 1993, “The City in Medieval South India: Its Forms and Meaning,” in Narayani Gupta (ed.), *Craftsmen and Merchants: Essays in South Indian Urbanism*, Chandigarh: Urban History Association of India.
- Chancellor, Nigel, 2001, “A Picture of Health: The Dilemma of Gender and Status in the Iconography of Empire, India c.1805,” *Modern Asian Studies*, 35-4, pp. 769-782.
- [COV] 1887, *Mahiśūra Śrīmanmahārāja Cāmarājēṃdra Oḡeyaravara Vaṃśaratnākara*, Maisūru: Aramaneya Jaganmōhana Mudrākṣaraśāle.
- Dirks, Nicholas B., 1987, *The Hollow Crown: Ethnohistory of an Indian kingdom*, Hyderabad: Orient Longman.
- [EC] 1972-, *Epigraphia Carnatica*, rev. ed., vols. 1-, Mysore: Institute of Kannada Studies, the University of Mysore.
- [EI] 1979-1990, *Epigraphia Indica*, vols. 1-34, repr., New Delhi: Archaeological Survey of India.
- Gopal, Mysore Hatti, 1960, *The Finances of the Mysore State, 1799-1831*, Bombay: Orient Longmans.
- Gopal, R. and S. Narendra Prasad, 2010, *Krishnaraja Wodeyar III: A Historical Study*, Mysore: Directorate of Archaeology and Museums.
- History of the Ruling Family Nobles and Leading Personages in Mysore*, Bangalore: The Government Press. 1915.
- Howes, Jennifer, 2003, *The Courts of Pre-Colonial South India: Material Culture and Kingship*, London: Routledge Curzon.

- Inden, R. B., 1979, "The Ceremony of the Great Gift (Mahadana): Structure and Historical Context in Indian Ritual and Society," in M. Gaborieau and A. Thorner (eds.), *Asie du Sud: Traditions et Changements*, Paris: Centre National de la Recherche Scientifique, pp. 131-136.
- Jhala, Angma Dey, 2008, *Courtly Indian Women in Late Imperial India*, London: Pickering and Chatto.
- Joshi, Varsha, 1995, *Polygamy and Purdah: Women and Society among Rajputs*, Jaipur: Rawat Publications.
- Kane, Pandurang Vaman. 1974a. *History of Dharmaśāstra: Ancient and Mediaeval Religious and Civil Law in India*, 2nd ed., vol. 2, pt. 1, Poona: Bhandarkar Oriental Research Institute.
- Kane, Pandurang Vaman, 1974b, *History of Dharmaśāstra: Ancient and Mediaeval Religious and Civil Law in India*, 2nd ed., vol. 2, pt. 2, Poona: Bhandarkar Oriental Research Institute.
- Kane, Pandurang Vaman, 1977, *History of Dharmaśāstra: Ancient and Mediaeval Religious and Civil Law in India*, 2nd ed., vol. 5, pt. 2, Poona: Bhandarkar Oriental Research Institute.
- Keen, Caroline, 2012, *Princely India and the British: Political Development and the Operation of Empire*, London: I. B. Tauris.
- Kittel, F., 1982, *A Kannada-English Dictionary*, repr., New Delhi: Asian Educational Services.
- Lakkappagouda, Ec. Je. (ed.), 2007, *Dēvacandra Saṃpuṭa: Rājāvali Kathāsāra*, Hampi: Prasārāṅga, Kannada Viśvavidyālaya.
- Lal, Ruby, 2005, *Domesticity and Power in the Early Mughal World*, Cambridge: Cambridge University Press.
- "Maisūru Doregaḷa Vaṃśāvali," Kuvempu Institute of Kannada Studies, the University of Mysore, Ms. No. K. B. 336.
- "Maisūru Oḍeyaru," Kuvempu Institute of Kannada Studies, the University of Mysore, Ms. No. K. B. 530.
- Maṃjappa Śeṭṭi, Em. Pi. (ed.), 1996, *Maddagiri Maṃjappa viracita Kṛṣṇarājavilāsa*, Maisūru: Kuvempu Kannada Adhyayana Saṃsthe.
- Maṃjunāthan, Ji. Ji. (ed.), 1995, *Tammayyaśāstri viracita Rājavaṃśa Ratnaprabha*, Maisūru: Kuvempu Kannada Adhyayana Saṃsthe.
- [MAR] *Annual Report of the Mysore Archæological Department: with the Government Review thereon, for the Year.*
- Mukherjee, Soma, 2001, *Royal Mughal Ladies and their Contributions*, New Delhi: Gyan Publishing House.
- Naṃjammaṇṇi, Em., 1986, *Arasu Janāṅga: Oṃdu Adhyayana*, Maisūru: Taḷukina Veṃkaṇṇayya Smāraka Gramthamāle.
- Narasimhācār, Es. Ji. and Āji. Rāmānujaiyaṃgār (eds.), 1896, *Cikadēvarāya Vijayaṃ*, Maisūru: (Kaṇṇāṭaka Kāvya Maṃjari, no. 17.)
- Putṭaṇṇa, Em. Es., 1910, *Kuṇigaḷa Rāmaśāstrigaḷa Caritra (Mummaḍi Śrīkṛṣṇarāja Oḍeyaravara Āsthāna)*, Bangalore: M. S. Rao and Co..
- Rao, C. Hayavadana, 1930, *Mysore Gazetteer: Compiled for Government*, vol. 2, pt. 4, Bangalore: The Government Press.

- Rao, C. Hayavadana, 1942, *Gallery of Historical Portraits: Catalogue with Short Sketches of the Indians and the Europeans in the Portraits*, 2nd and rev. ed., Bangalore: The Bangalore Press.
- Rao, C. Hayavadana, 1943-1948, *History of Mysore (1399-1799 A.D.)*, 3 vols, Bangalore: The Government Press.
- Rao, M. Shama, 1936, *Modern Mysore*, 2 vols, Bangalore: Higginbothams.
- Ravishankar, China V., 2018, *Sons of Sarasvatī: Late Exemplars of the Indian Intellectual Tradition*, Albany: State University of New York Press.
- Rice, Lewis, 1877, *Mysore and Coorg: A Gazetteer compiled for the Government of India*, vol. 1, Bangalore: Mysore Government Press.
- Rice, B. Lewis, 1897, *Mysore: A Gazetteer compiled for Government*, 2 vols, Rev. ed., Westminster: Archibald Constable.
- Rocher, Ludo, 2012, "The Aurasa Son," in *Studies in Hindu Law and Dharmaśāstra*, London: Anthem Press, pp. 613-622.
- Śiṃgrayya, Eṃ., 1927, *Śrīmanmahārājādhirāja Śrī Cāmarājēṃdra Oḍeyaravara Caritre*, 4th ed., Mysore: Mysore Government Press, (first ed. c.1905.)
- Simmons, Caleb, 2020, *Devotional Sovereignty: Kingship and Religion in India*, New York: Oxford University Press.
- [SMV] 1916, *Maisūru Saṃsthānada Prabhugaḷu Śrīmanmahārājaravara Vaṃśāvaḷi*, Bhāga 1, Mysore: The Government Branch Press.
- [SMV] 1922, *Maisūru Saṃsthānada Prabhugaḷu Śrīmanmahārājaravara Vaṃśāvaḷi*, Bhāga 2, Mysore: The Government Branch Press.
- Stein, B., 1993, "Notes on 'Peasant Insurgency' in Colonial Mysore: Event and Process," in David Arnold and Peter Robb (eds.), *Institutions and Ideologies*, Richmond: Curzon Press. pp. 186-200.
- [VAR] 2007, "Śrīmummaḍi Kṛṣṇarājēṃdra Sārvabhoumara Vaṃśāvatāra Ratnākara," in Ji. Ji. Maṃjunāthan (ed.), *Maisūru Oḍeyara Ākara Sāhitya*, Beṃgaḷūru. Karnāṭaka Rājya Patrāgāra Ilākhe, pp. 1-132.

附表

附表1 歴代マイルール王の一覧

代数	王名	在位年代
1	ヤドゥ（・ラーヤ）	1399-1423
2	（ヒリヤ・ベッタダ・）チャーマ・ラージャ（・オデヤ）1世	1423-1459
3	ティンマ・ラージャ（・オデヤ）1世	1459-1478
4	（ヒリヤ・）チャーマ・ラージャ（ラサ・オデヤ）2世	1478-1513
5	（ヒリヤ・ベッタダ・）チャーマ・ラージャ（・オデヤ）3世	1513-1553
6	ティンマ・ラージャ（・オデヤ）2世	1553-1572
7	（ボーラ・）チャーマ・ラージャ（・オデヤ）4世	1572-1576
8	ベッタ（ダ・オデヤ）	1576-1578
9	ラージャ（・オデヤ）1世	1578-1617
10	チャーマ・ラージャ（・オデヤ）5世	1617-1637
11	ラージャ（・オデヤ）2世	1637-1638
12	カンティーラヴァ・ナラサ・ラージャ（・オデヤ）1世	1638-1659
13	デーヴァ・ラージャ（・オデヤ）	1659-1673
14	チッカ・デーヴァ・ラージャ（・オデヤ）	1673-1704
15	カンティーラヴァ・ナラサ・ラージャ（・オデヤ）2世	1704-1714
16	クリシュナ・ラージャ（・オデヤ）1世	1714-1732
17	チャーマ・ラージャ（・オデヤ）6世	1732-1734
18	クリシュナ・ラージャ（・オデヤ）2世	1734-1766
19	ナンジャ・ラージャ（・オデヤ）	1766-1770
20	（ベッタダ・）チャーマ・ラージャ（・オデヤ）7世	1770-1776
21	（カーサー・）チャーマ・ラージャ（・オデヤ）8世	1776-1796
22	クリシュナ・ラージャ（・オデヤ）3世	1799-1868

注) [Rao 1943-1948]による。

付表2 『一族の樹』が記録するチャーマ・ラージャ8世の妻

1	Jyēṣṭa Patnī	Mahāmātuśrī	Kempanaṃjamāmbādēvi
2	Patnī	Mātuśrī	Kempadēvājamāmbādēvi
3	Patnī	Mātuśrī	Caluvājamāmbādēvi
4	Patnī	Mātuśrī	Dēvirāmbādēvi
5	Patnī	Mātuśrī	Naṃjamāmbādēvi
6	Patnī	Mātuśrī	Lakṣyāmbādēvi
7	Patnī	Mātuśrī	Dyāvājāmbādēvi
8	Patnī	Mātuśrī	Keṃpalakṣyāmbādēvi
9	Patnī	Mātuśrī	Cennamāmbādēvi
10	Patnī	Mātuśrī	Honnamāmbādēvi

注) [EC 5, My:26]による。

付表3 『一族の樹』が記録するクリシュナ・ラージャ3世の妻

1	Jyēṣṭa Patnī		Dyāvājāmbādēvi
2	Dharmapatnī	Lakṣmīvilāsa	Dēvāmbādēvi
3	Dharmapatnī	Ramāvilāsa	Caluvāmbādēvi
4	Dharmapatnī	Kṛṣṇavilāsa	Liṃgājamāmbādēvi
5	Dharmapatnī	Sītāvilāsa	Dēvāmbādēvi
6	Dharmapatnī		Lakṣmāmbādēvi
7	Dharmapatnī	Bokkasada Toṭṭi	Puttagourāmbādēvi
8	Dharmapatnī	Caṃdraśālā	Malligāmbādēvi
9	Dharmapatnī	Madanavilāsa	Muddaliṃgamāmbādēvi
10	Dharmapatnī		Putṭaraṃgamāmbādēvi
11	Dharmapatnī	2neya Bokkasada Toṭṭi	Gurusiddamāmbādēvi
12	Dharmapatnī	Caṃdravilāsa	Basavājāmbādēvi
13	Dharmapatnī	Manōvilāsa	Maridēvāmbādēvi
14	Dharmapatnī	Kamāṃtoṭṭi	Śiddaliṃgamāmbādēvi
15	Dharmapatnī	Kamāṃtoṭṭi	Bhadramāmbādēvi
16	Dharmapatnī		Marinaṃjamāmbādēvi
17	Dharmapatnī		Kempanaṃjamāmbādēvi
18	Dharmapatnī		Dēvirāmbādēvi
19	Dharmapatnī		Kalyāṇāmbādēvi
20	Dharmapatnī	Saṃmukhada Toṭṭi	Muddukṛṣṇājamāmbādēvi

注) [EC 5, My:26]による。

付表4 クリシュナ・ラージャ3世妃の名前がついたアグラハーラの一覧

No.	年代	王妃	場所	刻文
1	1821	【②】デーヴァージャンマンニ	マイルールの城砦の西隣	1
2	1821	【④】リンガージャンマンニ	マイルールの城砦の西隣	2
3	1821	【③】チャルヴァージャンマンニ	マイルールの城砦の西隣	3
4	1830	【⑦】ガウラージャンマンニ	コーヌール	-

注) 刻文と[COV: 306-308; SMV 1922: 156-158]による。「王妃」の項目の列にある【 】内の丸数字は「一族の樹」中の記載順を表す(付表3参照)。「刻文」の項目の列にある番号は、いずれも『カルナータカ刻文集』第5巻のマイルール郡(EC 5, My)の刻文番号のことである。

付表5 クリシュナ・ラージャ3世の母の名前がついたアグラハーラの一覧

No.	年代	王母	場所
1	1825	ナンジャンマンニ	不明
2	1826	デーヴィーランマンニ	マイルールの城砦の南隣
3	1826	デーヴァージャンマンニ	不明
4	1827	ラクシュマンマンニ	エダトレ
5	1827	ケンパ・ナンジャンマンニ	マイルールの城砦の南西隣
6	1827	ケンパ・デーヴァージャンマンニ	マイルールの城砦の南西隣
7	1827	チャルヴァージャンマンニ	マイルールの城砦の南西隣

注) [COV: 304-306; SMV 1922: 154-156]による。

No.4) アグラハーラを構成する村落の寄進は1827年に行われたが、寄進を受け取ったバラモンが居住するための家屋は、2年後の1829年に建設、寄進された[COV: 305; SMV 1922: 155]。

付表6 王妃の名前がついた寺院や溜池が付設された休憩所の一覧

No.	年代	王妃	休憩所と付設された施設	場所	刻文
1	1828	【②】デーヴァージャンマンニ	給食休憩所、溜池デーヴァーンブディ、デーヴェーシュヴァラ寺院、樹園 (tōpu) 等	ヴァルナ	166
2	1828	【④】リンガージャンマンニ	給食休憩所、溜池リンガーンブディ、マハーリンゲーシュヴァラ寺院等	マイル郊外	205
3	c1829	【⑩】ムッドウ・クリシュナージャンマンニ	慈善休憩所 (dharmachatra)、湖 (sarōvara)、ムッドウ・クリシュネーシュヴァラ寺院、マノーランジャナ・マハル御殿 (baṃgale)、樹園 (vana) 等	アーラナハリ	134
4	1830	【⑦】ガウラージャンマンニ	給食休憩所 (annasatra)、アグラハーラ、溜池、「マンガラ・ガウリー女神と一緒のシヴァ神」寺院	コーヌール	-

注) 刻文と[COV: 307-310; SMV 1922: 158-160]による。「王妃」の項目の列にある【 】内の丸数字は「一族の樹」中の記載順を表す(付表3参照)。「刻文」の項目の列にある番号は、いずれも『カルナータカ刻文集』第5巻のマイル郡(EC 5, My)の刻文番号のことである。

No.3) 『一族の海』には、コッレーガーラに向かう幹線道 (bhāṭāmārga) 沿いのマイルに近い場所に、湖や給食休憩所、慈善所、マノーランジャナ・マハルという名前の御殿 (baṃgale) などとともに、ムッドウ・クリシュネーシュヴァラ神を祀る寺院が造られたとある[COV: 310]。アーラナハリ (Ālanahalli) 発見の刻文には、1829年、正面局のムッドウ・クリシュナージャンマンニが同地に設営した慈善休憩所 (dharmachatra) の近くに、マノーランジャナ・マハル王宮 (Khāsā Manōraṃjana Mahalu) が建てられたとある[EC 5, My:134]。アーラナハリは、マイルを出てコッレーガーラに向かう街道を少し進んだところに立地し、『一族の海』でムッドウ・クリシュネーシュヴァラ寺院などが建立されたとされる場所の説明に良く合致する。『一族の海』に記されていないが、ムッドウ・クリシュネーシュヴァラ神はムッドウ・クリシュナージャンマンニの名前がつけられたと推定される。刻文にある「慈善休憩所」は、『一族の海』で寺院と一緒に造られたとされる「給食休憩所」か「慈善所」のことであろう。また、マノーランジャナ・マハル王宮は、『一族の海』のマノーランジャナ・マハル御殿のことであろう。

付表7 王家女性によって奉納された刻文付き神祭具

No.	寺院・僧院	神祭具	奉納者	刻文
1	Kaḷale Lakṣmīkāṃta ds	金鉦	【母】チャマ・ラージャ 8 世妃 で皇太后ラクシュマンマンニ	EC 3, Nj:367
2		銀盆	【母】皇太后ラクシュマンマンニ	EC 3, Nj:366
3	Maisūru Cāmuṇḍēśvarī ds	前室扉	【妻④】クリシュナ・ヴィラー サ御前	EC 5, My:152
4	Maisūru Mahābalēśvara ds	三脚	【妻⑨】ムッドウ・リンガージ ジャンマンニ	EC 5, My:145
5		水瓶	【妻⑫の子】チャンドラ・ヴィ ラーサ御前のケンパ・デーヴァ ージャンマンニ	EC 5, My:147
6		前室扉	【妻④】クリシュナ・ヴィラー サ御前	EC 5, My:143
7	Maisūru Prasanna Kṛṣṇasvāmi ds	ガルダ像 (1848)	【妻④】クリシュナ・ヴィラー サのリンガージャンマンニ	Ch 5, My:59
8x	Maisūru Lakṣmīramaṇa ds	台座付光背 (1878)	【妻⑮の子】マノー・ヴィラー サのプッタ・ナンジャンマンニ	EC 5, My:80
9x	Maisūru Trinayaṇēśvara ds	銀壺	【妻⑤】スィーター・ヴィラー サ御前皇太后	EC 5, My:90
10x		銀壺	【妻⑤】スィーター・ヴィラー サ御前皇太后	EC 5, My:91
11x		台座付光背 (1883)	【妻⑤】スィーター・ヴィラー サ御前デーヴァージャンマン ニ	EC 5, My:89
12	Maisūru Śāṃtīśvara basadi	華瓶	【母】デーヴィーランマンニ	EC 5, My:13
13		灯籠	【母】デーヴィーランマンニ	EC 5, My:12
14	Mēlukōṭe Celuvarāya Svāmi ds	陶磁器ほか	【妻⑨】ムッドウ・リンガージ ジャンマンニ	EC 6, Pp:168
15	Mēlukōṭe Yōga Narasimha Svāmi ds	金冠 (1842)	【妻④】クリシュナ・ヴィラー サのリンガージャンマンニ	EC 6, Pp:207
16	Mūgūru Tibbādēvi ds	胎堂入口扉	【子】デーヴァージャンマンニ	EC 5, TN:272

17	Namjanagūḍu Namjuṃḍēśvara ds	宝冠 (1819)	【妻③の子】ケンパ・チャーマンマンニ	EC 5, My:96
18		銀製バサヴァ像 (1848)	【妻④】クリシュナ・ヴィラーサのリンガージャンマンニ	EC 3, Nj:103
19		銅鑼	【妻④】クリシュナ・ヴィラーサ御前	EC 3, Nj:97
20		ナヴァランガ会堂東口扉	【妻⑳】正面局御前	EC 3, Nj:16
21x		銀製白鳥像 (1876)	【孫の妻】カーンタンマンニ	EC 3, Nj:102
22	Parakāla maṭha	金製鞞鞞	【妻④】クリシュナ・ヴィラーサ御前	EC 5, My:18
23x		金製水瓶 (1899)	【養子の妻】ヴァーニー・ヴィラーサの大王妃	EC 5, My:23
24	Śṛṅgēri maṭha	金製水瓶	【妻⑨】マダナ・ヴィラーサ御前	EC 11, Sg:21
25		宝石付金製キンマ箱	【妻⑫】チャンドラ・ヴィラーサ御前	EC 11, Sg:19
26		金製水瓶	【妻⑳】正面局御前	EC 11, Sg:20

注) 刻文による。「No. (番号)」の項目の列にある x マークは、当該する奉納がクリシュナ・ラージャ 3 世没後に行われたことを意味する。「寺院・僧院」の項目の列にある「ds」は、ヒンドゥー教寺院 (dēvasthāna) の略記である。「神祭具」の項目の列にある丸括弧内の数字は、奉納された年代を表す。「奉納者」の項目の列にある【 】は、奉納者とクリシュナ・ラージャ 3 世との続柄を示したものである。「妻」の後の丸数字は「一族の樹」中の記載順を表す (付表 3 参照)。奉納された神祭具のカンナダ語名の原綴は以下の通りである (50 音順)。鉦 (かね) ghaMTe、冠 (かんむり) kirīṭa、キンマ箱 pāṇḍān、華瓶 (けびょう) ceṃbu、三脚 aḍḍanige、鞞鞞 (しゅうせん) totṭilu、水瓶 (すいびょう) baṭṭalu、台座付光背 pīṭha prabhāvali、壺 bimḍige、陶磁器 piṃgāni、灯籠 dipastambha、銅鑼 kaṅcina nagāri、白鳥像 haṃsa vāhana、盆 taṭṭe。奉納された扉がつけられた「前室 (sukhanāsi)」はナヴァランガ会堂と胎室 (garbhagrha) の中間に位置する空間を、「胎室」は本尊を安置する空間をそれぞれ指す。

No. 5) 奉納者について刻文には、Ca|Sam|Puṭa Tāyamma とある。Ca は「チャンドラ・ヴィラーサ」、Sam は「御前 (サンニダーナ)」の略記である。「プッタ・ターヤンマンニ」は、クリシュナ・ラージャ 3 世第 12 妃チャンドラ・ヴィラーサのバサヴァージャンマンニの次女ケンパ・デーヴァージャンマンニに対して一種の「通り名」として用いられた。

No. 8) 奉納者について刻文には、「クリシュナ・ラージャ皇帝の娘」である「マノー・ヴィラーサのプッタ・ナンジャンマンニ」とある。「一族の樹」で第 18 妃デーヴィーランマンニの娘として登場するマノー・ヴィラーサのチッカ・プタンマンニと同定される。

Nos. 9-10) 奉納者について刻文には、「皇太后 (mahāmātōśrī)」とある。クリシュナ・ラージャ 3 世第 5 妃スィーター・ヴィラーサ御前が「皇太后」と呼ばれるのは、同王の養子チャーマ・ラージャ 9 世の代になってからなので、奉納はクリシュナ・ラージャ 3 世没後に行われたと推定される。

Nos. 12-13) 奉納者について刻文には、「チャーマ・ラージャ妃デーヴィーランマ (Cāma Rāja Mahiṣi Dēvīramma)」とある。「一族の樹」のチャーマ・ラージャ 8 世第 4 妃デーヴィーランマンニのことであろう。

No. 14) 奉納者について刻文には、「マイルスール王国の (Mahiśūra Saṃsthānada) クリシュナ・ラージャの正妻ムドゥ・リンガンマ」とある。奉納された神祭具は「銀製陶磁器 (belli piṃgāni)」と紹介されているが、やや不可解である。銀色に輝く陶磁器なのであろうか。同じ寺院にある以下の銀製の神祭具にも、同じ「ムドゥ・リンガンマ」の名前が刻まれているという [EC 6: 252, f.n.]。縁付盆 taṇige、小華瓶 karagada giṃḍi、大型丸盆 doḍḍa gumḍu taṭṭe、壺 biṃḍige、壺型灯明台 (?) kuṃbhārati、樟脳灯明台 karpūrārati、角盆 coukada taṭṭe、釜 kopparige。

No. 16) 奉納者について刻文には、「治天の御主君 (ālīda mahāsvāmiyavaru) の娘デーヴァージャンマンニ」とある。クリシュナ・ラージャ 3 世第 9 妃ムドゥ・リンガージェンマンニの 2 人の娘 (ともに名前はデーヴァージェンマンニ) のどちらかであろう。

No. 17) 奉納された宝冠は、寺院の本尊であるシュリーカンテーシュヴァラ神 (ナンジュンデーシュヴァラ神の別名) の名前をとって「シュリーカントムディ (Śrīkaṃthamuḍi)」と呼ばれた (「ムディ」は「冠」の意)。奉納者について刻文には、クリシュナ・ラージャ 3 世の「長女 (prathama putri)」とある。「一族の樹」に、同王第 3 妃チャルヴァージェンマンニの娘として記録されているケンパ・チャーマンマンニに同定される。

No. 19) 奉納者について刻文には、「クリシュナ・ヴィラーサの御方 (aṃmma)」とある。「御方」と訳した amma は、文字通りには「母」を意味するが、女性への敬称としても用いられる。

No. 21) 奉納者について刻文には、「治天の御主君 (ālīda mahāsvāmiyavaru) の孫であるマダナ・ヴィラーサ御前のナンジャ・ラージャ・バハドゥールの正妻カーンタマーンバー・デーヴィ (Kāṃtamāmbādēvi)」とある。「一族の樹」で、クリシュナ・ラージャ 3 世の男子である将軍チャーマ・ラージャの男子ナンジャ・ラージャの妻として記録されているカーンタンマンニに同定される。

No. 22) 奉納者について刻文には、「クリシュナ・ヴィラーサのアンマンニ」とある。本文で述べたように、「アンマンニ」は王妃の名前に付けられることが多い尊称のひとつである。

No. 23) 「ヴァーニー・ヴィラーサ (Vāṇī Vilāsa)」は、チャーマ・ラージャ 9 世妃ケンパ・ナンジャンマンニの居住用区画の名前である。「大王妃 (mahārāṇi)」という呼び方とあわせ

て、奉納者はケンパ・ナンジャンマンニで間違いない。なお、奉納が行われた 1899 年より前に、チャーマ・ラージャ 9 世は他界している。「マハーラーニ」は「皇太后」と解すべきなのかもしれない。

No. 25) 奉納者について刻文には、クリシュナ・ラージャ 3 世の「正妻であるチャンドラ・ヴィラーサの御方 (amma)」とある。

付表8 チャーマラーजेーシュヴァラ寺院の祠堂と扉奉納者一覧

王族名	神名	扉奉納者名	Ins.
[E] ālida mahāsvāmi	[K] (1853) Prasanna Naṃjarājēśvara Svāmī	Samukhattotṭi	33
[M1]	[G] (1828) Kempanaṃjamāmbā Aṃmma	Pādasēvaka Cāmarājanagara Subēdāra Doḍḍaballaḷpurada Veṃkatarāya	20
[M2] Caluvāṃmaṃṇi	[N] Caluvāṃbēśvara	Cāmappāji	12
[M3] Dēvīraṃmaṃṇi	[N] Dēvīrajēśvara	Bokkasada Gurikāra Naṃjappa	13
[M4] Naṃjaṃmaṃṇi	[N] Naṃjamāmbēśvara	Karavattī Bakṣi Hullalī Puṭṭaṃṇa	14
[M5] Lakṣmaṃmaṃṇi	[N] Lakṣmāmbēśvara	Kuṃnappū Tamma Subbaṃṇa	15
[M6] Dēvāṃmaṃṇi	[N] Dēvājāmbēśvara	Haṃpe Arasu	16
[M7] Hurakki Dēvāṃmaṃṇi	[N] Dēvāmbēśvara	Bokkasada Gurikāra Naṃjappa	17
[W1] kh[ā]sā prathama patni	[K] Dēvājēśvara	Narasē Arasu	31
[W2] Lakṣmīvilāsa saṃ 	[K] Mahādēvēśvara	Dēśe Arasu	32
[W3] Ramāvilāsa saṃ	[K] Caluvēśvara	Cikka Kṛṣṇe Arasu	30
[W4] Kṛṣṇavilsā saṃ	[K] Mahāliṃgēśvara	Aḷiyamdiru Liṃga Rājē Arasu	37
[W5] Sītāvilāsa saṃ	[K] Dēvēśvara	Turuvēkere Basava Rājē Arasu	29
[W6] H[o]so[<a] saṃ	[K] Lakṣmīśvara	Aṃbāvilāsada Gurikāra Mari Mādaiya	28
[W7] Bokkasattoṭṭi saṃ	[K] Gourīpatīśvara	Kottāgālada Kāmtappa	36
[W8] Caṃdraśālātōṭṭi saṃ	[K] Mallēśvara	Kh[ā]sā Tabēle Gurakāraṃtri Subbaṃṇa	27
[W9] Madanavilāsattoṭṭi saṃ	[K] Muddu Liṃgēśvara	Hosahalli Mallikārjunappa	26
[W10] cikka buddhīyavara mātuśrī	[K] Puṭṭa Raṃgēśvara	Aṃbāvilāsada Gurikāra Mallappa	25
[W11] Bokkasattoṭṭi 2ne saṃ	[K] Siddhēśvara	Naṃjanagūḍu Siddhappa	35
[W12] Caṃdravilāsa saṃ	[K] Basavēśvara	Bakṣi Rāmasamudrada Dyāvāṃṇa	34

[W13] Manōvilāsa saṃ	[K] Mari Dēvēśvara	Turuvēkere Naṃjappa	40
[W15] Kamāmtōṭṭi saṃ	[K] Bhadrēśvara	Aḷiyamdiru Kṛṣṇē Arasu	39
[W20] Samukhada toṭṭi Muddu Kṛṣṇājammaṃṇi	[K] (1852) Muddu Kṛṣṇēśvara	Khāsa Bokkasada Gurikāra Bhadrappa	8, 41
[S] Madanavilāsattoṭṭi puṭṭusvāmi	[K] Bāla Cāmarājēśvara	Aḷiya Dēva Rāje Arasu	24
[S] cikka buddhi	[K] Bāla Naṃarājēśvara	Samukhatōṭṭi Gurikāra Mari Mallappa	38
[D] Doḍḍa Puṭammaṃṇi	[N] (1851) Bāla Keṃpa Naṃjēśvara	āḷida mahāsvāmi	6, 21
[D] Puṭṭatāyammaṃṇi	[N] (1853) Bāla Keṃpa Dyāvājēśvara	āḷida mahāsvāmi	7, 22
[O] pādasēvakaḷāda Hosūru Subamma	[?] (1852) Subraṃhmaṃṇyēśvara	Hosūru Nāgama	9, 45
-	[N] (navaraṅgada dakṣiṇa dvāra)	Samukhada Gurikāra Javanaiya	19
-	[K] (kh[ā]sā bhakta vigrahada maṃdirāsthāna)	Gottugārru Bhadrakāḷammai	49
-	[?] Nārāyaṇa Svāmī	Samukhada Karavaṭṭi Gurikāra Aṃgaḍi Malaiya	42
-	[?] Dakṣiṇamūrti	Camānu Gurikāra Kapanaiya	43
-	[?] Caṃḍikēśvara	Arjabegī Basava Liṃgaiya	44
-	[K] Sahasra Liṃga	Mōdīkhānī Bakṣī Vīrabhadraiya	23

注) 刻文による。「王族名」の項目の列にある[ ]内のローマ字は、王との続柄を示したものである。Eは自身（クリシュナ・ラージャ3世）、Mは母（番号は「一族の樹」のチャーマ・ラージャ8世妃の記載順。付表2参照）、Wは妻（番号は「一族の樹」のクリシュナ・ラージャ3世妃の記載順。付表3参照）、Sは男子、Dは女子、Oはそれ以外を意味する。「神名」の項目の列にある[ ]内のローマ字は、当該神体を安置する祠堂の場所を示したものである。Gは胎堂、Kは周壁内側の広縁（kaisāle）、Nはナヴァランガ会堂を意味する。同じ「神名」の項目の列にある丸括弧内の数字は、合祀された年代を表す。「Ins.（刻文）」の項目の列にある番号は、いずれも『カルナータカ刻文集』第4巻のチャーマラージャナガラ郡（EC 4, Ch）の刻文番号のことである。

付表9 ナンジュンデーシュヴァラ寺院の祠堂と扉奉納者一覧

王族名	神名	扉奉納者名	Ins.
[W4] Kṛṣṇaviḷāsada saṃnidhānada Liṃgājiyaṃmaṇi	[N] (1847) Mahāliṃgēśvara	Dēvapārthiva Rāja Bahadaravaru	10, 11
[W12] Caṃdraviḷāsada toṭṭi Kempina Basaṃmayya	[N] (1834) Basavēśvara	Rāmasamudrada Naṃjappa	6, 7
[W13] Maṇōviḷāsa toṭṭi Mari Dēvaṃmayya	[N] (1834) Mari Dēvēśvara	Cikka Puṭṭammaṃṇiyavara saṃ	8, 9
[W20] Samukhada toṭṭi Muddu Kṛṣṇājiyaṃmaṃṇi	[?] (1849) Muddu Kṛṣṇēśvara	-	2
[D] Doḍḍa Puṭṭammaṃṇi	[N] (1851) Bāla Kempa Naṃjēśvara	āḷida mahāsvāmī	4, 5
[D] Puṭṭa Tāyaṃmaṇī	[N] (1853) Bāla Kempa Dēvājēśvara	āḷida mahāsvāmī	12, 13
[O] Pādasēvakaḷāda Gottugāti Pārvataṃma	[?] (1849) Pārvatēśvara	-	3
[O] Pādasēvakaḷāda Hosūru Subbaṃma	[K] (1847) Subrahmaṇyēśvara	Hosūru Nāgaṃma	18, 20
[O] Bhadrakāḷaṃma	[K] (1851) Bhadrakāḷēśvara		19
-	[N] (navaraṃgada dakṣiṇadvāra)	Killekacēri Kumamḍāna Niṭre Puṭṭa Basavaiya	15
-	[N] (navaraṃgada pūrvadvāra)	Samukhada toṭṭi saṃ	16

注) 刻文による。「王族名」の項目の列にある[ ]内のローマ字は、王との続柄を示したものである。Wは妻（番号は「一族の樹」のクリシュナ・ラージャ3世妃の記載順）、Dは女子、Oはそれ以外を意味する。「神名」の項目の列にある[ ]内のローマ字は、当該神体を安置する祠堂の場所を示したものである。Kは周壁内側の広縁 (kaisāle)、Nはナヴァランガ会堂を意味する。同じ「神名」の項目の列にある丸括弧内の数字は、合祀された年代を表す。「Ins. (刻文)」の項目の列にある番号は、いずれも『カルナータカ刻文集』第3巻のナンジャナグードゥ郡 (EC 3, Nj) の刻文番号のことである。

付表 10 クリシュナ・ラージャ 3 世の信者像

奉納された寺院の名	種類
Prasanna Kṛṣṇa Svāmi	石像 5 体[EC 5, My:53]、銅像 4 体[EC 5, My:53] cf. [EC 5, My:37; VAR: 102; COV: 295; Simmons 2020: 154]
Cāmuṃḍēśvari	石像 4 体[EC 4, My:153] cf. [EC 5, My:148; VAR: 99; COV 275; Simmons 2020: 152-153]
Cāmarājēśvara	石像 5 体+1 体[EC 4, Ch:48]、銅像 5 体[EC 4, Ch:48] cf. [VAR: 101; COV: 289; Simmons 2020: 159]
Namjuṃḍēśvara	石像 5 体[EC 3, Nj:21]+1 体、銅像 4 体[EC 3, Nj:23] cf. [MAR 1940: 26-27; VAR: 100; COV: 282; Simmons 2020: 146]
Caluva Nārāyaṇa Svāmi	石像 5 体 cf. [Simmons 2020: 149]

付表 11 マドゥヴァナの刻文付きブリンダーヴァナー一覧

年代	女性の名前 (クリシュナ・ラージャ 3 世との続柄)	刻文
1855	クリシュナ・ヴィラーサ御前のリンガージャンマンニ (妻)	EC 4, My:28
-	プッタ・ランガンマイヤ <sup>a)</sup> (妻)	EC 4, My:29
-	母 (matuśrī) チャルヴァージャンマンニ <sup>b)</sup> (母か妻)	EC 4, My:30
-	母ナンジャンマンニ <sup>c)</sup> (母か)	EC 4, My:31
-	大王妃 (mahārājeśrī) デーヴァージャンマンニ <sup>d)</sup> (妻か)	EC 4, My:32
-	母ラクシュマンマンニ <sup>e)</sup> (妻か)	EC 4, My:33
-	母ドッダ・ラクシュマンマンニ <sup>e)</sup> (母か)	EC 4, My:34
-	治天の御主君 (āḷida mahāsvāmi) の娘ケンパ・チャーマンマンニ <sup>f)</sup> (子)	EC 4, My:35

- a) 刊本には Puśtha Raṅgamaiya とあるが、どこかの段階で Puṭṭa Raṅgamaiya が誤記、あるいは、誤読されたものである。プッタ・ランガージャンマンニ (ランガンマイヤ) は、「一族の樹」では第 10 妃として登場する。彼女の没年は不明である。
- b) チャルヴァージャンマンニは、クリシュナ・ラージャ 3 世第 3 妃の名前であるが、チャーマ・ラージャ 8 世第 3 妃の名前でもある。誰から見て「母」なのかが記されていないので、「母」とあるだけでは特定できない。クリシュナ・ラージャ 3 世第 3 妃は、夫の跡を継いだ養子のチャーマ・ラージャ 9 世時代に没したので、チャーマ・ラージャ 9 世の視点から「母」と表現されても不自然ではない。
- c) 「一族の樹」によるかぎり、チャーマ・ラージャ 8 世とクリシュナ・ラージャ 3 世の妻の中で、単に「ナンジャンマンニ」と呼ばれるのは、前者の第 5 妃だけである。クリシュナ・ラージャ 3 世の「母」であり、同王の時代にブリンダーヴァナが設けられた可能性が高い。
- d) 刊本には Dyāvājāmbādēvi とある。このかたちで名前が表記されるのは、「一族の樹」のなかではチャーマ・ラージャ 8 世第 7 妃とクリシュナ・ラージャ 3 世第 1 妃だけである。「大王妃」という称号から、1810 年代までに他界した後者の可能性が高い。
- e) 「一族の樹」によれば、チャーマ・ラージャ 8 世第 6 妃とクリシュナ・ラージャ 3 世第 6 妃の名前がともに「ラクシュマンマンニ」である。「ドッダ・ラクシュマンマンニ」の「ドッダ」(「大きい」の意) は、同名の人物を区別する必要がある際に年長の方につける通り名的なものなので、「ドッダ・ラクシュマンマンニ」がチャーマ・ラージャ 8 世妃 (クリシュナ・ラージャ 3 世の「母」)、「ラクシュマンマンニ」がクリシュナ・ラージャ 3 世妃 (チャーマ・ラージャ 9 世の「母」) と推測される。
- f) 「一族の樹」には、クリシュナ・ラージャ 3 世第 3 妃ラマー・ヴィラーサのチャルヴァージャンマンニの娘として登場する。彼女は 1819 年に早世した。

付表 12 「一族の蓮」に記録された歴代マイルール王の妻と子どもの数

代数	王名	妻	男子	女子	子ども
1	Ādi Yadu Rāya	2	2		(2)
2	Hirī Beṭṭaccāmarāja	4	1		(1)
3	Tiṃmapa Rāja	3	1		(1)
4	Hirī Cāma Rājarasa	2	1		(1)
5	Hirī Beṭṭaccāma Rāja	3	4	4	(8)
6	Yiṃmaḍi Tiṃmappa Rāja	5	1		(1)
7	Bōḷu Cāma Rāja	4	4	4	(8)
8	Beṭṭaccāma Rāja	13	5	1	(6)
9	Rāja	8	5	1	(6)
10	Cāma Rāja	65			0
11	Yiṃmaḍi Rāja	19			0
12	Kaṃṭhīrava Narasa Rāja	182	3		(3)
13	Doḍḍa Dēva Rāja	53	8	3	(11)
14	Cikka Dēva Rāja	22	1	1	(2)
15	Kaṃṭhīrava Mahārāja	3	5		(5)
16	Vaṃmaḍi Doḍḍa Kṛṣṇa Rāja	45	2		(2)
17	Vaṃmaḍi Cāma Rāja	3			0
18	Yiṃmaḍi Kṛṣṇa Rāja	8	5	4	(9)
19	Naṃja Rāja	0			
20	Yiṃmaḍi Beṭṭa Cāma Rāja	0			
21	Muṃmaḍi Khsā Cāma Rājēṃdra	10	4	0	(4)

注) 列の項目の原語は以下の通り。妻 patnīru、男子 gaṃḍu / gaṃḍu maga / gaṃḍu makkaḷu、女子 heṃṇu / heṃṇu magaḷu / heṃṇu makkaḷu、子ども makkaḷu / makkaḷugaḷu。王名は基本的に原文にあるとおりに表記している。本文でカナ表記する場合、付表 1 にある同じ代数の王の表記を原則として用いた。「子ども」の項目の列にある丸括弧内の数字は、男女別に記録された人数を合算したものである。

付表 13 『化身の海』に記録された歴代マイルール王の妻と男子の数

代数	王名	ブ妻	ガ妻	妻	妻種別男子	男子
1	Yadu Mahārāya	1	2	(3)	2	(2)
2	Hirī Beṭṭaccāma Rāja	1	3	(4)		1
3	Timma Rāja	1	2	(3)		
4	Hiri Cāma Rāja	2		(2)		
5	Beṭṭaccāma Rāja	1	2	(3)	3	1 (4)
6	Timma Rāja	1	4	(5)		1
7	Cāma Rāja	2	2	(4)		4
8	Beṭṭaccāma Rāja	5	8	(13)	2	3 (5)
9	Rāja	5	3	(8)		5
10	Cāma Rāja			65		
11	Immaḍi Rāja			19		
12	Kaṃṭhīrava Narasa Rāja			183		
13	Doḍḍa Dēva Rāja			53		8
14	Cikka Dēva Rāja			22		1
15	Kaṃṭhīrava Mahārāja			3		5
16	Doḍḍa Kṛṣṇa Rāja			42	0	1 (1)
17	Cāma Rājēṃdra			3		
18	Immaḍi Kṛṣṇa Rāja			8	3	1 (4)
19	Naṃja Rāja					
20	Beṭṭaccāma Rāja					
21	Cāma Rāja	7	3	(10)	3	1 (4)

注) 列の項目にある「ブ妻」と「ガ妻」は「ブラーフマ妻 (brāhmapatni)」と「ガンダルヴァ妻 (gāṃdharvatni)」の略である。列の項目にある「妻」と「男子」の原語は、patni[*yaru*]、putra[*ru*]である。王名は基本的に原文にあるとおりに表記している。本文でカナ表記する場合、付表 1 にある同じ代数の王の表記を原則として用いた。「妻」の項目の列にある丸括弧内の数字は、ブラーフマ妻とガンダルヴァ妻の人数を合算したものである。「妻種別男子」の項目の列には、左側にブラーフマ妻を、右側にガンダルヴァ妻をそれぞれ生母とする男子の人数を示した。「男子」の項目の列にある丸括弧内の数字は、ブラーフマ妻とガンダルヴァ妻をそれぞれ生母とする男子の人数を合算したものである。

付表 14 『一族の海』に記録された歴代マイスール王の妻と子どもの数

代数	王名	妻	男子	女子
1	Yadu Mahārāya	1	2	
2	Hirī Beṭṭa Cāma Rāja	1	1	
3	Modalanē Timma Rāja	1	1	
4	Hirī Cāma Rājarasa	1	1	
5	Beṭṭa Cāma Rāja	1	3	3
6	Eraḍane Timma Rāja	1	1	
7	Bōḷa Cāma Rāja	2	4	3
8	Beṭṭa Cāma Rāja	5	2	
9	Rāja	5	5 (1)	1
10	Cāma Rāja	5		
11	Immaḍi Rāja	2		
12	Raṇadhīra Kaṃṭhīrava Narasa Rāja	10	1 (1)	
13	Doḍḍa Dēva Rāja	3	2	2
14	Cikka Dēva Rāja	10	1	1
15	Kaṃṭhīrava Mahārāja	2	2	
16	Doḍḍa Kṛṣṇa Rāja	9	1 (2)	
17	Cāma Rāja	3	0	0
18	Immaḍi Kṛṣṇa Rāja	3	3 (1)	3
19	Naṃja Rāja	0		
20	Beṭṭada Cāma Rāja	0		
21	Khāsā Cāma Rāja	7	4	
22	Mummaḍi Kṛṣṇa Rāja	5	(1)	1

注) 列の項目の原語は以下の通り。妻 patni[*yaru*]、男子 putra[*ru*]、女子 putri[*yaru*]。王名は基本的に原文にあるとおりに表記している。本文でカナ表記する場合、付表 1 にある同じ代数の王の表記を原則として用いた。「男子」の項目の列にある丸括弧内の数字は、実子ではない養子の人数を示したものである。例えば、第 18 代クリシュナ・ラージャ 2 世の場合、実子の男子 3 人に加えて、養子の男子 1 人がいたことを意味する。

付表 15 『一族の海』に記載されたクリシュナ・ラージャ 3 世の妻

	妻の名		妻の父の名 (家名と人名)	
1		Dēvājammaṇṇi	Beṭṭadakōṭe	Gōpālarājē Arasu
2	Lakṣmīvilāsa sannidhāna	Dēvājammaṇṇi	Bāgaḷī	Dēsē Arasu
3	Ramāvilāsa sannidhāna	Celuvājammaṇṇi	Beṭṭadakōṭe	Gōpālarājē Arasu
4	Sītāvilāsa sannidhāna	Dēpājammaṇṇi	Turuvēkere	Vīrarājē Arasu
5	Hosa sannidhāna	Lakṣmammaṇṇi	Hullahaḷḷī	Naṃjarājē Arasu

付表 16 クリシュナ・ラージャ 3 世妃の記載順 (上位の一部)

	「一族の樹」	『化身の海』	『一族の海』
1	Dyāvājāmbādēvi	Dēvājammaṇṇi	Dēvājammaṇṇi
2	Dēvāmbādēvi	Dēvājammaṇṇi	Dēvājammaṇṇi
3	Caluvāmbādēvi	Celuvājammaṇṇi	Celuvājammaṇṇi
4	Liṃgājamāmbādēvi	Dēpājammaṇṇi	Dēpājammaṇṇi
5	Dēvāmbādēvi	Lakṣmammaṇṇi	Lakṣmammaṇṇi
6	Lakṣmāmbādēvi	Liṃgājammaṇṇi	
7	Puttagourāmbādēvi	Puttagourājammaṇṇi	
	(以下省略)	(以下省略)	

FINDAS リサーチペーパーシリーズは、人間文化研究機構南アジア地域研究推進事業の出版物です。

人間文化研究機構 (NIHU) <http://www.nihu.jp/ja/research/suishin#network-chiiki>

NIHU プログラム 南アジア地域研究 (INDAS) <http://www.indas.asafas.kyoto-u.ac.jp/>

東京外国語大学拠点 南アジア研究センター (FINDAS) <http://www.tufs.ac.jp/ts/society/findas/>

FINDAS リサーチペーパーシリーズ 17

英領期前半インドのマイスール藩王国における王権の再構築と王家女性たち

太田 信宏

---

2022 年 3 月 27 日発行 非売品

発行 東京外国語大学拠点 南アジア研究センター

〒183-8534 東京都府中市朝日町 3-11-1

東京外国語大学 研究講義棟 700 号室 南アジア研究センター

TEL: 042-330-5222

<http://www.tufs.ac.jp/ts/society/findas/>

印刷 株式会社 美巧社 東京支社

〒170-0003 東京都豊島区駒込 1-35-4 グローリア駒込 2F

TEL: 03-6912-2255

---

ISSN 2432-437X





